

第 5 期 松本市地域福祉計画

第 2 期 松本市成年後見制度利用促進基本計画

第 2 期 松本市再犯防止推進計画

(令和 8 年度～令和 12 年度)

令和 8 年 3 月



第5期松本市地域福祉計画の策定にあたって 「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の更なる推進」

人口減少と少子高齢化が一層進む中、松本市でも「地域の担い手不足」が深刻化しています。

加えて、家族形態の変化や地域コミュニティの希薄化が進む中で、働き方改革や勤務先への帰属意識の低下に伴い、職場における人間関係も薄れつつあります。こうした日常の様々な場面で「つながり」が弱まったことを背景に、近年、社会的孤立という課題が顕在化しています。

急速に変化する社会環境においては、介護と育児が同時に必要となる世帯や、高齢の親と引きこもりがちの子どもが同居する世帯など、個人・世帯単位で複数の課題を抱え、複合的な支援を必要とする方が増えています。公的支援制度の受給要件を満たさないことから、制度の狭間に陥るケースも増加しています。

このような状況を踏まえ、来年度から5年間を計画期間とし、「みとめあい、役割を持ち、ささえあって生きる『誰も取り残さない地域共生社会』をともにつくる」を基本理念に掲げた、第5期松本市地域福祉計画を策定しました。

複合的な課題が顕在化する中で、松本市は、「誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業」を通じて、各分野の制度を充実させるだけでなく、従来の縦割りを超えて属性にとらわれない包括的な相談受付・支援連携体制を強化します。制度だけでは対応できない課題を抱える方には、伴走型の支援を提供し、地域の皆さん、社会福祉法人、企業、NPO法人等と連携して、人と人のつながりがセーフティネットとなる地域づくりを一体的に推進します。

松本市が目指す「一人ひとりが豊かさと幸せを実感できるまち」を実現するため、互いの個性や価値観を尊重し合い、誰もが役割を担い、困ったときには支え合える地域共生社会に向けて、地域福祉を進めていきます。

計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見をいただいた市民の皆様、そして、松本市社会福祉審議会の委員をはじめとする関係者の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和8（2026）年3月

松本市長 臥雲 義尚

目次

第1章	計画の基本的な考え方	1
1	計画策定の趣旨	2
2	計画の基本事項	3
第2章	地域福祉を取り巻く環境	5
1	わが国の現状と社会の動向	6
2	松本市を取り巻く環境	8
3	市民アンケートの結果	14
第3章	松本市の地域福祉施策の振り返り	20
1	地域づくりに向けた取り組み	21
2	地域福祉政策のあゆみ	23
3	第4期 地域福祉計画の成果と課題	24
4	第4期計画の総括	31
第4章	本計画の目指す姿	32
1	基本理念（スローガン）	33
2	計画の基本的な考え方	33
3	基本目標	36
4	施策の体系	36
第5章	施策の展開	37
	基本目標1：安心して暮らせるまちづくり	38
	施策1-1：子ども・若者支援の推進	39
	施策1-2：高齢者福祉の推進	40
	施策1-3：障がい者福祉の推進	41
	施策1-4：成年後見制度の利用促進（要約）	42
	施策1-5：生活困窮者支援の推進	43
	施策1-6：健康づくりの推進	44
	施策1-7：多様性を受け入れる文化の推進	45
	施策1-8：再犯防止対策の推進（要約）	46
	施策1-9：防災減災の推進	47

基本目標 2：誰も取り残さない仕組みづくり	48
施策 2-1：包括的な相談支援体制の推進	49
施策 2-2：個別支援・伴走型支援体制の推進	51
施策 2-3：社会参加・地域づくりの支援	53
施策 2-4：福祉のまちづくり（地域共生社会）への支援	55
施策 2-5：福祉のまちづくりの担い手の育成	56
【コラム】地域の実践事例　－地域共生社会へ向けた地域の実践事例－	57
第 2 期　松本市成年後見制度利用促進基本計画.....	61
第 2 期　松本市再犯防止推進計画.....	67
第 6 章　資料編	75
1 委員名簿	76
松本市社会福祉審議会名簿.....	76
地域福祉専門分科会名簿.....	77
児童福祉専門分科会名簿.....	77
高齢者福祉専門分科会名簿.....	78
障害者福祉専門分科会名簿.....	78
2 計画策定の経緯	79
3 重層的支援体制整備事業の実施体制.....	80
4 用語解説	85

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

わが国では、過去に類を見ないペースで少子化と高齢化が急速に進行しています。

また、同時に、価値観やライフスタイルの変化によって「家族機能の低下」や「近隣関係の希薄化」も進んでいます。

こうした社会の変化に伴って、高齢化などによって日常生活のケアが必要な人が増加する一方、ケアを担う支え手が減少するため、公的福祉サービスを活用していても、家族介護や近隣住民の支えを受けながら自宅で生活が続けることが難しくなりつつあり、こうした状況が日本全国に広がりつつあります。

また、社会的な孤立や複合的な困難を抱える世帯への対応など、保健医療の連携に加えて、教育・居住・就労・地域づくりなどの連携が求められる課題が増加しています。

こうした中で、近年では、以下に示すような地域福祉の政策が推進されてきました。

図表 1 地域福祉に関する国の政策

地域包括 ケアシステム	平成 24（2012）年度より、団塊の世代が後期高齢者になる令和 7（2025）年度を見据え「地域包括ケアシステム（誰もが可能な限り住み慣れた地域で、自立した生活をおくれるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制）」の構築を推進するもの
地域共生社会*	平成 28（2016）年度からは、福祉制度や福祉分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、暮らしや生きがいを住民がともにつくっていく「地域共生社会*」の構築を目指すことが提唱され、令和 3（2021）年度には、その理念が社会福祉法にも反映され、制度化。
重層的支援 体制整備事業	令和 2（2020）年度には、公的福祉制度の対象となりにくいような困難や不安を抱えている人や、複雑化・複合化した困難を抱えている人に対応するための重層的支援体制整備事業*が市町村の任意事業に位置付けられた。

松本市には、35地区の「福祉ひろば」を拠点とした福祉のまちづくりの歴史と蓄積があるため、こうした強みを生かしながら国の推進する政策をもとに、松本市に適した形で推進していくことが求められています。

こうした状況を踏まえ、第5期松本市地域福祉計画（以下「本計画」という。）は、誰もが孤立することなく自分らしく安心して暮らしていける「地域共生社会*の実現」に向けて、市や関係機関、地域住民などが、理念と担うべき役割を共有し、その実践を促進していくために策定するものです。

2 計画の基本事項

(1) 策定する計画と各計画の法的根拠

本計画は、以下に示す3つの計画と一体的に策定します。本計画は、松本市福祉政策のマスタープランであるため、一体的に策定することによって、それぞれの計画内容を連携させるとともに、関連する施策を一覧できるようにします。

図表2 一体的に策定する計画と法的根拠

地域福祉計画	社会福祉法 第107条を根拠とする市町村が地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画。地域住民の福祉課題の解決、地域の支え合い体制づくり、包括的な福祉施策の推進等を内容とする。
重層的支援体制整備事業実施計画	社会福祉法 第106条の5を根拠とする任意事業の実施計画。市町村が国の交付金を活用して分野横断的・包括的な支援体制整備を構築するために必要な方針・対象・実施体制などをまとめる。
成年後見制度利用促進基本計画	成年後見制度*の利用の促進に関する法律 第14条第1項を根拠とする法定計画。成年後見制度*が「必要な人に必要な支援が届く制度」となるよう、利用促進と地域支援体制の整備を図る。
再犯防止推進計画	再犯の防止等の推進に関する法律 第8条を根拠とする努力義務に位置付けられる計画。地域における出所者や保護観察対象者、犯罪歴のある人への円滑な社会復帰と再犯防止、地域の協働体制の構築を図る。

(2) 地域福祉の推進主体と役割分担

社会福祉法では、「地域住民」「社会福祉事業者」等が相互に協力して、「援助を必要とする地域住民」が孤立することなく日常生活を営めるように、社会、経済、文化、その他の活動に参加できる機会が確保されるよう地域福祉の推進に努めなければならないとされています。また、国・地方自治体には、地域福祉推進のための包括的な支援体制を整備する責務があり、関係機関との連携によって地域生活課題の解決の支援を行うことが求められています。

これを踏まえて、本計画では、援助を必要とする市民が孤立することなく日常生活を営めるよう、市は、地域住民や社会福祉事業者によるケアの取り組みの活発化を支援するための環境と支援事業を整備するとともに、関係機関との連携によって包括的な支援体制を構築し、地域生活課題の解決に取り組むものとします。

一方、社会福祉法第109条において地域福祉の推進団体として規定される松本市社会福祉協議会は、地域福祉の推進に取り組み、地域福祉推進の実行計画である「地域福祉活動計画」を作成し、本市とともに地域福祉向上のための支援を行います。

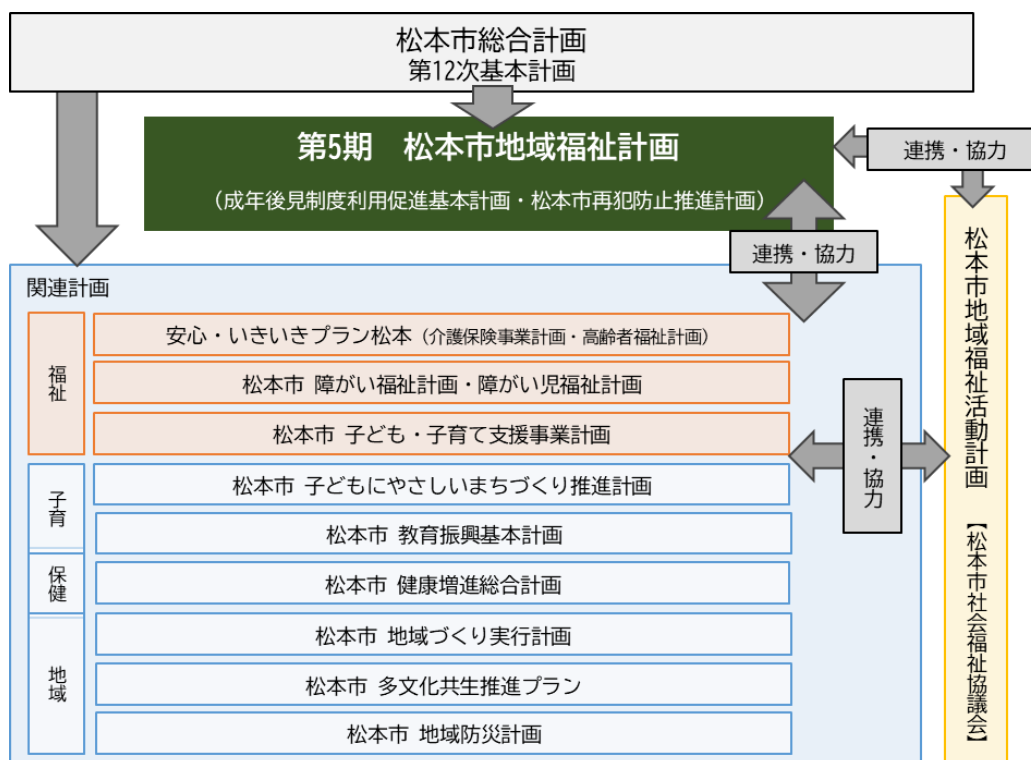
(3) 計画期間

計画期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度の5年間とします。ただし、松本市を取り巻く地域福祉の課題に変化があった場合には、必要に応じて見直しを検討します。

(4) 他の計画との関連性

本計画は総合計画を上位計画として、地域福祉を総合的に推進するマスタープランとして策定します。第5期では、誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業（重層的支援体制整備事業*）実施計画を一体化し、成年後見制度*利用促進基本計画、再犯防止推進計画を包含して策定するとともに、松本市の保健福祉・子育て・地域づくり分野の個別計画、松本市社会福祉協議会の地域福祉活動計画との連携を図ることで、各施策の推進を支援します。

図表3 計画の関連性



(5) 計画策定及び進捗管理の体制

本計画は、社会福祉審議会及び地域福祉専門分科会において各施策等を審議し、策定します。

計画策定後の進捗管理については、社会福祉審議会において、市の自己評価を報告することで、審議会からの意見・提言を参考にしながら取り組みを改善していきます。

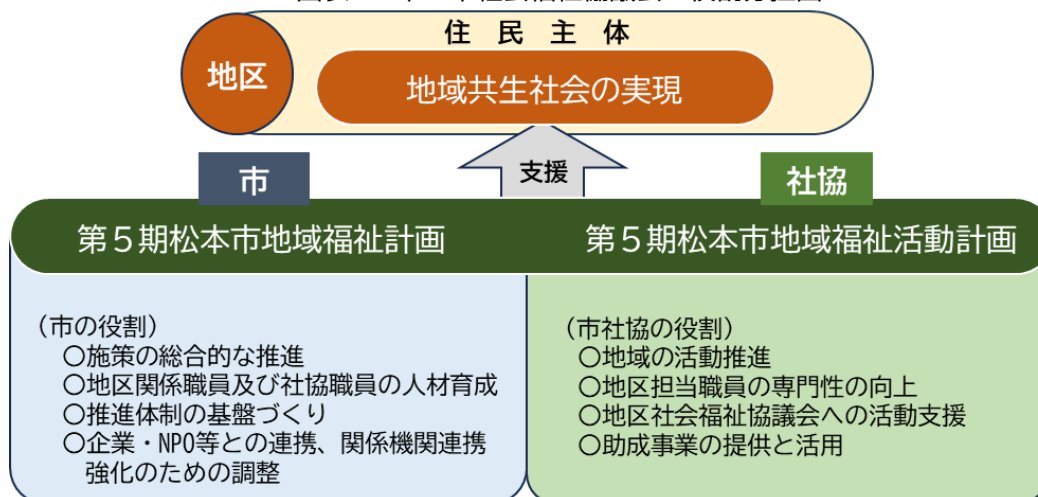
(6) 市と市社会福祉協議会の役割分担

市と市社協は、本計画と地域福祉活動計画により住民主体の地域福祉活動を支援します。

市の役割としては、本計画に示す施策の推進をはじめ、職員の人材育成や市社協の人材育成支援を行うとともに、地域福祉の推進体制を整備します。また、民間企業をはじめNPO法人、関係機関との連携強化に向けた調整を図ります。

市社協の役割としては、地域の福祉活動を推進し、担い手となる人材育成をはじめ、地区別の活動支援を行うとともに、地域福祉活動計画により地域における事業を推進します。

図表4 市と市社会福祉協議会の役割分担図



第2章 地域福祉を取り巻く環境

1 わが国の現状と社会の動向

(1) 少子高齢社会と人口減少

少子高齢化・人口減少という国及び地域が抱えている大きな課題は、国全体の経済・社会の存続の危機に直結する大きな課題です。人口減少により多くの地域では社会経済の担い手の減少を招き、地域の活力や持続可能性を脅かす課題を抱えています。

社会保障・人口問題研究所の推計によれば、日本の人口は令和38（2056）年には総人口が1億人を割り込み、高齢化率も令和37（2055）年には37.6%になると推計されています。今後、単身世帯は増加し続け、令和32（2050）年には4割を超え、そのうちの約半数が高齢者単身世帯になると予測されています。

また、高齢化と同時に少子化も進行しており、戦後には4以上あったわが国の合計特殊出生率*は、第2次ベビーブーム以降（1971～1974年）には2を下回り、2000年代（平成12年～）の初頭の1.4から近年では1.2以下まで低下しています。

このように日常生活において支援を要する高齢者が増加する一方、家族はより小規模になり、社会保障を担う働き盛りの世代も長期的に減少し続ける人口構造になっており、様々な福祉課題が顕在化していく可能性があります。

(2) 近隣関係の希薄化と地域コミュニティの弱体化

地域コミュニティは、個人・家庭といった私的な範囲よりは大きく、政府や自治体といった公的な範囲よりは小さく、地理的範囲・公共性ともに中間的なものとして、相互扶助、世代間交流、伝統文化の維持、地域の構成員の意見調整、生活環境の維持、行政との連絡など、様々な機能を果たしてきました。

しかし、自営業の減少、集合住宅の増加、プライバシー意識の高まりなどのライフスタイルや価値観の変化によって、地域コミュニティの活動に参加できない、あるいは、参加を好まない人が増加し続けてきました。近年では、町会への未加入者も増えており、担い手の高齢化もあいまって、地域コミュニティの役員のなり手不足が課題になっています。このように地域コミュニティの弱体化が進む中で、様々な機能が消失するおそれがあり、地域コミュニティの在り方の見直しのための検討が各地で始まっています。

地域コミュニティの弱体化の根底には、近隣関係の希薄化があり、かつてはごく自然に行われてきた隣近所での見守りや声掛け、雪かきや草むしりなどの相互扶助の活動も急速に失われつつあります。

(3) 地域生活課題の複合化・複雑化

少子高齢化の急速な進行、家族機能の低下、地域コミュニティの弱体化などを背景に、困難を抱える人に対するケアの不足、孤立する人の増加などの課題が顕在化しています。

また、ダブルケア（例：子育て＋高齢者介護）、8050問題*（例：困難を抱えた子＋親の高齢化）、ひとり親世帯の困窮（例：ひとり親＋低収入＋ヤングケアラー*）等など、複数の課題が同時に発生するケースが増加しています。

このような複数分野の課題に対して、分野別に組み立てられた縦割りの既存制度では、対応が難しいケースも顕在化してきており、地域や社会がこのようなニーズを受け止める力を高めていくことが今後一層求められています。

(4) 「孤立」を抱える人の増加

OECD加盟国における調査で、友人等と交流の無い人の割合は日本が15.3%（OECD平均6.7%）と最も高い結果となっており、孤立は、幅広い年齢や属性において増加していると考えられます。また、内閣府は、死後8日以上が経過してから死亡が確認された「孤立死数」は令和6（2024）年の1年間で2万人以上にのぼると推計しました。

これに対して、政府は、「孤独・孤立対策推進法」を令和5（2023）年に施行し、内閣府が「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」を令和6（2024）年に策定しました。

今後、ますます単身世帯の比率が高まっていくことが予測される中で、自治体での計画策定や体制整備を進めていく必要があります。

(5) 子どもの貧困・孤立を支える民間中心の活動の活性化

近隣関係の希薄化や地域コミュニティの弱体化、ボランティアの高齢化などが課題となっている一方、平成22（2010）年以降、子どもの食の確保、孤立の予防、公的支援との接続、学習支援などの機能をもつ「子ども食堂*（子どもの居場所）」が全国で急増しています。令和6（2024）年には1万か所を上回り、全国の中学校数よりも多くなりました。

「子どもを支えたい」という思いは世代を超えて共感しやすく、食事や配膳などの気軽に手伝える支援内容や様々な人と触れ合うことができてやりがいを実感しやすいなどの要因が重なって広がっていったと考えられていますが、現代においても、人を助けることや支えることに関心を持ち、協力する人や企業が多くいることが立証された現象であるといえます。

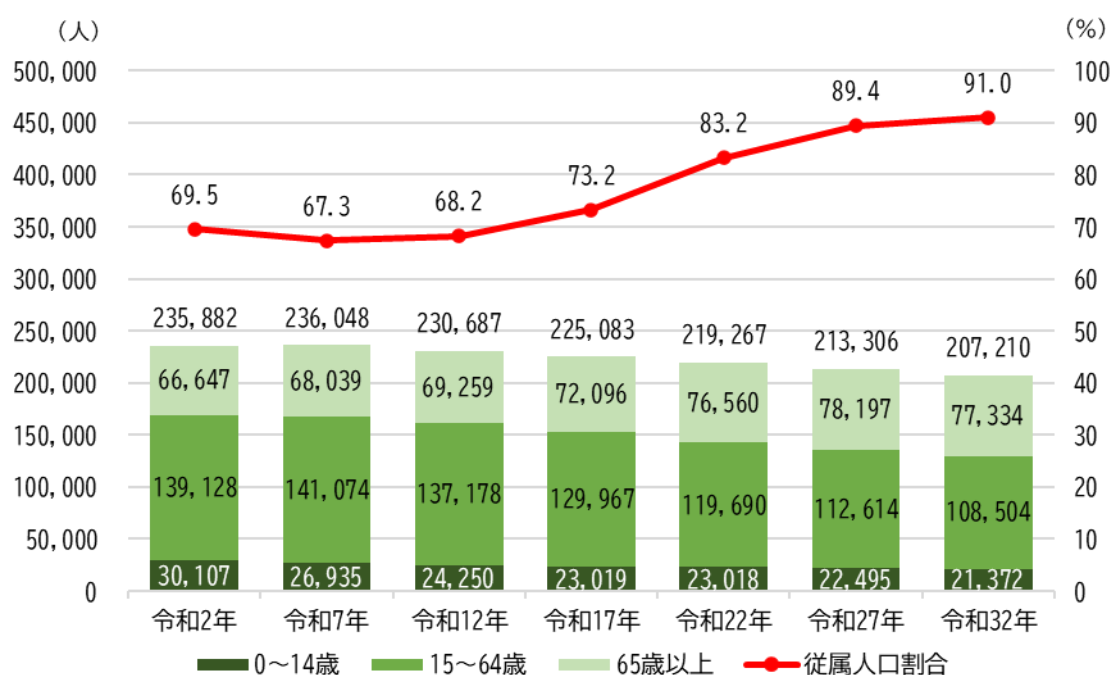
2 松本市を取り巻く環境

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

松本市においても、国全体の傾向と同様に人口減少及び高齢化が進行しています。

松本市の人口は令和12(2030)年には230,687人になると予測されています。その後も人口減少傾向は継続し、令和32(2050)年には207,210人になると予測されています。この間、年少人口及び生産年齢人口は減少するとともに、老年人口は令和27年(2045年)まで増加し、従属人口比率(生産年齢人口100人に対する年少人口及び老年人口の人数の割合)は令和32年(2050)年には、91.0%まで上昇する予測となっています。

図表 5 松本市の年齢3区分別人口・従属人口比率の推移



出典：令和2年は、国勢調査

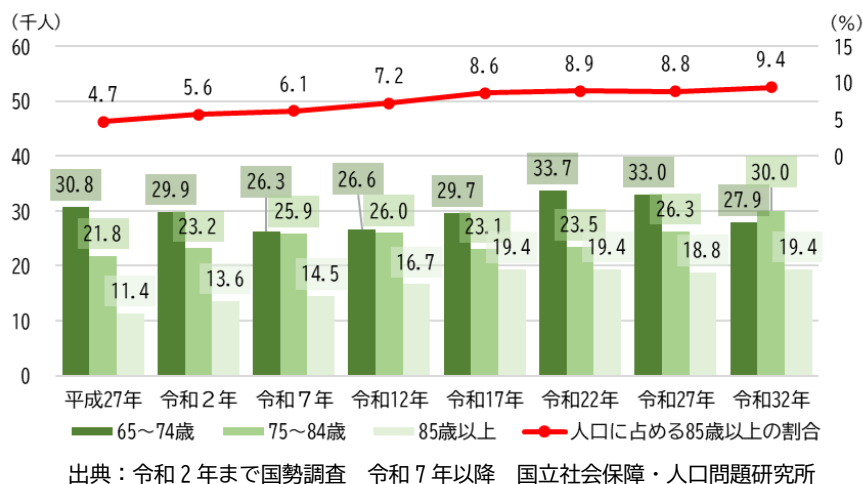
令和7年以降は、国立社会保障・人口問題研究所『『日本の地域別将来推計人口』(令和5(2023)年推計)』

※ 従属人口比率：生産年齢人口100人当たりの年少人口及び老年人口

(2) 高齢者人口推移・推計

老年人口は令和27年（2045年）まで増加し続け、その後、減少していきませんが、要介護認定率が上昇する75歳以上の人口は令和32（2050）年まで上昇し続けます。また、要介護状態だけでなく医療を要する状態になりやすい85歳以上の人口に占める割合は、令和7（2025）年の6.1%から令和32（2050）年には9.4%になると予測されています。

図表 6 高齢人口と 85 歳以上人口割合の推移・推計

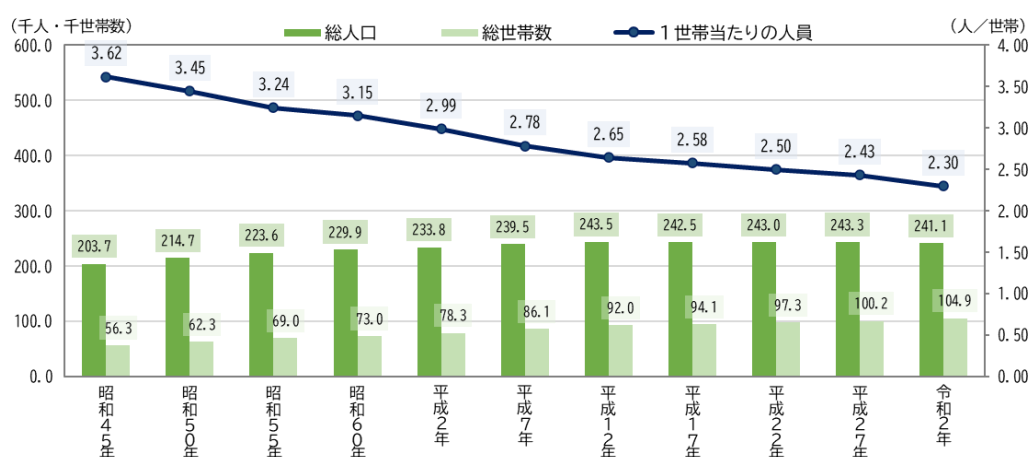


(3) 1世帯あたりの人員数の減少

全国的にも、晩婚、未婚、離婚の増加や親子同居率の低下などにより、世帯の小規模化が進んでいます。全国の世帯人員は、令和2（2020）年は2.21人でしたが、令和32（2050）年の平均世帯人員は1.92人になると予測されています。

松本市においても、かつては3人以上であった世帯人員は令和2（2020）年は2.30人まで減少しています。

図表 7 松本市の人口と世帯数・世帯人員数の推移

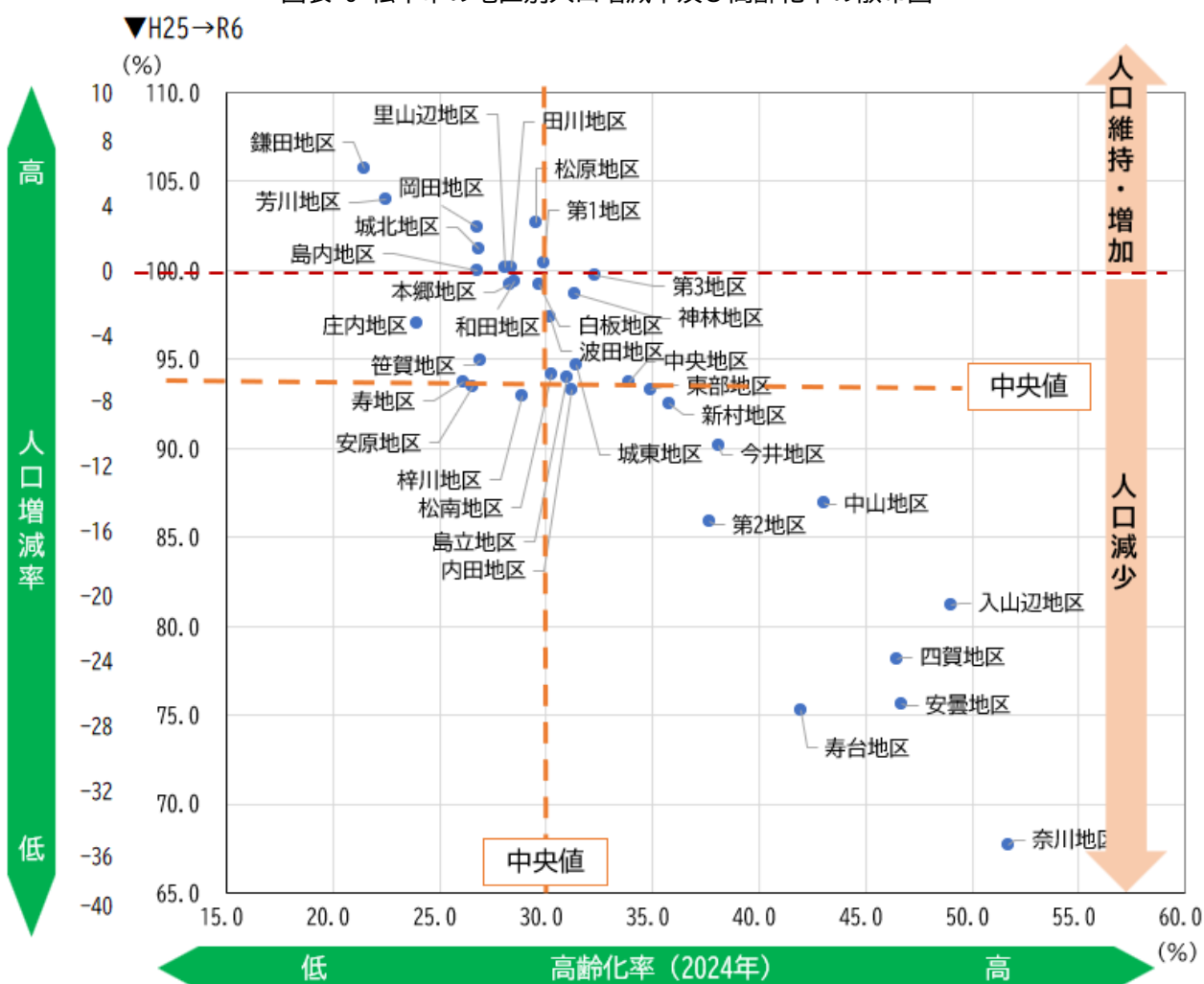


(4) 市内各地区の人口の状況

国全体において地方部を中心として人口減少・少子高齢化が進行しているのと同様に、松本市内においても、地区によって人口減少・高齢化の進行の程度が異なり、おおむね周辺部の地区ほど人口減少・少子高齢化が進行しています。平成25（2013）年から令和6（2024）年の10年間の各地区の人口増減率及び令和6（2024）年の高齢化率を見ると、最も人口の減少した奈川地区では32.2%の減少率であり、同時に高齢化率は51.7%に達しています。他にも人口が20%以上減少した地域は、寿台地区、安曇地区、四賀地区で、高齢化率も40%を超えています。

一方で、鎌田地区を始めとする8地区では人口が増加するとともに、高齢化率は30%を下回っています。このように地域によって、状況が大きく異なるため、実際に松本市の各地区において「地域共生社会*」の実現を推進するためには、全地区一律ではなく、地域の実情に合った取り組みが求められます。

図表 8 松本市の地区別人口増減率及び高齢化率の散布図

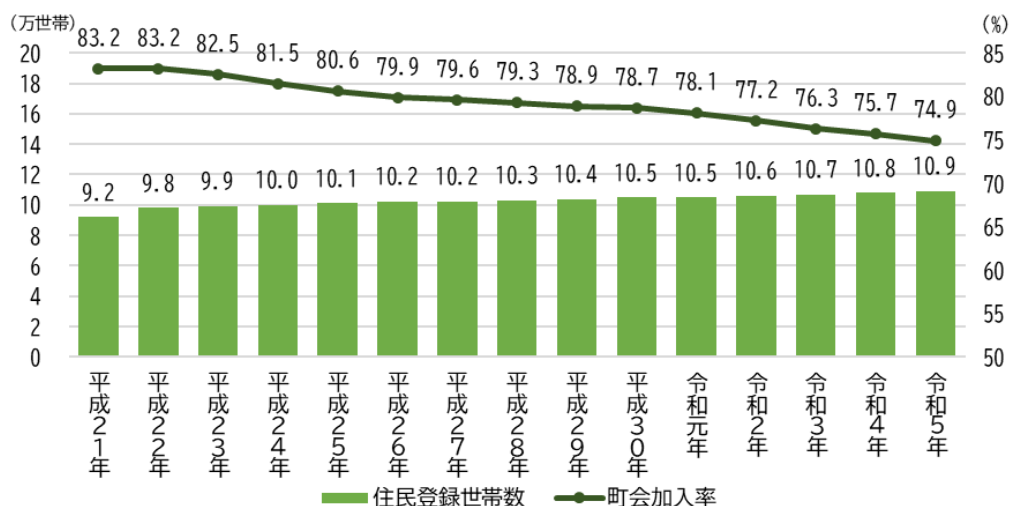


出典：松本市統計「地区別年齢別人口 平成25年5月分・令和6年5月分」

(5) 社会構造の変化による地域活動への影響

前述のような人口減少・少子高齢化に代表される社会構造の変化を受けて、地域住民等による主体的な地域福祉活動が求められている一方、地域社会そのものの構造も変化しています。松本市の町会加入率を見ると、住民登録世帯数は増加傾向であるものの、加入率は一貫して低下しています。

図表 9 松本市の町会加入率の推移



出典：松本市地域づくり支援課

令和6（2024）年度に第12次基本計画の策定のために実施した市民意識調査で、町会加入割合を見ると、若い世代ほど低くなっています。

今後、町会加入率が低下していくと、地域活動の担い手を確保することが困難になることが予想されるため、若い世代にいかに地域コミュニティへの参画を促していくかが課題と言えます。

図表 10 「町会に加入している」と回答した年代別の割合



出典：令和6年市民意識調査のデータを基に作成

(6) 地域における外国人住民の状況

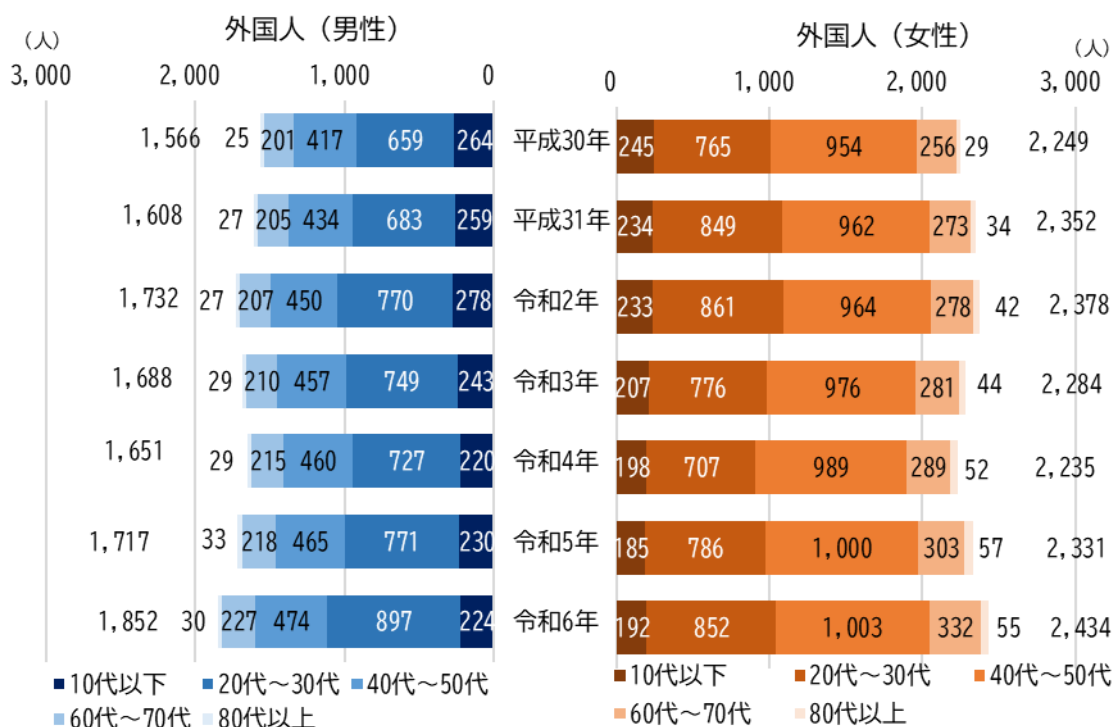
松本市においても、外国人住民の増加等により社会の多様化が進んでいます。

外国人住民数を見ると、平成30（2018）年を中心に増加傾向にあり、令和3（2021）年から令和4（2022）年は新型コロナウイルスの感染拡大によって減少若しくは横ばいになりましたが、外国人住民は長期的には一層増えるものと思われます。

また、男女ともに外国人住民の高齢化も進んでおり、保健、福祉、医療、介護サービスの需要拡大に対する対応が求められます。

外国人住民は言語や文化の違いから地域社会から孤立する可能性があり、「地域共生社会*」の実現に向けては、全ての住民が地域に居場所を見つけ、他者とのつながりの中で暮らし続けられる環境を構築することが必要です。

図表 11 松本市の年代別外国人住民数の推移



出典：住民基本台帳年齢階級別人口（市区町村別）（外国人住民）

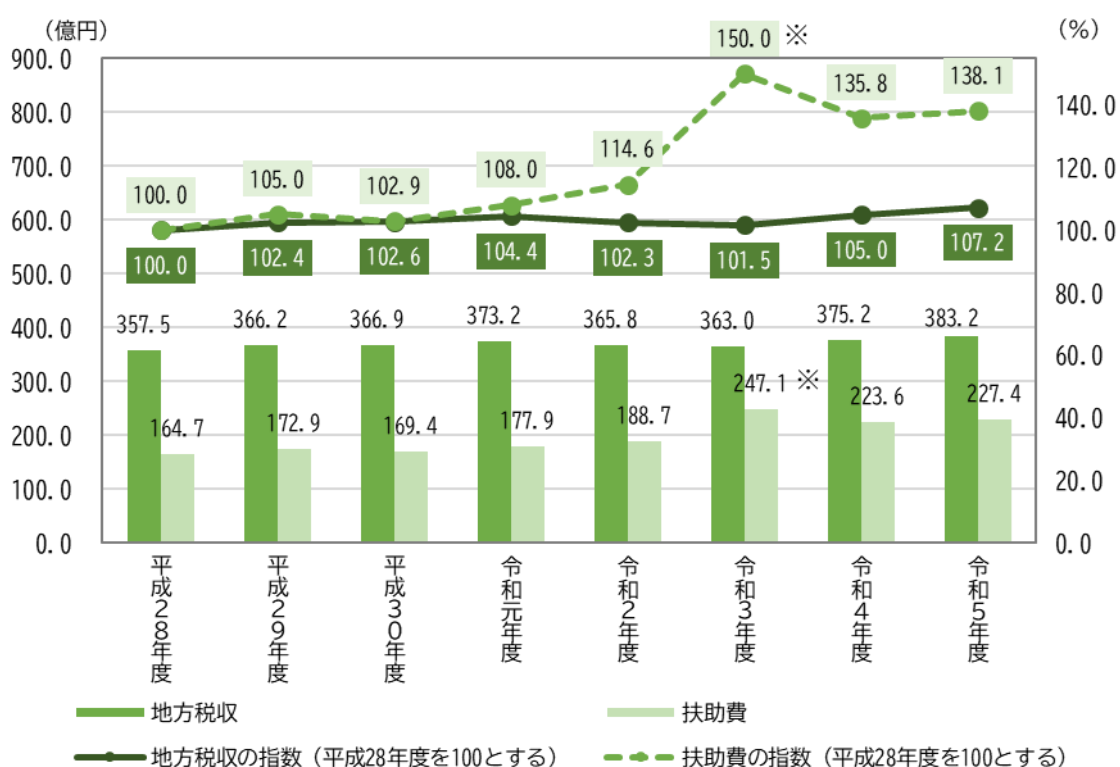
(7) 人口減少・少子高齢化による財政への影響

人口減少・少子高齢化によって松本市においてもそのほかの自治体と同様に、社会保障費が財政全体に占める比重が大きくなっています。近年の市の財政を見ると、税収は微増傾向にあるものの、扶助費は増加傾向にあり、コロナ禍の影響もあって伸び率は税収を大きく上回っています。

今後、人口減少が加速する中で、税収が大きく増加することは見込めない一方で、高齢者の増加や、子育て支援の充実により扶助費は今以上に増加することとなり、一層財政を圧迫することが考えられます。

扶助費を適正に保ちながら、いかに市民の生活の水準やサービスの水準を維持していくかが、市の財政上の大きな課題となっています。

図表 12 松本市の地方税収及び扶助費の推移



出典：松本市

※ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、以下の扶助費が支給されました。
子育て世帯等臨時特別支援事業費 (34.7 億円) + 住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業 (20.2 億円) = 合計額 (54.9 億円)

3 市民アンケートの結果

(1) 実施概要

ア 調査の目的

地域福祉の一翼を担う市民のうち、どのような方が近隣での支え合いやボランティアを行っているのか、また、今後担い得るのかを確認するとともに、困難や不安を抱えている人、孤立している人がどのような属性を持っていて、相談先・相談相手を確保しているかなどを明らかにすること。また、各地区の拠点や居場所に対するニーズ、市や社協の福祉施策に対するニーズを把握すること。

イ 調査実施概要

実施概要は、以下のとおりです。

調査対象者	18 歳以上の市民 1500 人
抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出
配布方法	郵送
回答方法	郵送で調査票等を配布し、回答は「紙の調査票」又は「インターネット」を選択可能とした。
調査期間	2025 年 6 月 11 日～2025 年 7 月 4 日
回収数	784 件 郵送 556 件 インターネット回答 228 件
回収率	52.3%

ウ 調査結果を見る際の留意点

- (ア) 報告書のパーセント数字は小数点を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。
- (イ) 図表内の n は該当する設問の回答者数を表します。無回答を除いて集計しているため、設問ごとに回答者数が異なります。
- (ウ) 1 人の回答者が 2 つ以上の回答をすることができる「複数回答」の設問では、回答数の合計を回答者数 (n) で割った比率を示しているため、その合計は 100%を超える場合があります。

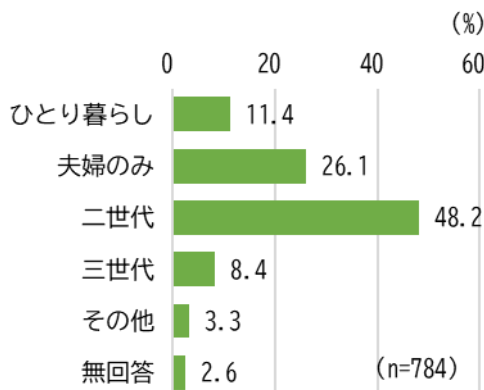
(2) 調査結果

<回答者の属性と幸福度>

①お世話や支援を要する同居者

- ・市民の約半数がお世話や支援を要する同居者と暮らしています。

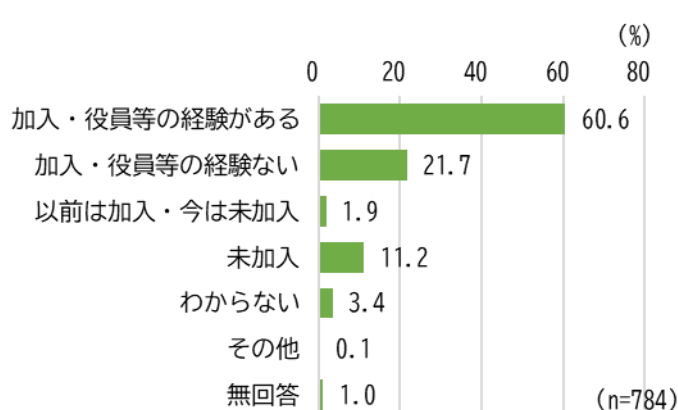
図表 13 お世話や支援を要する同居者



②町会への加入状況

- ・約6割の回答者が役員の経験があると回答しています。

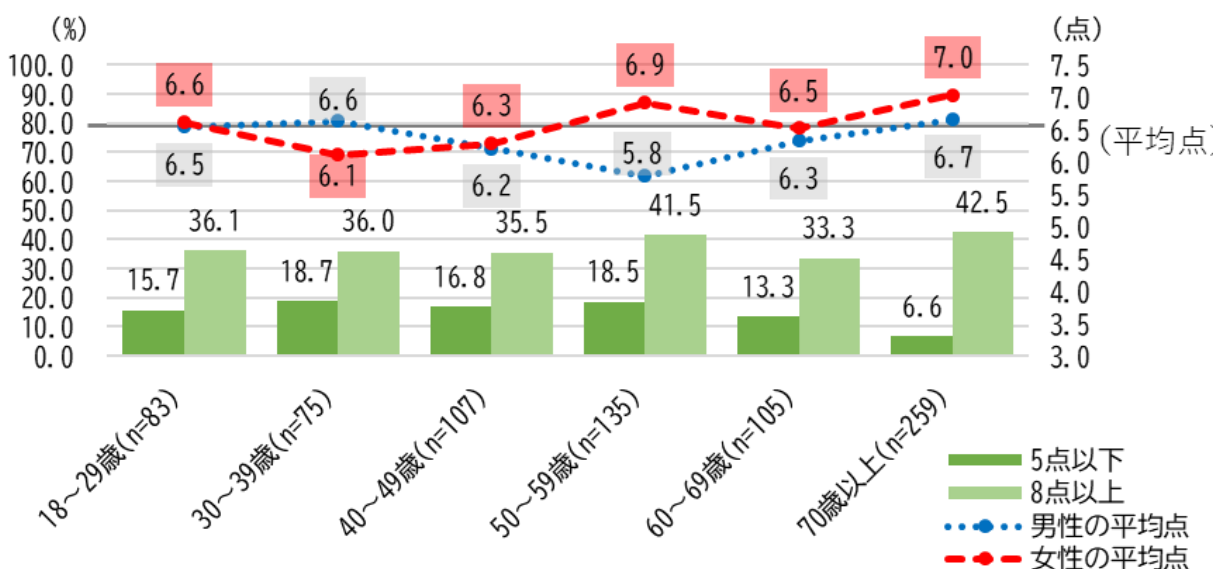
図表 14 町会への加入と役員経験



③年代別に実感している幸福度

- ・男性は、40～50代にかけて下降。女性は30代で下降するものの、以後、上昇しています。「幸福度が高い人」の多い層がボランティア活動や地域活動の担い手になりやすいとすれば、30代の女性と、50代男性は、比較的参加しにくい層と考えられます。

図表 15 年齢別・性別の幸福度の得点



<孤独の状況>

①外出する頻度

- ・「週に1回未満」か「ほとんど外出しない」のは、男性で7.7%、女性で3.4%となっており男性の方が外出する頻度が低くなっています。

図表 16 性別の外出頻度



②年代別に感じる孤立感

- ・年代別に見ると、70歳以上と30歳代を除いて、約3割程度が孤立感を感じています。

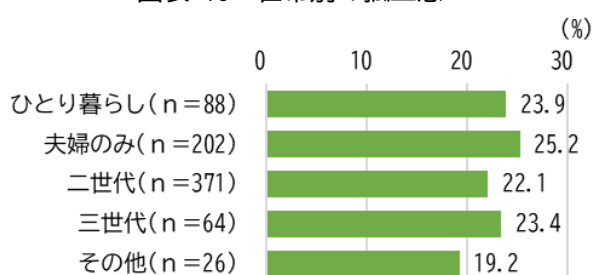
図表 17 年代別の孤立感

	まったく感じることはない	ほとんど感じることはない	時々感じる	常に感じる	合計
18~29歳(n=82)	26.8	41.5	28.0	3.7	100.0
30~39歳(n=74)	27.0	50.0	16.2	6.8	100.0
40~49歳(n=108)	20.4	45.4	28.7	5.6	100.0
50~59歳(n=135)	23.7	45.9	27.4	3.0	100.0
60~69歳(n=104)	21.2	44.2	29.8	4.8	100.0
70歳以上(n=266)	27.1	54.9	16.5	1.5	100.0
全体(n=770)	24.7	48.6	23.1	3.5	100.0

図表 18 世帯別の孤立感

③孤立感と世帯構成

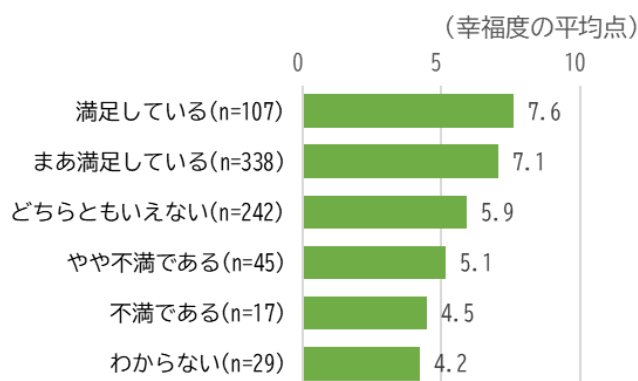
- ・世帯構成に関わらず、20~25%の割合が孤立感を感じています。



図表 19 社会の関わりの満足度と幸福度

④社会との関わりの満足度と幸福度

- ・社会との関わりに対する満足度が高い人ほど、幸福度も高くなっています。社会との関わりを増していくことで、幸福度が上がっている可能性があります。

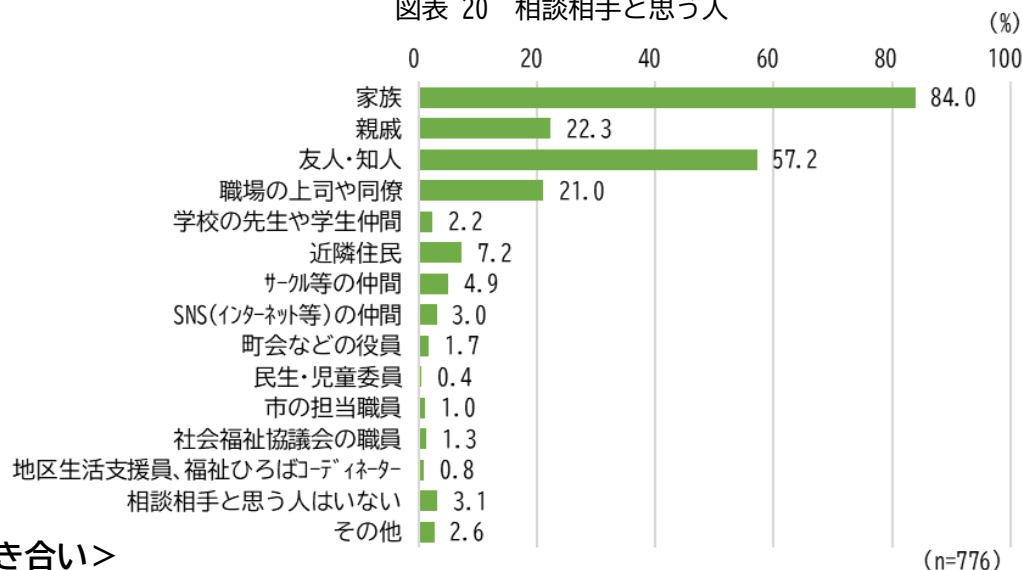


<相談できる人・頼れる人の有無>

●自身が相談相手だと思える人

- ・相談相手だと思える人は、「家族」、「友人・知人」、「職場の上司や同僚」の順となっています。近隣住民は7%程度となっています。

図表 20 相談相手と思う人

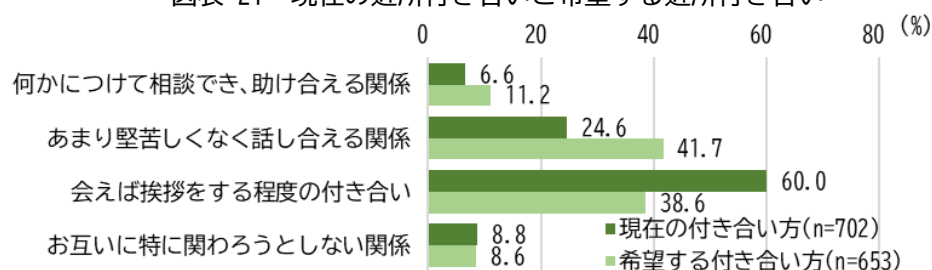


<近所付き合い>

●現在の近所付き合いと希望する近所付き合い

- ・近所との付き合い方の現在と希望の差を見ると、「会えば挨拶する程度の付き合い」が減り、「何かにつけて相談でき、助け合える関係」と「あまり堅苦しくなく話し合える関係」が増加しています。

図表 21 現在の近所付き合いと希望する近所付き合い



<受援力>

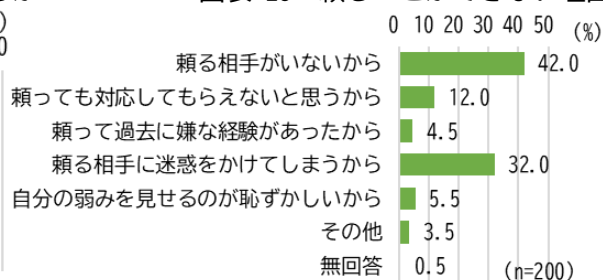
●家族以外に頼れるか／頼れない理由

- ・約半数が「頼れる」と回答しており、「頼れない」人は25%程度となっています。
- ・頼れない理由は、「相手がいない」「相手に迷惑をかけてしまう」が多くなっています。

図表 22 家族以外に頼れるか



図表 23 頼ることができない理由

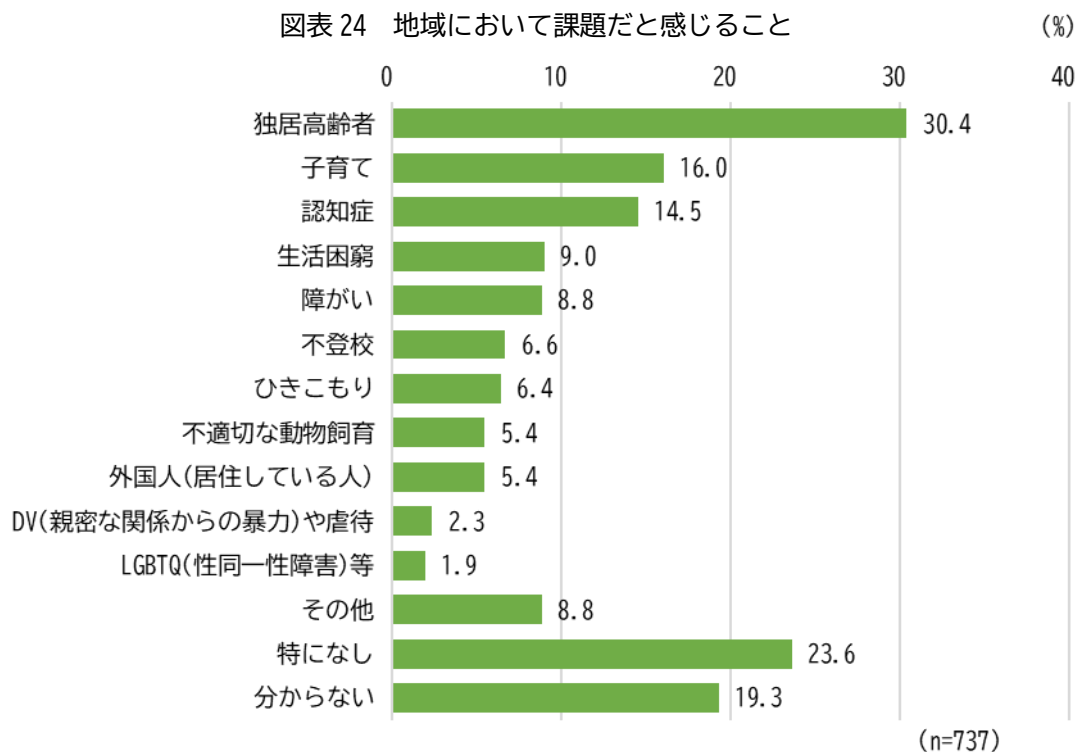


<近隣の人への手助け>

①地域において課題だと感じること

- ・最も多いのが、「独居高齢者」で、次いで「特になし」、「子育て」「認知症」の順に多くなっています。

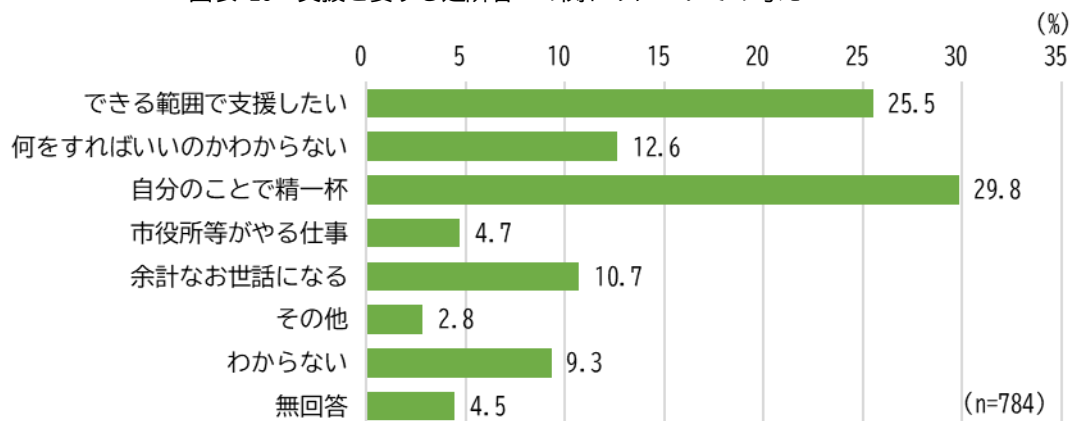
図表 24 地域において課題だと感じること



②支援を要する近隣者への関わり

- ・近隣の人を支援することに関しては、「自分のことで精一杯」という回答が最も多く、次いで「できる範囲で支援したい」という回答の順となっています。

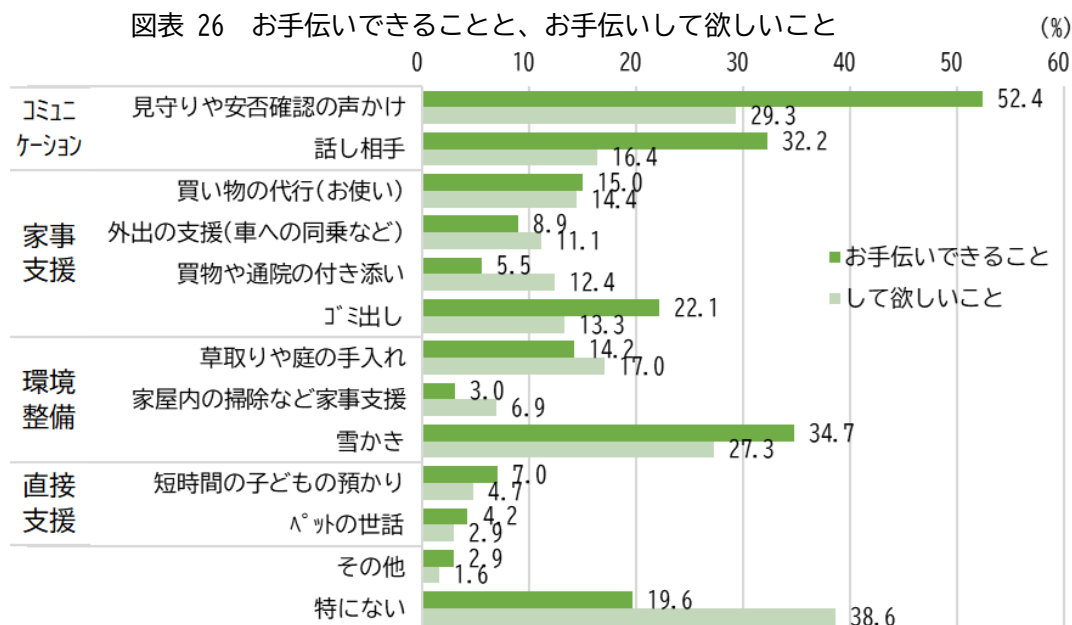
図表 25 支援を要する近隣者への関わりについての考え



③近隣の方が困難を抱えた時お手伝いできることと、自分が困難を抱えた時にお手伝いして欲しいこと

- ・全体的に「お手伝いして欲しいこと」より「お手伝いできること」の方が多くなっています。「お手伝いして欲しいこと」が「お手伝いできること」を上回っていたのは、「買物や通院の付き添い」「家事支援」などでした。

図表 26 お手伝いできることと、お手伝いして欲しいこと

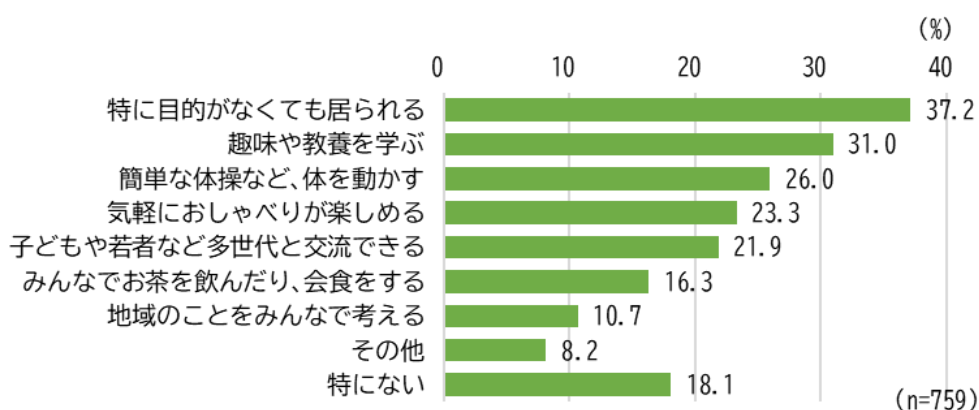


<地域の人が集まれる場所・機会>

●地域の人が集まれる場所や機会

- ・「特に目的が無くても居られる場所」が最も多くなっています。次いで、学ぶ場所、身体を動かす場所が求められています。

表 27 地域の人が集まれる場所や機会



第3章 松本市の地域福祉施策の振り返り

1 地域づくりに向けた取り組み

(1) 公民館活動を中心とする活発な地域活動

松本市では、戦後から今日まで住民主体の公民館活動が継続されてきました。公民館活動は、人権・子育て・健康・福祉・文化・環境など身近な暮らしの様々な分野において、時代に合った課題を取り上げ、住民主体の学習活動・地域づくり活動の拠点として活用されてきました。

【松本市公民館の理念】 ①身近な地域で ②住民主体・行政支援にこだわり ③幅広い地域課題を ④住民と職員の協働で ⑤地域づくりに向けた学習と実践をつくりあげる	【松本市の生涯学習に関する理念】 ① 学習する権利（だれもが自由に学べること） ② 学習を支援される権利（だれもがそれぞれの学習について支援を受けられること） ③ 学習情報の提供を受ける権利（だれもが学習についての情報をたやすく得られること） ④ 学習成果を社会に還元する権利（だれもが学習の成果を社会に還元できること）
---	---

(2) 福祉ひろばを拠点とする地域福祉の活動の展開

平成6（1994）年には、公民館活動に端を発する活発な地域活動において、「福祉」に関する活動を一層発展させるため、「29 地区福祉拠点事業推進研究会」が設置され、地域の福祉の課題について議論がされました。これをきっかけに、平成14（2002）年度までに、高齢者を中心とする住民同士の助け合いの拠点として「地区福祉ひろば*」が全ての地区に設置されました。公民館活動を下地としながら、住民自治による福祉文化の創造を目指して設置された地区福祉ひろば*の活動は、他地域のモデルとなる松本市の独自の取り組みとして展開されてきました。

【福祉ひろばの理念】 ① 私たちの「福祉」の拠点：地域にふさわしい自分たちで創る福祉、市民が主人公 ② 「福祉」を軸に地域が変わる：公助・共助・自助がバランスよく回転し、前進していく拠点 ③ いきいき人生の健康づくり：心豊かに暮らしていくための健康づくりをする拠点 ④ 福祉ひろばは学びのひろば：福祉づくりについて学ぶ生涯学習の拠点 ⑤ 松本に「福祉文化」を創造する：福祉を中心とした地域づくりの推進
--

(3) 地域づくりセンターの設置による地域力の向上

これらの公民館・福祉ひろばによる活動を基礎としながら、福祉分野を超えた地域の様々な課題を住民主体で解決するため、その拠点として平成 26（2014）年度から 35 地区に「地域づくりセンター」が開設されました。現在では、公民館、福祉ひろばと一体となった地域づくりセンター体制のもと、社会福祉協議会や、大学、NPO などと連携しながら、地区の特徴や課題に応じた、住民主体の活動が地区ごとに展開されています。

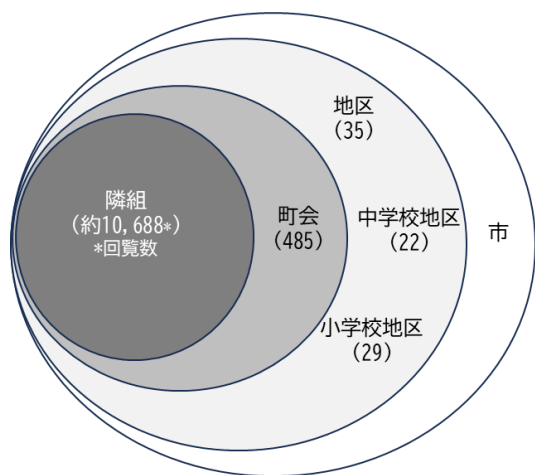
松本市では、「地域づくり」を、「安心して、いきいきと暮らせる住みよい地域社会を構築するため、市民が主体となって地域課題を解決していく活動や取り組み」と定義し、松本市地域づくり実行計画に基づき、上記の公民館、福祉ひろばを含む地域づくりセンター体制で、地域づくりを支援してきました。

令和 4（2020）年度には、第 3 次松本市地域づくり実行計画が策定され、以下の重点項目を掲げて、地域づくりの基盤強化や地域力の向上、具体的な課題解決を図る施策を計画的に推進しています。

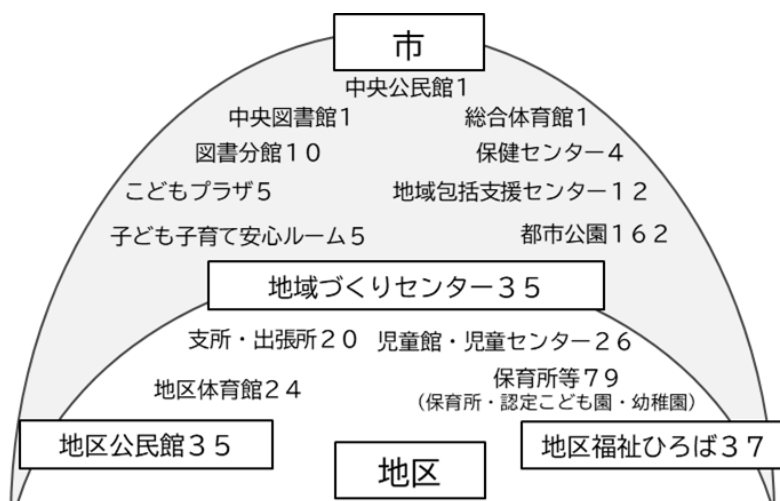
【第 3 次松本市地域づくり実行計画の重点項目】

- ① 若い世代が主人公になれる地域へ
- ② 多様な意見や価値観を受け入れる開かれた地域へ
- ③ 地縁組織*だけでなく様々な担い手が参画する地域へ
- ④ より小さなコミュニティのきずなを育む地域へ

図表 28 松本市の地域コミュニティ



図表 29 地区の行政機関・施設



2 地域福祉政策のあゆみ

(1) 地区別地域福祉計画

前項の(2)における福祉ひろばの活動と併せ、各地区が主体となって平成15(2003)年頃から地区別地域福祉計画の策定が始まりました。計画策定にあたっては、各地区で独自に住民アンケートを行うなどして地区内の福祉課題を洗い出し、その対策や実行主体などを記載することで、地区の福祉活動全体の指針としました。

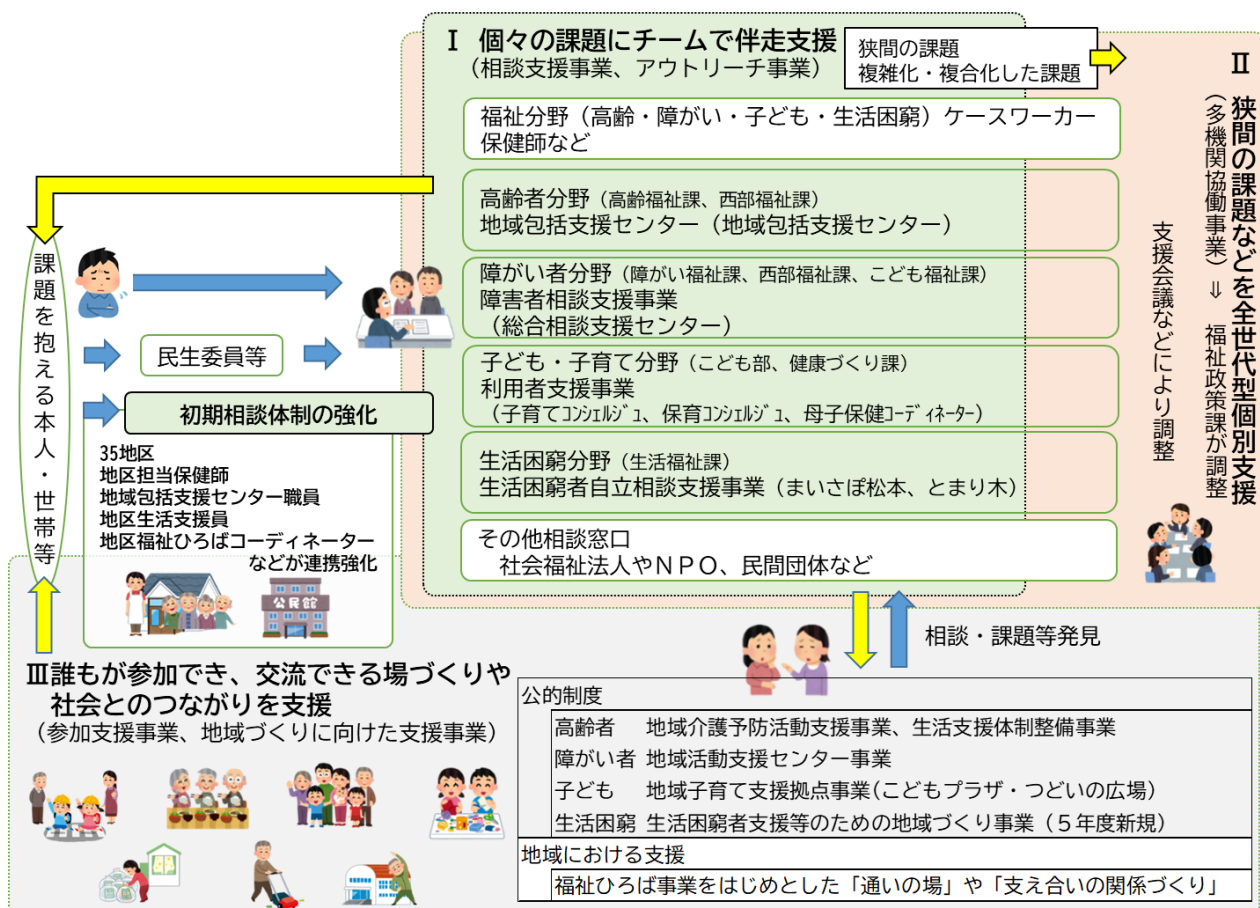
(2) 松本市地域福祉計画

平成18(2006)年度には、それらの地区別地域福祉計画の実行を支援するため、「松本市地域福祉計画」を策定しました。その後、平成23(2011)年度には「第2期地域福祉計画」を、平成28(2016)年度には松本市社会福祉協議会とともに「第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画」、令和3(2021)年度には、「第4期地域福祉計画」を策定しました。

(3) 松本市 誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業*実施計画

令和5(2023)年3月に、第4期地域福祉計画に包含される事業実施計画として「誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業*（重層的支援体制整備事業*）実施計画」が策定されました。この計画により、属性や世代を超えて包括的な相談に対応できる体制に加えて、複合的な課題に対応できる伴走型の支援体制を構築するための実施体制の構築、更には、社会資源の開発のための方策を検討し、部門を超えて連携する取り組みを開始しました。

図表 30 令和5年誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業*実施計画 体制図



3 第4期 地域福祉計画の成果と課題

第4期地域福祉計画期間中の取り組みの成果と課題について、庁内で内部評価した結果と目標指標の達成状況を以下に示します。

基本目標1 安心して暮らせるまちづくり～福祉サービスの充実～

●高齢者の健康・生きがいづくり・要介護者のケアに関する取り組み

基本施策1-7：高齢者の福祉に関する取り組み（高齢福祉課・健康づくり課）／基本施策1-3：成年後見制度の利用促進に関する取り組み（高齢福祉課・障がい福祉課）／基本施策1-6：生活福祉の取り組み（労政課）／基本施策1-7：健康づくりに関する取り組み（保険課）

指標の達成状況を見ると、市事業を経由した就業者数は目標に達しませんでした。健康寿命*は、女性では目標を達成、男性は横ばいで推移しました。また、介護予防のための体操教室の開催実績は目標に到達しませんでした。成年後見制度*については、市民後見人*の養成が進んでいません。

第5期計画期間では、団塊の世代が後期高齢者になり、要介護認定率や医療の対象となる方が増加するため、引き続き、介護予防と社会参加に注力するとともに、成年後見制度*の普及を促進することが求められます。

施策番号	指標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)	実績値 (R6 年度)	達成状況
1-1	介護保険制度に対して、満足していると思う利用者の割合	32.3%	40%	85.9% (R5)	※R8 取得予定
	介護予防のための「いきいき百歳体操」サークル数	32 か所	190 か所	137 か所	△
1-3	市民後見人*の養成	26 人	40 人	32 人	△
	市民後見人*フォローアップ研修	3 回	3 回	6 回	○
1-6	生涯現役促進地域連携事業*による高年齢求職者の就業者数（累計）	22 人	110 人	43 人 (R3)	△ 推進する協議会が解散 (R4)
1-6 代替	高齢者等実態調査（R5）による月1回以上収入のある仕事をしている高齢者	-	30%	27.6% (R5)	※R8 取得予定
1-7	健康寿命*	男性 80.33 女性 84.30	男 81.33 女 85.00	男 81.16 女 85.21 (R4)	△

基本施策1-7：健康づくりに関する取り組み（保険課）

国保の新規糖尿病性腎症患者数は、目標値に到達しましたが、更なる健康増進を図るため、引き続き糖尿病性腎症重症化予防の取り組みを進めます。

施策番号	指標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)	実績値 (R6 年度)	達成状況
1-7	新規糖尿病性腎症患者数（国保）	0.868 人	0.8 人	0.789 人	○

基本施策 1-2：障がい児・者の福祉に関する取組み（障がい福祉課）

指標の達成状況を見ると、グループホームの利用者数、強度行動障害者*の外出時の支援人数は、ともに目標値に達しています。家族介護者の高齢化が進む中で、引き続き、障害児・者のニーズに対応したサービス基盤整備を進めていくことが必要です。

施策番号	指標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)	実績値 (R6 年度)	達成状況
1-2	共同生活援助（グループホーム）利用者数（各年度の月平均利用者数）	227 人/月	280 人/月	334 人/月	○
	行動援護利用者数 （強度行動障害者*の外出時の支援）	58 人/月	70 人/月	81 人/月	○

基本施策 1-4：子育て支援に関する取組み（こども育成課、保育課）

基本施策 1-5：こどもの福祉に関する取組み（こども育成課、こども福祉課）

指標の達成状況を見ると、松本市の合計特殊出生率*は、平成 30 年から令和 4 年までの平均が 1.44 で、全国平均より高いものの低下傾向が続いており、まだ底が見えない状況です。待機児童数は減少しましたが目標の 0 人には到達していません。子どもの自己肯定感も上昇しましたが目標には達していません。小中学校におけるメディア・リテラシー*講座受講者数は目標を大きく超過しました。

今後については、子どもの教育・保育施設、学校・教育委員会と連携して、子どもを産み育てやすい地域づくりを一層進めるとともに、質の高い教育環境を整備することが求められます。

施策番号	指標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)	実績値 (R6 年度)	達成状況
1-4	合計特殊出生率*	1.56 H25-29 平均	1.62 H30-R4 平均	1.44 H30-R4 平均	△
	待機児童数	33 人	0 人	15 人	△
1-5	自己肯定感の高い子どもの割合	60.7% (H30)	80%	69.5%	△
	小中学校におけるメディア・リテラシー講座受講者数	5,944 人	6,500 人	7,774 人	○

基本施策 1-6：生活福祉に関する取組み（生活福祉課）

指標の達成状況を見ると、収入が増加した就労支援プラン対象者は、現状値を下回りました。就労支援では、事前の面談やアセスメント*を丁寧に行い、求人側と求職側をよりの確にコーディネート*することで、就職に結びつけるケースを増加させることが求められます。

施策番号	指標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)	実績値 (R6 年度)	達成状況
1-6	まいさぽ松本*の就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合	88.0%	90.0%	43.6%※	△

※ 精神障害者保健福祉手帳を持たず潜在的な障がい疑われ、就労支援しても就職に結びつかないケースが増加している。

基本施策 1-8：再犯防止に関する取組み（福祉政策課）

第4期地域福祉計画に包含される計画として策定された「松本市再犯防止推進計画」の再犯防止に関する取組みには、立ち直ろうとする人を支えることはもとより、その受け皿となる地域が安全・安心であること、また、地域の誰もがお互いの存在を認め合えるようになることが重要となります。

社会構造の変化や多様な価値観の存在を背景として、人と人とのつながりが希薄化する傾向にある中、様々な機関が連携するとともに、市民が再犯防止に関する取組みについて認知し、主体的に活動へ参加できる環境づくりを進めることが求められます。

第4期計画の主な成果	残された課題
・ 社会を明るくする運動松本市推進委員会の開催をとおり、各関係者・関係団体等と再犯防止に関する取組みについて情報を共有するとともに、連携体制の強化を図った。 ・ ホームページを活用し、各種相談窓口等について周知した。	・ 社会を明るくする運動松本市推進委員会への参加者以外に対する情報の周知 ・ 多様化・複雑化する相談内容に対応したホームページの構築とその他の周知方法の検討

基本施策 1-9：防災・減災に関する取組み（福祉政策課／危機管理課）

指標の達成状況を見ると、日頃から避難行動要支援者*名簿情報を提供できる者の割合、避難所運営委員会*数のいずれも、目標に達していません。近隣関係の希薄化や地域コミュニティ活動の負担感が増している中でも、防災・減災はライフスタイルや価値観の違いを超えて力を合わせて取り組みやすいテーマであるため、引き続き、高い目標を設定し、達成を目指すことが求められます。

施策番号	指標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)	実績値 (R6 年度)	達成状況
1-9	日頃から避難行動要支援者*名簿情報を提供できる者の割合	83.1%	90%	76.7%	△
	避難所運営委員会数*	115	124	116	△

基本施策 1-10：多文化共生に関する取組み（人権共生課）

指標の達成状況を見ると、日本語に困っている外国人住民の割合は減少しておらず、地域活動への参加割合についても停滞しています。外国人住民数が増加し続けている中で、市民が多文化共生の必要性を理解し、国籍や志向にかかわらず、多様な人々を地域の構成員として包摂していくことが求められます。

施策番号	指標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)	実績値 (R6 年度)	達成状況
1-10	ふだんの生活で「言葉が通じない」ことに困っている外国人住民の割合	18.7%	10%	21.2%	△
	外国人住民の地域活動への参加割合	59%	70%	57.2%	△

基本目標2 困りごとを解決する仕組みづくり～包括的支援体制～

基本目標2の内部評価は、第4期地域福祉計画に包含される計画として策定された「誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業*実施計画」の内容を踏まえて実施しました。

(1) 個々の課題にチームで伴走型支援*

①35 地区を単位とした初期相談の強化 ②既存分野がチームで対応

第4期計画の主な成果	残された課題
(全市・全世代) 全市の総合窓口を設置するのではなく、35 地区において保健師・地域包括支援センター職員*、地区生活支援員*、地区福祉ひろばコーディネーター等が連携を深め、あらゆる健康福祉分野の初期相談に対応できる体制を強化した。 ・地区担当保健師が、35 地区で全世代型の健康相談を実施し、地区担当職員との連携を強化した。 ・地区福祉ひろばコーディネーターが初期相談を行い、地区を担当する保健師、地域包括支援センター職員*、地区生活支援員*等との連携することで、あらゆる健康福祉分野の初期相談に対応できる体制を強化した。 ・地区生活支援員*が日々の活動の中で住民の相談対応を行い、専門的な案件については関連部署につなぐ体制を構築した。 ・民生委員・児童委員*が住民の相談対応を行い、関連部署につないでいる。 (分野別) <高齢> ・35 地区ごとに高齢者福祉の担当ケースワーカーを配置して高齢者とその家族の困りごとを把握し、庁内各課や外部の支援者と連携して包括的な相談支援を行っている。 ・地域包括支援センター*では、総合相談を実施し、必要時に関係課と連携して対応 <障がい> ・35 地区ごとに障がい者福祉の担当ケースワーカーを配置し、伴走型支援*を実施している。 ・障がい者総合相談支援センターは、令和6 年度から5 か所体制とし、対応力が向上	・相談窓口の周知、相談対応力の強化、初期相談から専門職への連携 ・ICT*の活用による情報提供と相談体制の運用の実装 ・地区担当体制のもとでの初期相談とつなぎ先との連携強化 ・地区担当職員の連携強化を進めるコーディネート*役が必要 ・地区福祉ひろばコーディネーターや地区生活支援員*の力量に差があるため、能力向上のための教育・研修が必要 ・民生委員・児童委員*の負担軽減による担い手の確保 ・相談内容の多様化・複雑化に対応できる相談対応者の専門性向上と連携強化 ・庁内各課や外部の支援者との連携強化による相談支援体制の更なる強化 ・急増する精神障がい者に対応できる専門性を備えた相談支援体制の整備 ・基幹相談支援センター職員の欠員の解消

・障がい者基幹相談支援センターについては、令和 2 年度に松本圏域で設置したが、令和 4 年度より松本市の単独設置となっている。 <こども> ・令和 6 年 4 月に設置した、こども家庭センター*の職員が要保護児童対策地域協議会の構成機関・団体と連携し、課題把握を実施 ・市内 5 か所の「こどもプラザ*」に「子ども子育て安心ルーム」を設置し、子育てコンシェルジュ・母子保健コーディネーター、保育コンシェルジュ、こども家庭センターなど庁内外の関係機関と連携して多様な相談に対応。令和 6 年度には 4,800 件を超える相談を実施。 ・地区担当保健師が、母子保健コーディネーター ・の役割を担い、22 地区に常駐する体制を構築し、35 地区に担当を配置。 ・保育コンシェルジュが、こども育成課、健康づくり課、こども福祉課等と関わりのある家庭における保育園入園相談に対応。 ・令和 6 年 4 月に設置した、こども家庭センター*の職員が要保護児童対策地域協議会の構成機関・団体と連携し、課題把握を実施。令和 6 年度からヤングケアラー・コーディネーターを 1 名配置し、サービス調整等を実施。周知啓発のための講演会を開催し 200 名が参加。令和 7 年 1 月には小学 5 年～中学 3 年を対象に実態調査を実施し、新たに 3 名のヤングケアラー*を把握し、支援を実施 <生活困窮> ・自立相談支援機関（まいさぼ）が関係課、居住支援法人等との連携により、複合的な課題を抱える市民に一体的な支援を実施。令和 6 年 7 月から地域居住支援事業の実施により、住まいに課題を抱える困窮者への支援を強化し、住宅確保につなげた。 ・地域で関係機関等が把握している困窮が疑われる者や、生活困窮者の個々の事案の情報を共有し支援方法等を検討する場として、令和 7 年度に支援会議を設置し、関係機関間での情報共有及び支援体制を強化	・多様な相談に対応できる コーディネーター、コンシェルジュなどの育成と連携強化 ・地区担当体制のもとでの初期相談と相談後のつなぎ先との連携強化 ・関係課と情報共有を行い、困難を抱える家庭に対し、引き続き適切な支援を実施 ・要保護児童の把握と相談窓口との接続のための更なる連携強化 ・実態把握調査の回答率が 6 割弱であったため、今後は更に学校と連携し、子どもが意見表明しやすい質問項目の設定など、回答率を高める仕組みづくりを進めることが必要 ・居住支援協議会を設置し、高齢者・障がい者・生活保護受給者等の住宅確保要配慮者に対する入居制限等の課題の解消を図ること ・生活困窮者の自立に向け、関係機関と連携しながら、相談から自立までの切れ目のない包括的かつ継続的な支援と積極的なアウトリーチ*の実施が必要
--	--

(2) 狭間の課題などを全世代型個別支援

①必要な支援が届いていない人への伴走型支援*の強化

第4期計画の主な成果	残された課題
・複合的な課題を抱えるケースに対応し、関係機関による情報共有と支援の一体化を図るため、令和5（2024）年度に「支援会議」を設置、「支援プラン」を作ることによって関係機関との連携が強化された。 ・狭間の課題を抱える方へのアウトリーチ*等による継続的支援を開始 ・包括的相談支援及び地域づくりを推進する庁内外の体制構築	・支援会議で対応するケースの継続的評価（モニタリング）や情報共有による対応力の向上 法人等への業務委託により、アウトリーチ*できる対象者数を増やすこと住民や関係機関への周知と、関係機関の連携強化

(3) 誰もが参加でき、交流できる場づくりや社会とのつながりを支援

第4期計画の主な成果	残された課題
（社会参加の支援） ・農業部門（アグリサポート事業）を通しマッチングを実施 ・青年会議所等、社会参加を広げるための打ち合わせを開催 （居場所・交流拠点の設置・運営） ・35地区の地域づくりセンターに地区生活支援員*を配置し、サロン、体操、生活支援サービス等の立ち上げを支援 ・生活圏域にとらわれない活動団体との連携強化 ・地域活動支援センター*が、障がい者が気軽に交流や相談ができる場として機能している。 ・こどもプラザ*（市内5か所）に親子が気軽に立ち寄り、安心して過ごせる居場所となっており、保護者同士のつながりが生まれている。 ・NPO法人や各種団体が市内3か所に生活困窮者等のための居場所を設置し、幅広い世代が活用している。	・複合課題を持つ支援対象者が社会参加できる先の開拓 ・社会参加に向けた支援メニューの具体化 ・オーダーメイド型支援の推進 ・地区・地域によって温度差が大きい。 ・様々な地域の資源（企業・NPO・サークル等）との連携 ・市民活動のサポート強化 ・ひきこもり*当事者や家族会等の開催支援 ・地域に根差した交流の場となるよう関係機関と連携 ・地域に開かれた居場所となるような活動の展開 ・若い世代だけでなく、世代・属性を超えた交流拠点としていく。 ・情報発信力の強化 ・設置エリアが少なく偏っているため、空白地域に増加させること。 ・事業の周知強化

基本目標 3 みとめ合う社会の土壌づくり ～学びと交流～

基本施策 3-1：福祉教育・教育啓発に関する取組み（生涯学習課）

公民館利用者数を見ると、実績値が現状値に比べて減少しています。感染症の影響により一時激減した利用者が再び戻ってきていることから、今後は、交流拠点としての機能をより強化していくことが必要です。

施策番号	指標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)	実績値 (R6 年度)	達成状況
3-1	公民館活動利用人数（累計）	180,125 人	184,200 人	147,925 人	△

基本施策 3-2：人材育成・担い手づくりに関する取組み（地域づくり支援課）

指標の達成状況を見ると、町会加入率は微減しています。多様な主体との協働事業数についてもやや減少しており、いずれも目標を達成できていません。高齢化や近隣関係の希薄化により数値を増加させることは簡単ではありませんが、町会の在り方の見直しや協働のパートナーの育成・発掘に努めることで、まちづくりや福祉の担い手を確保していくことが重要です。

施策番号	指標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)	実績値 (R6 年度)	達成状況
3-2	町会加入率	77.3%	現状維持	74.1%	△
	多様な主体と協働により取り組んでいる事業数	405	420	311	△

基本施策 3-3：つながりの場と関係づくりに関する取組み（高齢福祉課／地域づくり支援課）

指標の達成状況を見ると、地区福祉ひろば*における高齢者以外を対象とした事業の比率は横ばいのままで、目標を達成できていません。現在の利用者ではない層が活用したくなる工夫を行うことで、世代や属性を超えた交流を促進し、人々の緩やかなつながりを作り出していくことが求められます。

施策番号	指標	現状値 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)	実績値 (R6 年度)	達成状況
3-3	いきいきとした地域づくりへの参加意向（元気高齢者）	37.6%	40%	55.1% (R5) -	※R8 取得 予定
	地区福祉ひろば事業*における高齢者以外を対象とした事業	8.3%	10%	7.6%	△

4 第4期計画の総括

第4期計画の期間中、対象別の公的福祉では、高齢者・障がい者・生活困窮対策については、これまでに整備されてきた支援基盤のもとで、安定したサービスや支援が展開されてきました。子育て分野においては、こども基本法が制定され、従来の支援策に加えて、子どもの権利の啓発、不登校やひきこもり*への対応策、未就園児の預かりなどが強化されました。公的福祉においては、引き続き、受益者数やニーズの動向を正確に把握しながら、サービスが途切れることなく安定して提供できる基盤を保ち続けることが求められます。

市の福祉分野を超えた「包括的な支援体制の整備」については、令和5年度以降、35地区での初期相談体制*の構築が進みました。具体的には、地区担当保健師の駐在化及び多機関協働担当の配置と個別支援会議*の開催により複雑多様な生活課題を抱えた市民にも対応できる庁内の連携体制と関係機関との連携体制が構築されています。

ここまで進めてきた体制づくりの評価検証を定期的に行い、連携会議の進め方をより効果的・効率的なものに改善していくとともに、対応する相談者やコーディネーターの確保と人材育成に注力し、多職種連携の質の向上と新たな連携先の開拓につなげていくことが必要です。

福祉の担い手については、現役の担い手の高齢化による活力低下とボランティア等の協力者の減少が始まっています。活動をつなぎ、発展させる新たな人材を育成・発掘することが重要です。福祉の文脈だけでなく、幅広い視点から、若い世代、企業、NPOなどと連携できる部分を探り、新たな展開を模索していくことが必要です。

また、地域での支え合いの土壌を作る福祉ひろばやその他の交流活動は、新型コロナウイルス感染症の拡大によって中断し、その後も元の水準にまで戻りきっていません。地域づくりセンターとも連携しながら、住民の価値観やニーズに合わせた形での継続を模索する必要があります。

このように第4期計画では、従来からの分野別の公的福祉を継承しながら、これまでは制度のほごまで対応が遅れていた層にも支援を届ける重層的支援体制整備事業*を進めてきました。

第5期計画では、関係機関における重層的な支援体制の整備を一層進め、行政内部の体制整備に留まらず、市民や事業者とともに連携することで、より効果的な包括的支援体制を構築していくことが求められます。これにより、誰も取り残さない地域共生社会*を作ることが大きな目標となります。

第4章 本計画の目指す姿

1 基本理念(スローガン)

「みとめあい、役割を持ち、ささえあって生きる
『誰も取り残さない地域共生社会*』をともにつくる」

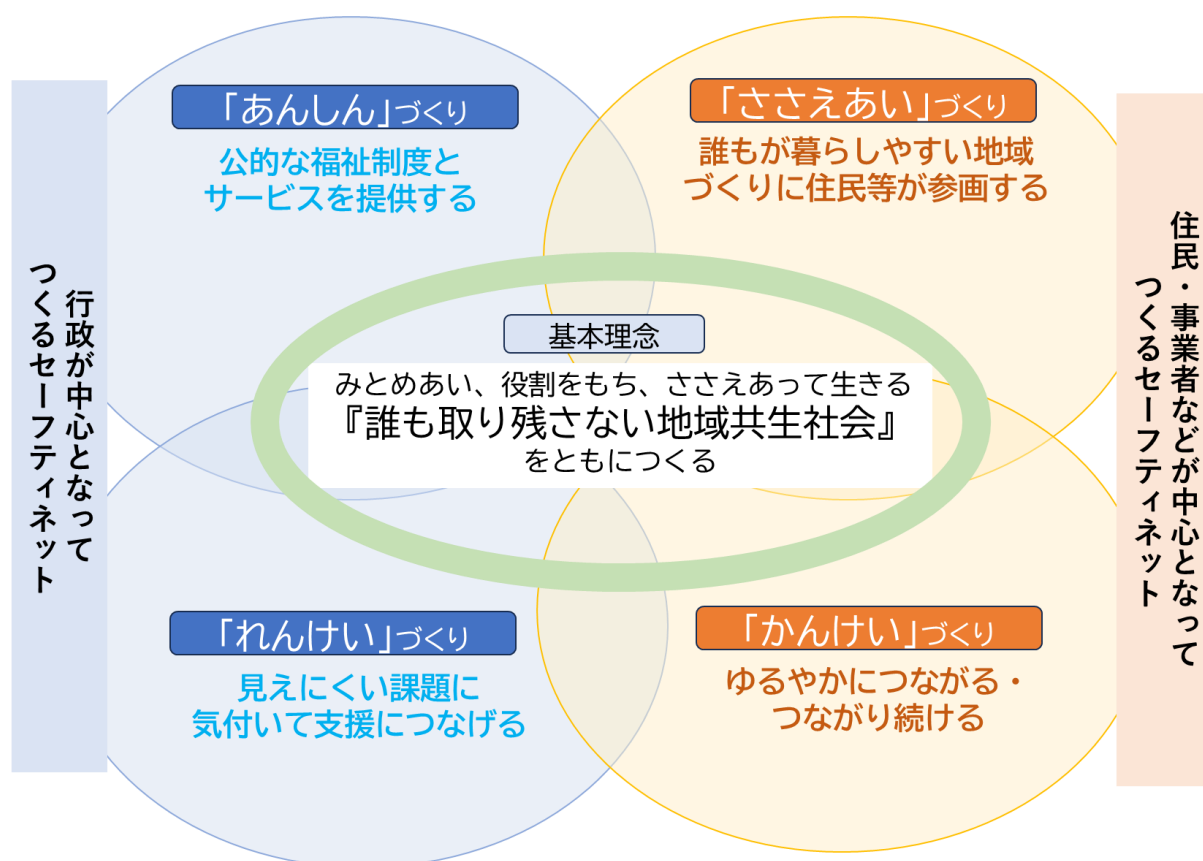
第5期松本市地域福祉計画では、高齢者も子どもも、障がいのある人もない人も、外国人住民も日本人住民も、誰もがお互いの個性や異なる価値観を認め合い、その地域に暮らす誰もが役割を担い、困ったときには頼り合うことのできる、「誰も取り残さない地域共生社会*」の実現を目指します。

このため、松本市は関係機関や社会福祉関連の事業者、福祉関係の協力者等と連携し、公的な福祉サービスの安定した提供に努めるとともに、包括的な支援体制の構築を推進します。また、市の住民自治局等とも連携し、多様な主体が地域共生社会*の一員として役割を持ち、支え合っていくためのネットワークや基盤づくりに取り組みます。

2 計画の基本的な考え方

松本市では、基本理念に掲げた「誰も取り残さない地域共生社会*」をつくるため、行政・住民・社協・企業・NPO等が協働することで、「あんしん」「れんけい」「ささえあい」「かんけい」の4つのセーフティネット*を構築することを目指します。4つのセーフティネット*は、市民が困りごとを抱えた時に、いずれかに依存するのではなく、それぞれが機能し、連携することで、困難を抱えても安心して暮らせる、重層的な支援体制のある地域づくりを目指します。

図表 31 計画の概念図



(1) 行政が中心となってつくるセーフティネット*

① 公的な福祉制度とサービスを提供する「あんしん」づくり

高齢者福祉、障がい福祉、子ども・子育て支援、生活困窮対策など、対象別の公的福祉制度やサービスでは、国の定めた法律や要件を満たせば、全国どこでも同じ水準の支援が受けられることが求められており、松本市においても、社会福祉法人等と連携して、サービスを提供する基盤を確保しています。

高齢化と人口減少により、医療や介護などの社会保障費が増加し、予算や人的な制約が強まっていく中においても、持続可能で効果的なサービスを提供できるように努めていく必要があります。このためにも、対象者がどのような暮らしを望んでいるかをよく把握しながら、現場を知る担当者や事業者とともに、サービスや事業の設計を進めていくことが重要です。

② 見えにくい課題に気づいて支援につなげる「れんけい」づくり

高齢化や人間関係の希薄化などを背景に、対象別の公的福祉では対応が難しい複合化・複雑化した生活課題を抱える市民が増えています。

こうしたケースに対応するため、松本市では、世代や属性を超えて様々な課題を持つ人を受け止める相談支援、すぐに解決できない課題に寄り添う支援、社会参加につなげる「誰も取り残さない全世代型支援体制」の整備を進めてきました。

第5期計画では、行政内の部門間の連携を更に円滑にする仕組みを整えることに加えて、庁外の関係機関との連携や住民側の協力者との連携を広げるとともに円滑にすることで、誰も取り残さない体制を構築していくことが求められます。

(2) 住民等がつくるセーフティネット*

① 誰もが暮らしやすい地域づくりに住民等が参画する「ささえあい」づくり

町会、ボランティア団体とも、加入者の高齢化と担い手の減少が進んでいます。団塊の世代の後を継いで活躍する新たな担い手を育成し、活動を継承させていくために、活動の意義や必要性を再度確認し、参加しやすいものに変えていくことが求められています。

こうした中で、地域福祉活動においても、これまで以上に、企業や NPO、多様な市民活動との連携や共創を活性化させていくことが重要であり、地域資源を把握し、福祉や地域の課題解決につなげていくためのコーディネート*がより重要になっていきます。

町会やボランティア団体に加えて、様々なプレイヤーが地域福祉活動に参加し、新たなつながりをつくりながら化学反応を起こすことで、楽しく温かい新たな地域づくりを進めていくことが求められます。

② ゆるやかにつながる・つながり続ける「かんけい」づくり

松本市においても人口減少・少子高齢化・世帯員数の減少が急速に進んでおり、日常生活に困難を抱えた場合に頼るべき家族の役割が機能しないというケースが増えています。また、近隣関係が希薄化し、人づきあいが減っていることから、周囲の人に頼ることが難しいと感じている人も多くなっています。

一方、健常な人も近隣に困っている人がいれば手助けしたいと思いつつも、何をすればよいのか分からず、行動に至らないケースが多くあります。誰かを手伝うには、その人との人間関係が重要であるため、緩やかであっても、顔見知りの関係、何か話をできる関係をつくり、その関係を継続していくことが大切です。

新型コロナウイルスの感染拡大により、様々な交流や親睦の活動量が減少しましたが、その担い手に過度な負担がかからないように工夫をしながら、緩やかなつながりが自然に形成される環境づくりや仕掛けづくりが必要です。

3 基本目標

(1) 安心して暮らせるまちづくり ～公的な福祉の提供と協働による支援体制の推進～

松本市では、公的福祉制度に沿って、困難を抱えた人が日常生活を送る上で必要な各種福祉サービスを提供できる基盤を整備します。また、これに合わせて、住民・社会福祉法人・企業・NPO等との協働によるケアや場づくりなどを進めます。

(2) 誰も取り残さない仕組みづくり ～包括的支援体制と地域づくりの推進～

分野別・対象別の公的福祉では難しい「制度の狭間や複合化した問題」などに対応するため、庁内外の連携を強化します。これにより、初期相談体制*を強化するとともに、多機関・多分野の連携により、適切な個別支援と社会参画につなげます。

4 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の展開	
誰も取り残さない、役割を持ち、ささえあつて生きる みとめあい、地域共生社会*をつくる	1 安心して暮らせるまちづくり ～公的な福祉の提供と 協働による支援体制の推進～	1	子ども・若者支援の推進
		2	高齢者福祉の推進
		3	障がい者福祉の推進
		4	成年後見制度*の利用促進
		5	生活困窮者支援の推進
		6	健康づくりの推進
		7	多様性を受け入れる文化の推進
		8	再犯防止対策の推進
		9	防災減災の推進
	2 誰も取り残さない仕組みづくり ～包括的支援体制と 地域づくりの推進～	1	包括的な相談支援体制の推進
		2	個別支援・伴走型支援*体制の推進
		3	社会参加・地域づくりの支援
		4	福祉のまちづくり（地域共生社会*）への支援
		5	福祉のまちづくりの担い手の育成

第5章 施策の展開

基本目標 1:安心して暮らせるまちづくり

～公的な福祉の提供と協働による支援体制の推進～

松本市では、経済状況や障がいの有無、生活様式や国籍などに関わらず、住民の誰もがライフステージ*全体を通じて、健康で文化的な最低限度の生活が保障されるように、高齢者・障がい者・子どもなどの分野別・対象別の福祉政策を推進してきました。

これらの公的福祉により、日常生活を維持するための給付やサービス提供を行い、格差や孤立を防ぐとともに、課題が深刻化する前に予防的な支援を行うことで、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

しかし、公的な制度やサービスには、利用する条件や利用できる量などに制約があり、支援を必要とする人の生活全体を支援できるわけではありません。

足りない部分は、当事者や家族はもとより、ボランティアや自然な支え合いによって、できるだけ対応していくことが望ましいと言えます。

このため、松本市は、分野別・対象別の施策の中で、直接的なサービスを提供するだけではなく、住民や社会福祉法人、企業やNPOなどと連携して、各地において支え合いや見守り、交流の場や居場所づくりなどが実施されるように支援します。

施策 1-1: 子ども・若者支援の推進

■現状と課題

松本市では、切れ目のない支援体制を目指し、家庭と子どもを支援してきましたが、核家族化・共働化・晩婚化などにより、妊娠・出産・子育てに不安や負担感、孤立を感じる保護者も多くいます。また、少子化・経済格差・デジタル化・価値観の変化により、子どもを取り巻く環境は大きく変化し続けており、家庭だけでは対応できない問題が増加していることから、教育・福祉においてはより丁寧で部局横断的な支援と対応が求められています。

■施策の方向性

子どもの権利条例に基づき、「全ての子どもにやさしいまちづくり」の実現を目指します。誰もが安心できる環境の中で成長し、健やかに自立した大人へ成長できるよう、家庭・学校・行政・支援機関が連携し、家庭や個人だけでは解決しにくい問題に対する支援を行います。また、子どもや若者が成長過程でつまづくことがあっても、再挑戦できるような支援を行います。

■主な施策・取組例（主管課：こども若者部各課・健康づくり課・生涯学習課・学校教育課）

区分	主な施策	取組例
子ども・子育て支援計画	母子保健	・妊娠・出産・子育て期の切れ目のない相談対応と支援 ・支援が必要な家庭への早期援助 ・育児不安に対する支援
	乳幼児期の教育・保育	・認定こども園、保育園、幼稚園等の施設整備と運営 ・教育保育の質の向上 ・学童の設置と運営補助
	地域における子育て支援	・こどもプラザ*、つどいの広場の運営 ・ファミリーサポートセンター事業*の運営
	仕事と子育ての両立支援	・働き方改革、健康経営、ワークライフバランスの周知啓発
子どもにやさしいまちづくり計画	子どもの権利の普及	・子どもの権利の周知・啓発（市民・保護者・児童生徒） ・子ども意見表明の促進（学校・地域・子ども未来委員会）
	健康といのちの教育	・乳幼児健診・予防接種の実施 ・体力向上の推進 ・いじめ防止 ・不登校に関わる支援 ・いのちのきずな松本
	居場所づくり	・児童センター、福祉ひろば等の活用 ・食事、学習支援、保護者支援等を行う居場所づくりの推進 ・外国籍児童生徒の居場所の確保と学習支援 ・不登校の子どもの居場所づくり ・フリースクール等施設利用の支援 ・学都松本寺子屋事業
	子どもと地域の交流促進	・地域子育て支援拠点事業 ・子ども食堂への支援 ・コミュニティスクールの推進
	育ちを支援する環境づくり	・ひきこもり*がちな子どもへの学習支援 ・ヤングケアラー*、ひとり親家庭等への支援
	若者に対する支援	・ひきこもり*に関する研修・講演の実施 ・結婚希望者に対する支援（結婚相談、出会いイベント） ・若者の居場所づくり

■取組状況を評価するための指標

指標	現状値 (R6)	目標値(R12)
①地域で子供の意見を聞いてもらっていると感じる割合	50.1%	58.0%
②自己肯定感が高い子どもの割合	69.5%	73.0%
③待機児童数	7人 (R7.4)	0人
④合計特殊出生率*	1.44 H30-R4 平均	1.50

■松本市社会福祉協議会の取組例

区分	主な施策	取組例
子ども・子育て支援	地域における子育て支援	・子育て応援ボランティア*の育成

施策 1-2: 高齢者福祉の推進

■現状と課題

団塊の世代が後期高齢者になりましたが、健康寿命*をできるかぎり延伸することに注力するとともに、介護認定を受けても心身の状態を維持改善していくことが重要です。

今後は、介護保険サービスの需要が高まっていくため、これに対応できる提供基盤の整備が必要です。また、高齢独居世帯や認知症高齢者が増加する一方、核家族化や価値観の多様化の中で家族による介護力の低下や近隣関係の希薄化が進んでおり、地域包括ケアシステムの更なる推進が求められます。

■施策の方向性

高齢者が生きがいを持って生活するために、社会参加・支え合い・交流活動などを促進します。また、健康づくりや介護予防に参加するための機会提供や啓発を行います。

これと並行して、介護保険サービスの提供基盤を確保するとともに、在宅介護を支援するため、見守りネットワークや認知症対策の強化を図ります。

■主な施策・取組例（主管課：高齢福祉課・西部福祉課・健康づくり課）

区分	主な施策	取組例
社会参加 生きがい	誰もが住みやすいまちづくりの推進	・交通手段の確保 ・交通空白地有償運送事業 ・ユニバーサルデザイン化 ・福祉 100 円バス助成事業
	つながり合い・助け合いの地域づくり	・相談体制の強化 ・見守り体制の推進 ・就活への支援 ・地域ケア会議 ・権利擁護の推進 ・松本市地域見守りネットワーク協定 ・虐待防止の体制強化・訪問給食サービス事業 ・高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会 ・成年後見制度*利用促進地域連携ネットワーク協議会
	生きがいづくりの推進	・社会参加や生きがいづくりの推進 ・高齢者福祉入浴助成事業 ・プラチナ大学 ・敬老地区行事等支援 ・高齢者クラブへの支援
介護予防 在宅ケア	介護予防と健康づくり	・介護予防普及啓発 ・地域リハビリテーション活動支援 ・健康づくり・フレイル予防の推進
	認知症施策の推進	・認知症とともに生きる共生社会の推進 ・認知症サポーター養成講座 ・ステップアップ講座 ・認知症思いやりサポートチーム
	切れ目のない在宅医療と介護の連携推進	・在宅医療・介護の連携推進委員会の開催 ・松本市介護と医療連携支援室設置 ・医療コーディネーター配置 ・家族介護者支援の推進 ・地域包括支援センター*の機能強化
介護保険 サービスの 運営、 人材確保	介護保険サービスの基盤整備	・施設・居住系／地域密着型サービスの整備 ・サービス提供体制の確保 ・積極的な情報提供の実施 ・介護支援専門員への支援と連携 ・介護給付適正化 ・苦情処理体制の充実 ・災害・感染症対策の強化
	介護人材の確保育成	・ICT* ・外国人介護人材を活用した人材確保支援
	計画推進体制の整備	・事業者、関係機関等との連携の強化

■取組状況を評価するための指標

指標	現状値 (R6)	目標値(R12)
①健康寿命*（日常生活動作が自立している期間の平均）	男性 81.16 歳 女性 85.21 歳 R4	延伸
②要介護認定率	18.9%	20.8%

施策 1-3:障がい者福祉の推進

■現状と課題

松本市では、地域共生社会*の実現を柱に、障がいの有無に関わらず安心して暮らせる地域づくりを目指しています。近年、合理的配慮、地域生活支援、就労支援等が法制度として強化されましたが、市民の理解や共生意識の浸透はまだ十分とは言えません。

また、相談支援体制の充実が求められていますが、専門職の不足や医療・教育・福祉・雇用などの分野を超えた連携などの課題に対応していくことが必要です。

■施策の方向性

障がい者が社会の一員として自立し、生活を営むことができるよう、幼児期から将来を見据えた療育・教育を進め、障がいの状況に応じて個性を育み、可能性を高められるように支援します。

また、相談支援体制を強化することで、当事者の望む生活や成長に向けて、サービスを適切にコーディネート*します。地域移行や一般就労を促進するとともに、市民に対しても共生社会の意識の浸透を図り、障がい者の社会参加と活躍を支援します。

■主な施策・取組例（主管課：障がい福祉課・西部福祉課・こども福祉課・こども発達支援課）

区分	主な施策	取組例
支援体制	包括的相談支援体制	・相談支援 ・計画相談支援 ・早期発見・対応支援 ・ICT*活用 ・ピアサポート ・生活困窮者支援 ・事業所の第三者評価の周知・結果をふまえた改善要請
	重度障がい児（者）支援	・強度行動障がい ・医療的ケア児（者）支援 ・教育・福祉分野と連携した受入環境整備 ・福祉人材育成と確保
暮らしと理解	地域における生活支援	・地域移行支援 ・地域定着支援 ・ひとり暮らし体験 ・移動支援 ・災害時要援護者支援
	障がい者への理解	・合理的配慮の理解 ・人権教育 ・虐待防止
	意思決定の尊重	・成年後見 ・手話通訳/要約筆記/点字・声の広報
就労と活動	就労支援の充実	・就労支援訓練 ・就労機会確保 ・職場定着支援 ・特別支援学校と連携した就労支援 ・一般就労への移行促進
	学習・文化芸術活動等への参加	・移動支援 ・障がい者スポーツ大会 ・障がい者文化芸術祭作品展

■取組状況を評価するための指標

指標	現状値 (R6)	目標値(R12)
①施設入所者数	217 人	191 人
②就労移行支援を受けた一般就労移行者数	25 人	37 人
③障がい児通所支援指定事業所数（児童発達支援、放課後デイサービス）	62 か所	83 か所
④共同生活援助（グループホーム）利用者数（各年度の月平均）	334 人	543 人

施策 1-4: 成年後見制度*の利用促進(要約)

(※「第2期松本市成年後見制度利用促進基本計画」の概要。第2期基本計画はP61～を参照)

■現状と課題

団塊の世代が後期高齢者となり、認知症高齢者やひとり暮らし世帯の増加が見込まれます。また、障がいに対する認知度の向上や社会情勢の変化により療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者の増加が見込まれ、高齢者、障がい者ともに制度の需要は更に高まることが予想されます。

しかし、近年の成年後見制度*に関する相談件数や市長申立て件数（本人や親族等なんらかの事情で申立てを行えない場合）は、一定数にとどまっており、制度についての周知、啓発、制度利用の必要な方を早期発見する地域ネットワークづくりや関係機関の連携体制の更なる強化が必要と考えられます。

■施策の方向性

病気や障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生活を送り続けられるよう、地域でつながる全ての人が支えあい、誰も取り残されない地域共生社会*の実現を目指します。そのため、本人の自己決定を尊重した意思決定支援、身上保護を重視して本人らしい生活を継続することができる包括的なチームでの相談、支援体制を整備します。また、成年後見制度*の利用が必要な人に適切に利用できるよう地域の各関係機関が連携する多層的な地域連携ネットワークの機能を強化します。さらに、成年後見制度*の担い手の育成・支援を行っていきます。

■主な施策・取組例（主管課：高齢福祉課・障がい福祉課・西部福祉課）

区分	主な施策	取組例
権利擁護	権利擁護支援の推進	・包括的なチームでの相談、支援体制の整備 ・市民への権利擁護の啓発
成年後見制度	地域連携ネットワークの機能強化	・「松安筑成年後見ネットワーク協議会*」における多層的な地域連携ネットワークの機能強化
	成年後見制度*の利用促進	・市民や地域の関係機関等に向けた周知、啓発研修会 ・専門職団体や家庭裁判所等の関係機関との連携 ・成年後見制度*利用促進専門委員会での専門的事項の審議 ・後見人等候補者の検討から受任マッチングまでの調整 ・成年後見制度相談会の開催 ・成年後見制度*の利用にかかる経済的負担の軽減
	成年後見制度*の担い手の育成・支援	・市民後見人*の育成・活躍の支援 ・法人後見*の担い手の発掘、育成 ・専門職団体との連携、後見人等からの相談・支援体制の整備

■取組状況を評価するための指標

指標	現状値(R6)	目標値(R12)
①市民・福祉関係者に向けた研修会	3回	3回
②成年後見制度*利用支援事業による報酬助成件数（累計）	2件	17件

施策 1-5:生活困窮者支援の推進

■現状と課題

松本市の生活保護率は、全国的に見ても低水準で推移しており、近年、生活保護の受給世帯数及び受給者数は減少傾向にあります。

一方で、生活保護に関する新規相談・申請件数は依然として多い状態が続いており、背景には物価高騰による経済状況・雇用情勢の悪化や高齢者世帯の増加などがあると見られます。

■施策の方向性

生活困窮者の抱える課題は、経済的な要因に健康、孤立・孤独、ヤングケアラー*、8050 問題*などが複合的に絡み合っています。

これらのニーズに対応できるよう、福祉・医療・就労支援など関係機関との連携体制を強化し、包括的かつ継続的な伴走支援を推進するとともに、困窮者の早期発見と多角的な支援を実現し生活再建と社会参加を促進します。

■主な施策・取組例（主管課：生活福祉課・福祉政策課・こども福祉課・住宅課）

区分	主な施策	取組例
困窮予防	子どもの学習・生活支援	・学習支援教室の支援 ・「子ども食堂*」の支援 ・子どもの居場所づくり ・子どもの体験活動を推進 ・不登校や引きこもり児童に対する訪問支援
	若者・女性の就労支援	・ハローワークと連携した就労支援 ・子育て支援施策と雇用政策の連携
	地域での孤立予防	・生活困窮者等が安心して過ごせる居場所づくり ・アウトリーチ*等の支援
	住宅確保の安定化	・公営住宅の供給 ・特定公共賃貸住宅の供給 ・セーフティネット*住宅の登録促進
困窮者支援	ひきこもり等孤立化の予防	・自立相談支援事業（まいさぼ松本*） ・就労準備 ・家計改善支援事業 ・地域居住支援事業 ・ひきこもり等社会参加サポート事業
	経済的援助	・住居確保給付金

■取組状況を評価するための指標

指標	現状値(R6)	目標値(R12)
①まいさぼ松本*の就労支援プラン対象者のうち、就労者及び増収者の割合	43.6%	50.0%
②住居喪失者のうち住居確保につながった割合	50.0%	50.0%

施策 1-6:健康づくりの推進

■現状と課題

ライフステージごと必要な課題に対応した施策を展開する必要があります。次世代期においては、妊婦・出産期への支援、子どもの頃からの健全な生活習慣の形成、青壮年期においては、自身の健康に関心を持てるような働き掛け、生活習慣病の増加傾向に対する取り組みが必要です。高齢者については、フレイル対策、低栄養対策をはじめ、要介護状態になる前の疾病予防の必要性が高まっています。

■施策の方向性

全ての市民が、生き生きと自分らしく健康に暮らし、誰もが健康を実感できるまちを目指します。子どもや若者、全市民が自分にあった健康づくりに取り組める施策の展開、多様な生活様式、価値観、病気、障がいの有無によらない健康づくりを推進します。

■主な施策・取組例（主管課：健康づくり課・保健総務課・保健予防課）

区分	主な施策	取組例
全世代	生活習慣改善	・朝食に関する情報提供 ・こころの健康づくりの普及啓発 ・受動喫煙防止区域の設定
	食育推進	・歯周疾患検診 ・市民歩こう運動 ・望ましい食習慣の啓発 ・郷土食 ・行事食等の伝承
	自殺予防対策	・地域支援者への研修 ・ICT*等を活用したアウトリーチ* ・SOS の出し方に関する教育 ・いのちのきずな松本の松本
	災害時対策	・医療救護訓練 ・DHEAT 養成研修の受講
	感染症予防対策	・感染症発生時の患者等への対応 ・感染症発生動向の把握 ・情報発信 ・予防接種 ・エイズ・性感染症予防
次世代期	親子を取り巻く環境の支援	・伴走型相談支援 ・妊娠前の健康管理啓発
青壮年期	がん対策	・がん検診の DX 推進 ・がん患者医療用補整具等の助成
	循環器病対策	・特定健診未受診者への受診勧奨 ・生活習慣病の重症化予防 ・30 歳代の国保健診
高齢期	フレイル対策	・フレイル予防推進体制整備 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 ・自主運動サークル支援 ・体力づくりサポーター支援

■取組状況を評価するための指標

指標	現状値	目標値(R12)
①心身の健康状態についての自己評価で「健康である」と回答した市民の比率	75.0% R7	80.0%
②特定健診受診率	40.3% R5	60.0%

施策 1-7: 多様性を受け入れる文化の推進

■現状と課題

松本市の外国人住民数は、就労者の増加などを背景に近年増加しています。これに伴い、日本語の習得が不十分な外国人も増加していることから、行政情報や生活情報が伝わりにくく、情報格差を埋める必要があります。また、技能実習や特定技能の労働者においては労働環境や住宅確保などの生活基盤が不安定な状況です。また、日本語指導や学習支援の人材についても不足しており、地域コミュニティとの接点が少ないことも課題です。

また、LGBTQへの理解やジェンダー平等などにもまだ課題があり、多様な価値観を受け入れる土壌作りが必要です。

■施策の方向性

松本市では、外国人を含めた市民全員が安心して暮らせる共生のまちづくりを進めています。このためには、国籍や民族、思想、言語や宗教などの違いを持つ人々が、相互理解を深めていくことが重要です。外国人住民が地域に暮らすことで地域の活力や魅力づくりにつなげていくことを目指します。

■主な施策・取組例（主管課：平和人権共生課・学校教育課）

区分	主な施策	取組例
多文化共生	多文化共生のキーパーソンの活躍	・地域での多文化共生キーパーソンの育成 ・研修の実施 ・情報発信体制の確立
	やさしい日本語を用いたコミュニケーションの支援	・日本人住民を対象としたやさしい日本語講座の実施 ・市が発信する情報のやさしい日本語化
	子育て・教育環境の充実	・子ども日本語教育センターと多文化共生プラザの連携 ・高等学校等へのスムーズな進学支援
	多文化共生意識の醸成	・多文化共生の視点を取り入れた出前講座プログラムの作成と活用促進
	小中学校等と連携した多文化共生意識の醸成	・小・中学校等への多文化共生出前講座の実施
性の多様性	性的マイノリティへの寄り添い	・専門相談の実施 ・LGBTQ かもしれない若者の居場所づくり
	理解の拡大	・小・中学生、地域住民への意識啓発

■取組状況を評価するための指標

指標	現状値(R7)	目標値(R12)
①外国人との交流イベントに参加したい日本人住民の割合	26.0%	40.0%
②普段の生活で「言葉が通じない」ことに困っている外国人住民の割合	21.2%	15.0%

施策 1-8:再犯防止対策の推進(要約)

(※「第2期松本市再犯防止推進計画」の概要。第2期推進計画はP67～を参照)

■現状と課題

全国の刑法犯の認知件数は年々減少傾向にある一方、再犯者率は50%に近い値となっています。再犯率を抑えていくためには、安定した生活を送るための基盤となる住まいと仕事の確保が必要です。また、地域社会の中で孤立しないよう、多くの住民に対する更生保護活動の普及・啓発が必要です。

■施策の方向性

誰もが社会の一員として互いを尊重し、立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域社会の実現を目指し、広報・啓発活動を推進します。また、過去に犯罪をした者等が社会復帰した際には、関係機関との連携と相談支援などにより、生活基盤の安定を支援します。

■主な施策・取組例（主管課：福祉政策課）

区分	主な施策	取組例
民間ボランティア団体等との連携	再犯を防止し地域での生活を安定	・更生保護5団体及び更生保護サポートセンターとの連携 ・矯正施設・更生保護施設等との連携
	更生保護団体等への活動支援	・更生保護団体等への補助金支出
公的機関・関係機関等との連携	司法関係者や地域の関係者間で情報や課題を共有	・社会を明るくする運動の推進 ・司法機関、教育機関、福祉団体等との連携
	矯正施設出所後の速やかな支援の実施	・矯正施設所在自治体会議への参加
生活環境の調整・相談支援等	各種支援の相談窓口についての情報提供	・各種相談窓口の周知・福祉サービス利用支援
	矯正施設出所時の必要に応じた支援	・地域生活定着支援センター*との連携 ・協力雇用主会と連携した就労支援
安全で安心なまちづくりの推進	犯罪そのものが起きにくい風土と環境の醸成	・地域での見守り活動、防犯パトロール等の実施 ・消費生活相談・啓発体制の充実
	地域福祉の担い手の育成	・地域支援者（町会、民生委員・児童委員*、社協等）との連携強化
	地域共生社会*の実現に向けたつながりづくり	・地域つながりづくり関係者連絡会*の開催
広報・啓発活動の推進	更生保護に関わる市民の理解促進	・松本少年刑務所の矯正展の周知
	青少年の健全育成を図るための家庭や地域の環境づくり	・社会を明るくする運動への参加 ・学校と連携した作文コンクールへの出品 ・青少年健全育成事業 ・青少年薬物乱用防止事業 ・人権啓発推進講座等の開催

施策 1-9:防災減災の推進

■現状と課題

松本市は、糸魚川-静岡構造線断層帯に位置し急峻な地形が多いことから、地震に加えて土砂災害発生リスクも高い地域です。このため、平時から大規模自然災害等に備えた地域づくりが重要ですが、高齢化率の上昇を背景に避難行動要支援者が増加しているため、避難支援や安否確認の体制を整備していくことが急務となっています。

■施策の方向性

災害時に、高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児・外国人など配慮が必要な方々をはじめ、避難者一人ひとりが安全に避難し、避難先で健康を維持しながら尊厳ある生活を送り、安定した暮らしを取り戻すための施策が必要です。特に、要配慮者の命を守るための平時からの取り組みとして、個別避難計画の作成、ささえあいマップづくり等を支援します。

■主な施策・取組例（主管課：危機管理課・消防防災課・福祉政策課）

区分	主な施策	取組例
災害弱者	災害時要援護者支援の推進	・ 避難行動要支援者*名簿の作成配布 ・ 個別避難計画*の作成推進
	在住外国人の支援	・ 外国人住民への防災意識の普及啓発及び支援体制の整備
孤立対策	情報伝達が断絶しない通信手段の確保	・ 防災行政無線、メール、SNS等による多重的な情報伝達網の維持 ・ DX、衛星通信、ドローン等の新しい情報通信技術の導入
	孤立可能性地域の共助による備え	・ 要配慮者の把握と顔の見える関係、支援体制づくり ・ 孤立可能性集落の孤立対策資機材・物資の備蓄促進
災害時支援体制	支援協力体制の確立	・ 平時の防災学習、防災訓練を通じた共助による支援協力体制づくり ・ 避難支援等関係者の安全確保
避難体制	緊急避難場所・避難所等の確保・運営	・ 避難者が健康を維持し、尊厳ある生活が送れる避難所環境の整備 ・ 要配慮者優先避難所、福祉避難所*、2次避難所等への適切な誘導體制の構築 ・ 避難所開設状況、被災者避難先、支援ニーズ等を把握し、被災者支援制度の申請から給付まで行うシステムの構築

■取組状況を評価するための指標

指標	現状値(R6)	目標値(R12)
①「自分が災害に遭遇した時にどうしたらよいか誰かと相談して分かっている」と回答した市民の比率	35.2% (R7)	50.0%
②自主防災組織防災活動支援補助金（資機材購入、訓練経費補助等）を活用する組織の割合	42.0%	50.0%
③個別避難計画*と認定するささえあいマップ*を作成した町会数	14 町会	30 町会

■松本市社会福祉協議会の取組例

区分	主な施策	取組例
災害弱者	見守りネットワーク事業	「ささえあいマップ*」の作成を通じた小地域での支え合い体制づくり
災害時の支援体制	支援体制の確立	災害ボランティアセンター*の設置

基本目標 2: 誰も取り残さない仕組みづくり ～包括的支援体制と地域づくりの推進～

松本市では、「誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業*実施計画」に基づき、令和5(2023)年度から、重層的支援体制整備事業を開始しました。

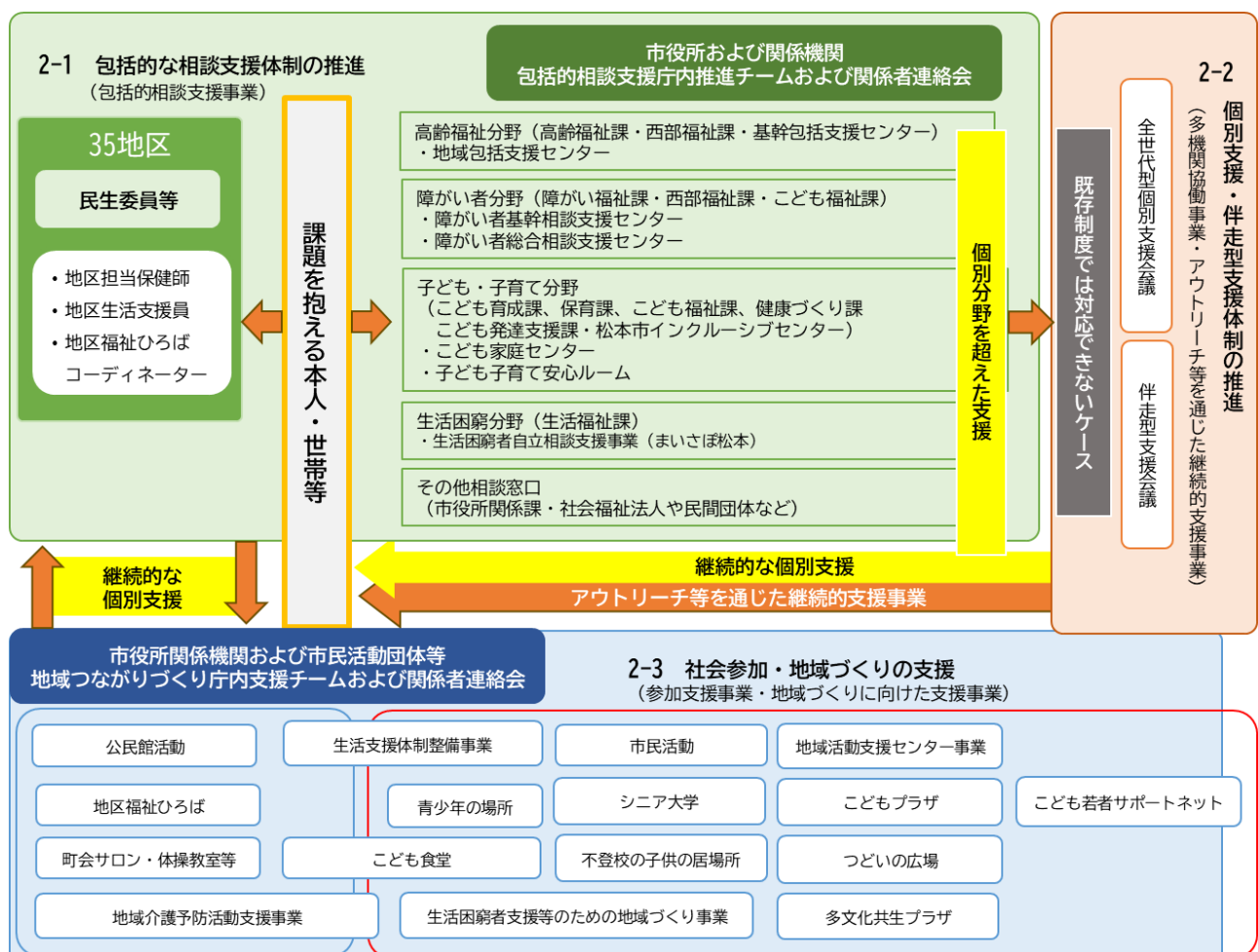
重層的支援体制整備は、基本目標1に示した、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者・外国人住民をはじめとする既存の福祉分野の取り組みに横串を刺していくことで、「包括的な相談支援体制」、「多機関協働」、「地域づくり」を進めるものであり、まさに「誰も取り残さない地域共生社会*を実現する」ための具体的仕組みづくりというべきものです。

<誰も取り残さない全世代型支援体制の整備方針>

松本市では、総合的な総合相談窓口を設置するのではなく、既存分野における体制を活用し、35地区の相談援助職により初期相談体制*を構築することで、あらゆる相談内容を受けとめ、必要な支援や対応できる窓口につなげるとともに、複合した課題を抱える困難ケースに対しては多機関協働によるチーム支援を行うこととしています。

また、通いの場などやサロンなどの交流や社会参加についても、既存の分野を超えた連携を促すとともに、趣味のサークル・NP0・企業などの参画を促し、様々な住民が交流できる居場所づくりや人々が緩やかにつながり、支え合う関係づくりを促進します。

図表 32 松本市の誰も取り残さない全世代型支援体制整備のイメージ



施策 2-1: 包括的な相談支援体制の推進

(※ 社会福祉法が定める重層的支援体制整備事業*の「包括的相談支援事業」に対応)

■現状と課題

高齢者数の増加に加えて、世帯規模の縮小、近隣関係の希薄化などを背景に、日常生活を送る上で困難を抱える市民が増加していくことが想定される中で、市民の抱える不安や悩みを早い段階で受けとめ、必要な支援につないでいくため、訴えの背景にあるニーズも的確に把握できるような相談支援体制を整備することが求められています。

これまでに高齢者・障がい者・子ども 生活困窮などの分野別の相談体制は整備されてきましたが、複合的で複雑化した課題を抱えている人や世帯の課題、例えば福祉的な背景を持つごみ屋敷や多頭飼育、難病者等の就労支援などは、相談先が分かりづらく、支援側も把握しにくい、解決が難しいケースとなるため、分野を超えた連携体制を強化し、包括的な相談支援体制を整備していく必要があります。

■施策の方向性

2-1-1 初期相談体制*の構築

困りごとを抱えた住民が、どこに相談していいか迷うことがなくなるよう、地域づくりセンターなど身近な場所で相談しやすい体制を強化します。

地区の相談窓口では、相談内容に関わらず、いったん受けとめて関係機関と内容を共有し、必要な支援につなげます。保健福祉分野に限らず幅広い課題に対応できるよう、地区担当保健師、地域包括支援センター職員*、地区生活支援員*、地区福祉ひろばコーディネーター、民生委員・児童委員等が連携して対応できる体制を推進します。

2-1-2 庁内外連携の促進

初期相談や各分野の相談窓口で受けとめた相談内容について、包括的相談支援庁内推進チーム*及び連絡会を設置し、まず、相談者の話をよく聴き、課題を整理し、丁寧に適切な相談場所へつなげる仕組みづくりを、ワンチームで進めます。また、相談を受ける職員等の力量を形成するための研修を行います。

2-1-3 対象別の相談支援と連携

高齢者・障がい者・子ども・生活困窮などの分野別の相談支援体制により、住民の地域生活課題の把握に努め、それぞれの分野の庁内関係部門や関係機関と連携し、必要な支援につなげます。分野別の担当部門のみでは対応が難しい複雑な課題に対しても、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず受けとめ、他部門や庁外の関係部門・関係機関と連携することで、本人に寄り添った伴走型支援*を行います。

■主な施策・取組例

2-1-1 初期相談体制*の構築

No	取組み内容	担当
①	全世代を対象とした各種相談の実施	包括的 相談支援 庁内推進 チーム*
②	各地区における関係者の連携による初期相談の実施 ・ 地区担当保健師、地域包括支援センター職員*、地区生活支援員*、地区福祉ひろば コーディネーター、民生委員・児童委員等の連携による初期相談対応の実施	
③	相談体制の充実 ・ どんな窓口にも相談しても、必要な支援につながる相談体制と対応する職員の質の 向上 ・ 住民が課題を発見し、支援機関につなげていける仕組みづくり	
④	多様な相談経路の構築 ・ 訪問、電話、SNS*などの来所以外の方法での相談対応の検討・試行	

2-1-2 庁内及び関係機関との連携の促進

No	取組み内容	担当
①	・ 包括的相談支援庁内推進チーム*及び包括的相談支援連絡会*による部門を超えた包 括的支援体制の推進（研修による意識醸成と人材育成）	福祉政策課 （事務局）

2-1-3 対象別における課題把握・相談支援・包括的支援のための連携

No	取組み内容	担当
①	対象：高齢者と介護家族 ・ 地域包括支援センター*（12 か所）と 35 地区の高齢福祉担当のケースワーカーに よる課題把握と相談支援 ・ 地域包括支援センター*・庁内各課・外部支援者との連携による支援	包括的 相談支援 庁内推進 チーム*
②	対象：障がい児・障がい者 ・ 35 地区の障がい福祉担当ケースワーカーによる課題把握と相談支援 ・ 障がい者基幹相談支援センター（1 か所）、障がい者総合相談支援センター（5 か 所）による課題把握と相談支援 ・ 精神障がい者の増加に対応できる相談体制の整備 ・ インクルーシブセンターによる発達障がい児等の課題把握と相談支援	
③	対象：子ども・保護者 子ども子育て安心ルーム事業による課題把握と相談支援 ・ 子育てコンシェルジュによる育児等の相談、サービス・施設等の情報提供 ・ 保育コンシェルジュによる保育園・幼稚園等への入園相談 ・ 母子保健コーディネーターによる妊娠・出産・育児等の悩み相談 こども家庭センターによる課題把握と相談支援 ・ 要保護児童対策地域協議会との連携による情報把握と支援 ・ コーディネーターによる相談支援と他機関等との連携 ・ 定期的な実態調査によるヤングケアラーの把握 ・ 母子保健と児童福祉の連携	
④	対象：生活困窮者 ・ 自立相談支援機関（まいさぼ松本*）による総合相談と伴走型支援 ・ 自立相談支援機関（まいさぼ松本*）、関係課、居住支援法人との連携	

■取組状況を評価するための指標

指標	現状値(R6)	目標値(R12)
①全世代対象の健康相談件数	21,439 件	22,000 件
②地域包括支援センター*への相談件数	32,221 件	33,000 件
③障がい者総合相談支援センターへの相談件数	13,956 件	15,000 件
④子ども子育て安心ルームへの相談件数	4,812 件	5,000 件
⑤こども家庭センターへの相談件数	684 件	800 件

施策 2-2: 個別支援・伴走型支援*体制の推進

(※ 社会福祉法が定める重層的支援体制整備事業*の「多機関協働事業」「アウトリーチ*等を通じた継続的支援事業」に対応)

■現状と課題

住民の抱える複合的で複雑な課題、ひきこもり*やサービス利用拒否など、各種制度では対応できない制度の狭間の課題などの地域生活課題の解決に向け、各関係機関等が連携を図りながら効果的に支援できる仕組みを作ることが必要です。

こうした課題への個別支援については、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮などの各分野における支援が縦割りにならないよう、関係機関が連携を図りながら継続的に対応できる体制を構築する必要があります。

また、地域で孤立している人や世帯は、そもそも自らSOSを発することが難しく、地域づくりセンターや市役所まで行くことができないことも多いため、アウトリーチ*など、より踏み込んだ対応をとることができる体制の整備が必要となります。

■施策の方向性

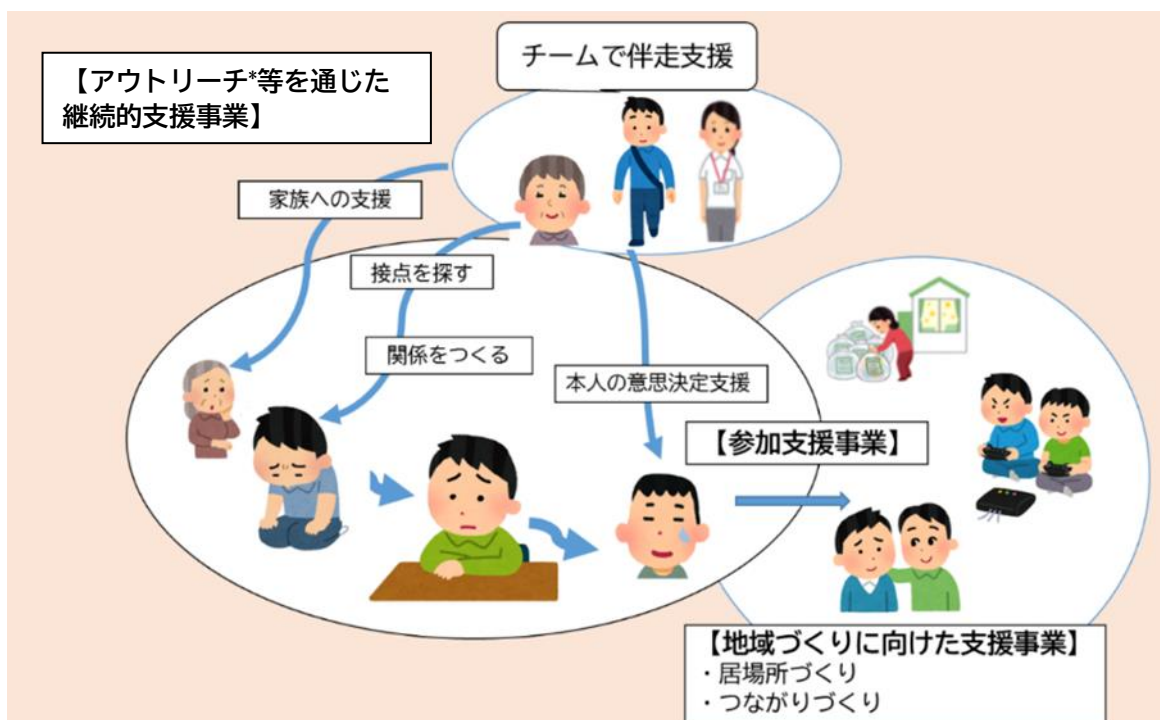
2-2-1 多機関協働担当による個別ケースへの支援

担当部署で対応が難しい複雑化・複合化した案件やどこにもつながらない狭間のような案件については、担当部署から多機関協働担当に相談をします。これらの案件を支援会議において役割分担をしてチームを編成し、優先順位をつけて支援を実施します。

2-2-2 アウトリーチ*等を通じた継続的支援事業

ひきこもり*、セルフネグレクト*など、支援が届かず孤立している個人・世帯に対しては、こちらから出向き、信頼関係を作りながら寄り添いつながり続ける支援を行います。

図表 33 伴走型支援*体制の概念図



■主な施策・取組例

2-2-1 多機関協働事業による個別ケースへの支援

No	取組み内容	担当
①	・多機関協働担当へあげられたケースのアセスメント*の実施 ・支援チームの編成と支援プランの作成 ・チームによる伴走型支援*の実施とモニタリング* ・ケースの終結後のフォローアップ ・松本圏域発達障がいサポート・マネージャーとの連携 ・長野県弁護士会との連携	福祉政策課

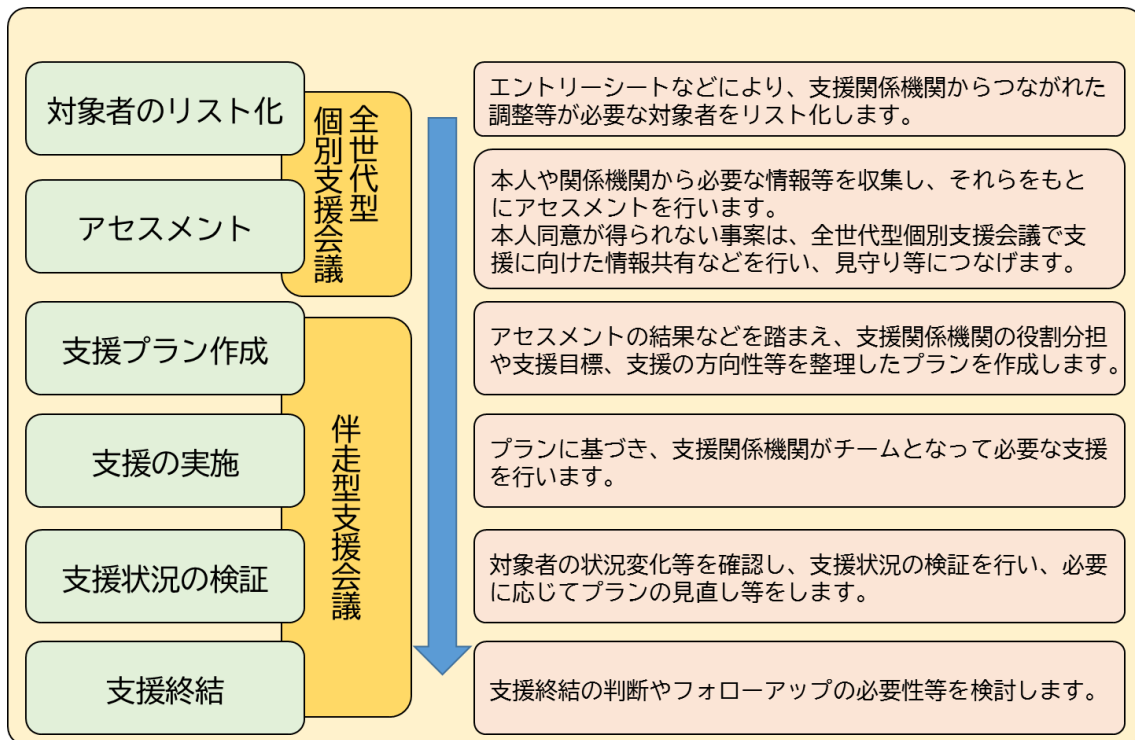
2-2-2 アウトリーチ*等を通じた継続的支援事業

No	取組み内容	担当
①	・必要な支援が届いていない住民への伴走型支援*の強化 ・全世代型個別支援会議*等で検討したケース等へのアウトリーチ*等の継続的支援 ・法人等への一部業務委託による対応体制の強化	福祉政策課

■取組状況を評価するための指標

指標	現状値(R6)	目標値(R12)
①多機関協働担当への相談世帯数（庁内・庁外）	64 世帯	80 世帯
②支援会議の開催数	23 回	30 件

図表 34 個別支援・伴走型支援*体制の仕組み



施策 2-3:社会参加・地域づくりの支援

(※社会福祉法が定める重層的支援体制整備事業*の「参加支援事業」「地域づくり事業」に対応)

■現状と課題

地域生活課題を早期に発見し、適切な支援を行うためには、課題を抱えた住民だけでなく、誰もが気軽に立ち寄って交流を図ることができる場（居場所）や、相談できる地域の拠点が求められています。こうした場には、誰もが気軽に立ち寄ることができ、何らかの役割を自然と担えるような運営の工夫が求められます。

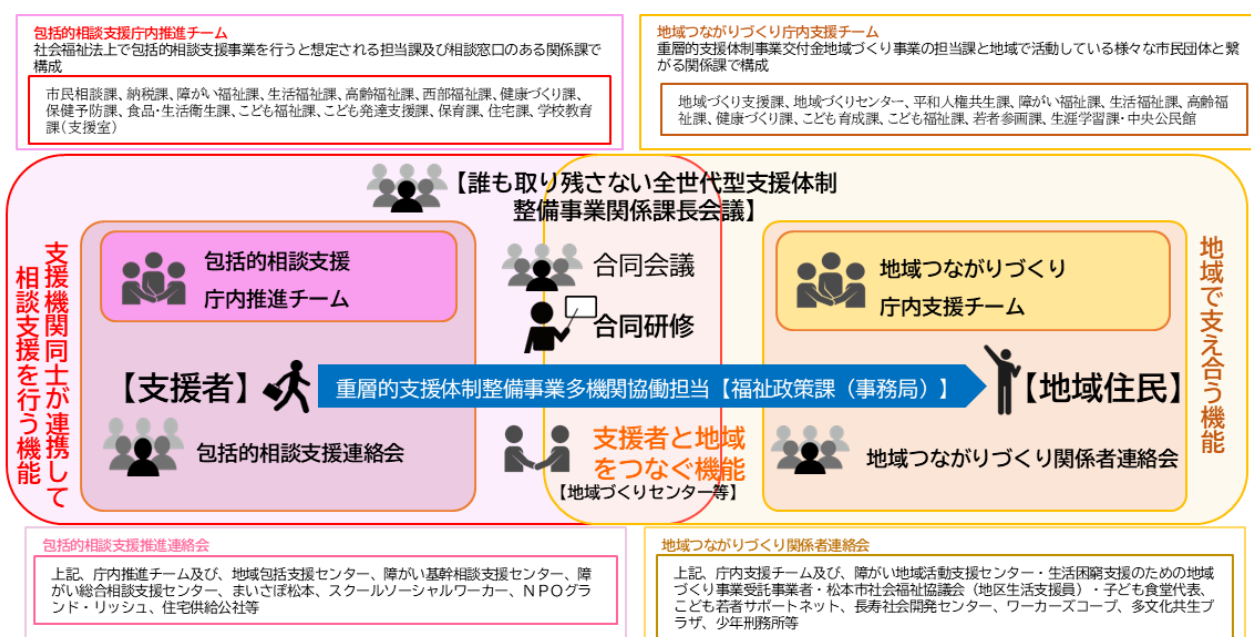
また、住民が地域や社会に参加する際には、「支える側」「支えられる側」のいずれかに偏った関係性に固定してしまうことがないように、それぞれの強みや特性を活かして活躍できる場づくりや関係づくりを支援する必要があります。

■施策の方向性

2-3-1 庁内と市民活動団体との連携の推進

「地域つながりづくり庁内支援チーム*」及び市民活動団体からなる「地域つながりづくり関係者連絡会*」において、事業を評価し、このような場の拡大と運営の充実に努めます。

図表 35 包括的支援体制の整備（横串でつなぐ連携）



2-3-2 交流の場づくりの推進

今後は、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮などの縦割にとらわれず、様々な交流や活動を後押しし、交流の機会を設けることで孤立を予防するとともに、関係づくりのきっかけを提供しながら、相談への接続や支援につなげます。

2-3-3 社会参加の仕組みづくりの推進

複合的な課題を抱えている人や多機関協働による個別支援の対象者が、孤立することなく、自分らしく社会に参加するきっかけを作るため、企業・商店・農家等を活用した中間就労の場、多世代型・共生型のサロン、地域食堂・コミュニティカフェ等の居場所、住まいなども含めた多様な社会資源との連携を進め、オーダーメイド型支援を進めます。マッチング後は、定期的にフォローアップを行い、継続的に社会に関われるように支援します。

■主な施策・取組例

2-3-1 庁内と市民活動団体との連携の推進

No	取組み内容	担当
①	・地域つながりづくり庁内支援チーム*及び地域つながりづくり関係者連絡会*において、地域共生を目指した「地域づくり」を推進	福祉政策課 (事務局)

2-3-2 交流の場づくりの推進

No	取組み内容	担当
①	生活支援体制整備事業*の推進 ・35 地区の地域づくりセンターへの地区生活支援員*の配置 ・地区生活支援員*による、サロンや支え合い活動等の発足・継続支援 地域介護予防活動支援事業 ・いきいき百歳体操等フレイルの予防 ・体力づくりサポーター育成	地域つながり づくり庁内 支援チーム*
②	地区福祉ひろば事業*の推進 ・35 地区の福祉ひろばでの介護予防・健康づくり、学習・交流、世代間交流、子育て支援事業等を実施	
③	<u>障がい者分野</u> 地域活動支援センター*による社会参加と日中活動の居場所の提供 ・創作活動、交流イベント、ボランティア参加などの場	
④	<u>子ども・子育て分野</u> ・こどもプラザ*、つどいの広場における未就学児等の保護者の居場所の提供と交流の促進 ・こどもプラザ*のイベント等の保護者への SNS*等を通じた情報発信 ・つどいの広場における地域との協働	
⑤	<u>生活困窮分野</u> ・孤立しやすい生活困窮者等の居場所づくり ・居場所の設置数の増加と設置エリアの拡大促進	
⑥	<u>社会教育・公民館分野</u> ・公民館事業を通じた、地域での交流と仲間づくりの支援	
⑦	市民活動のサポート ・市民活動の支援や情報発信	

2-3-3 社会参加の仕組みづくりの推進

No	取組み内容	担当
①	・社会参加に向けた支援メニューの作成と実施・見直し ・当事者のニーズを尊重した丁寧なマッチングの実施 ・マッチング後のフォローアップの実施 ・就労や居場所の提供先・連携先などの開拓	地域つながり づくり庁内 支援チーム*
②	・就労や居場所等の社会参加の場や機会を提供する企業・NPO の開拓と連携	

■取組状況を評価するための指標

指標	現状値(R6)	目標値(R12)
①いきいき百歳体操の開催会場数	137 か所	190 か所
②社会参加支援メニューによる支援件数（延数）	4 件	30 件
③地区福祉ひろば事業における高齢者以外を対象とした事業の割合	7.6%	10.0%

■松本市社会福祉協議会の取組み

No	取組み内容
①	地域のつながりづくりの支援 ・町会サロン*の開催支援 ・ふれあい会食会の開催支援 ・地域の多様な主体とのつながりづくり

施策 2-4:福祉のまちづくり(地域共生社会*)への支援

■現状と課題

松本市には、社会教育の中で福祉も含めた地域課題を検討してきた伝統があり、人権や福祉に関する学習や検討が現在も各地区で行われ、地域福祉の基盤を形成してきました。しかし、近隣関係の希薄化やゆとりのなさから、周囲への関心が薄れ、住民による福祉の担い手も確保が難しくなりつつあります。様々な機会を通じて、地域共生社会*について考える機会の創出が必要です。

■施策の方向性

人権・福祉の意識啓発は、全ての世代が互いに支え合う意識を育み、偏見や差別のない多様性を尊重する地域社会を作る上での土台となるものです。人権・福祉に関わる学習と交流を進めることが、地域福祉の基盤を作り、多様性を育み、少数者を排除しない地域づくりにつながります。

■主な施策・取組例

2-4-1 地域共生社会*に向けた意識啓発

No	取組み内容	担当
①	地域課題の共有と課題解決への支援 ・地域ケア会議等による地域課題の解決に向けた取組み ・公民館での講座の開催 ・市民ニーズに対応した出前講座の開催	地区地域づくり センター 生涯学習課
②	多様性を認め合う人権意識の向上 ・地区人権啓発推進協議会、小中学校での出前講座の開催	平和人権共生課
③	・ひきこもりについて語り合う会の開催 ・若者チャレンジ応援事業	若者参画課
④	・社会福祉大会の開催	福祉政策課 社会福祉協議会
⑤	・包括的相談支援推進研修会	福祉政策課
⑥	・認知症サポーター養成講座の開催	高齢福祉課

■取組状況を評価するための指標

指標	現状値(R7)	目標値(R12)
①互いの個性や立場を尊重し合える地域であると思わない人の割合	5.8%	5.8%以下
②孤立していると常を感じる人の割合	3.6%	3.6%以下※

※ 参考：内閣府孤独・孤立対策推進室「人々のつながりに関する基礎調査（令和6年）」の同項目の結果は4.3%

■松本市社会福祉協議会の取組み

No	取組み内容
①	福祉教育の推進と啓発 ・福祉体験講座 ・福祉学習会 ・SNS や「社協まつもと」（つむぎちゃん通信）等による啓発 ・つむぎちゃん出前講座
②	・民生委員・児童委員研修会

施策 2-5:福祉のまちづくりの担い手の育成

■現状と課題

地域の保健福祉の役員やボランティアは、地域福祉を支える重要な役割を担っていますが、近年、高齢化と担い手不足が課題となっています。また、認知症、ひきこもり*等などの課題は対応が難しく、担い手に求められる専門性も高度になりつつあります。担い手の負担軽減と新たな掘り起こしを進めていく必要があります。

■施策の方向性

課題の解決に向けた従来の助け合い活動も大切ですが、今後は、「自分のやりたいこと」から緩やかにつながり、共感を育てていくようなつながりづくりが大切です。地縁組織*だけではなく、地域を超え、関心ごとや、やりたいことを中心とし、様々な主体（商店、企業、農業、法人、市民活動団体など）とつながり、そのつながりが、お互いを気に掛ける地域のセーフティネット*になるような取り組みを推進します。

■主な施策・取組例

2-5-1 地域福祉を担う人材の育成

No	取組み内容	担当
①	生活支援体制整備事業*による地域の「つながりづくり」・「たすけあいづくり」の推進	福祉政策課
②	市民協働による人材育成 ・地域づくりに関する学習機会の充実 ・大学との協働による人材育成プログラムの開発 ・地域づくり市民活動研究集会の開催 ・市民活動団体への活動支援	地域づくり 支援課 生涯学習課
③	体力づくりサポーターの育成	健康づくり課

■取組状況を評価するための指標

指標	現状値(R6)	目標値(R12)
①他者と交流する活動のうちボランティア活動への参加割合	6.2%	8.0%
②体力づくりサポーター数	373 人	525 人

■松本市社会福祉協議会の取組例

No	取組み内容
①	福祉の担い手の養成 ・未活動者の地域福祉活動への参加啓発（地域デビュー講座開催） ・各種ボランティア養成講座の開催 ・学校、児童センター、福祉団体、企業等の福祉体験学習の支援 ・有償生活支援事業つむぎちゃんサポート*の協力会員への加入促進

【コラム】地域の実践事例 — 地域共生社会へ向けた地域の実践事例 —

かつては、地縁、血縁、社縁といったつながりがセーフティネットとなり、様々な困りごとを抱える個人や家族を支えていました。しかし急速な社会変化に伴い、この3つの縁が弱くなり、その結果、地域で孤立をする方も増えてきています。

そのような中、「人とつながりたい」、「この人を支えたい」という気持ちで、思いを分かち合い、様々な取り組みが行われています。ここでは、そんな活動を紹介します。

①ヒッポポ食堂

【地域住民】 × 【子どもたち】 × 【安心】 × 【食事】

地域の子どもたちや親が安心して集まれる場所をつくりたい—そんな思いから始まった「ヒッポポ食堂」は、コミュニティカフェ「ヒッポポ」を拠点（神林・笹賀地区を中心）に、月3回ほど開催しています。

手づくりのあたたかい食事を囲みながら、子どもたちと地域の大人が笑顔で過ごすひととき。学生ボランティアも参加し、みんなで子どもたちを見守っています。

食事だけでなく、工作や季節の行事も行い、食と体験を通じて“心のつながり”を育む居場所として親しまれています。



②おれんぢ 島立地区 大庭公民館

【公民館】 × 【誰でも】 × 【居酒屋】 × 【見守り】



島立地区大庭町会では、公民館居酒屋「おれんぢ」を毎月第1土曜日に開催しています。

大庭町会でも、男性の集う場が地域になく、思案していたところ、「男衆は飲み会なら集まるじ」という声があり、企画し始めました。その結果、公民館居酒屋には、大勢の方に参加していただいています。

長く続けるために、役員の負担を減らし料理や飲み物を持参し、会費もありません。誰でも気軽に参加できる会になっています。楽しく集まるだけでなく、最近来なくなった方へ声をかけてみようか、高齢の独居の方が詐欺被害にあったり、寂しい思いをしたりしていないかなど、人とひととのつながりを大切にしながら温かく「地域を見守る場」にもなっています。



③出居番丸西

【市民活動】 × 【不登校支援】 × 【出会い】 × 【楽しいこと】

「いつもと違う人、いつもと違う世界に
出会ってみる」をコンセプトに、2022 年に
スタートした出居番丸西は、誰もが集える
まなびの場として、不登校のこどもたちや
オトナの「居場所」、松本周辺地域のオトナ
の活動を応援し、発信する「出居番ラジオ」
や毎月最終水曜日に開催されるご飯会「米
はある！」などなど、広く、枠を超えて、
いろんなヒト、こと、モノが集まってきて
います。

これは一言でいうコミュニティスパー
スか？はたまたオルタナティブ公民館？
誰かのやりたい！を実現する場所、緩やか
に繋がれる場所、ちょっと一息できる場
所、いろんな顔を持つ場所として、街のな
かにこんなところが点在していくことが、
街の文化として育っていくことを願い、実
践を続けています。



④みんなの居場所 並柳団地 なごみ

【地域住民】 × 【松本大学】 × 【助け合い】 × 【ワーカーズ コープ センター事業団】



県営住宅並柳団地には、高齢者の方もたくさん
暮らしており、独り暮らしも増えてきています。
私たちは、お互いが助けあう「互助活動」を通じ
て、誰もが安心して心豊かに暮らせる団地にした
い、そんな思いを基に、県の公営住宅室、並柳団
地で助け合い活動をしているワーカーズコープ
センター事業団や松本大学と連携し、団地の空き
部屋を拠点として活動を始めました。

「なごみ」の交流の場では、月に 1、2 回、ス
マホ教室やマージャン、またカラオケ居酒屋や散
策などを企画し、松本大学の学生もボランティア
として参加してくれています。また、居場所だけ
ではなく、暮らしを支えあう場所として、有償ボ
ランティア活動（お出かけ支援、家事支援、相談
支援等）を行っており、月に 70 件ほどの相談に
有償ボランティアの支援員が対応しています。

これからも地域の中で助け合い、安心して暮ら
せる環境づくりに根差して活動をしたいと思っ
ています。



⑤NPO 法人 中信多文化共生ネットワーク（CTN）

【NPO】×【外国人】×【孤立予防】

CTNは、「多様性があり、安全安心な地域社会をつくる」こと、「国籍を問わず、全ての子どもの可能性を引き出す環境をつくる」ことをミッションとして活動をしています。

主な活動の一つとして、松本市から委託を受け外国人住民のなんでも相談窓口「多文化共生プラザ」を運営しています。

松本市には現在、約4,700人、60ヶ国以上の国籍の方々が住民として生活しており、多文化共生プラザでは、そんな多様な住民と、地域をつなげる取り組みもしています。

例えば、外国にルーツをもつ住民に、地域の公民館で母国料理を教えてもらったり、市内の子どもたちに、文化や言語を教えてもらったり楽しく多様な文化・言語の人々と交流する取り組みを実施しています。



⑥ささえあいマップ作成

【町会】×【災害時も見守り】×【社会福祉協議会】



「ささえあいマップ」は、町会や常会・隣組などの小地域の、避難所や消火栓、危険箇所等の地域の情報や、災害時等に支援が必要な人、支援できる人等の情報を書き込んだ地図です。

「ささえあいマップ」作成を通じて、地域の皆さんが話し合い、合意の上で情報を共有し、災害時の助け合いや日頃の見守りを行うための共助の体制づくりを目的としています。

松本市社会福祉協議会では、見守り安心ネットワーク事業として、地区や町会で「ささえあいマップ」を作成するお手伝いをしています。

⑦地域デビュー講座

【ボランティアやりたい人】×【生きがい・助け合い】×【社会福祉協議会】

松本市社会福祉協議会では、ボランティアや地域活動に興味があるけど一歩が踏み出せない、既に活動しているけど、違うことにも目を向けてみたいという方に対し、**地域デビュー講座**を開いています。令和4年度から始めた講座で、講演会や参加型の講座など、様々な形で行われています。

地域デビュー講座をきっかけに、実際に地域活動に参加している方もいます。**城北地区のカフェ「すいれん」**でスタッフとして活動することで地域の温かい繋がりを実感され、また社協の有償サポート「**つむぎちゃんサポート**」の**協力会員**としても活動されています。

地域の課題である「担い手育成」として、様々な角度から地域活動を支えていきたいとします。



⑧包括的相談支援推進研修会

【相談支援】×【縦割り解消】×【つながり続ける支援】×【孤立予防】



「誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業（重層的支援体制整備事業）」では、今までの縦割りの制度の中では、相談窓口や居場所等になかなかつながりづらい方（例えば相談窓口に行けない、窓口がわからない、うまく伝えられない方など）を、誰一人取り残さず、まず話を聞き、課題を整理しながら支援につなぐ「**包括的相談支援体制**」を進めることを目標としています。

市役所関係課はもちろんのこと、庁外の関係機関と共に、体制強化の推進について定期的に話し合いや研修を行っています。

窓口の職員一人一人が相談者の気持ちに寄り添いながら、**つながり続ける支援**を目指し、連携しながら支援を行っています。

成年後見制度の利用促進に関する取り組み (松本市成年後見制度利用促進基本計画)

第2期 松本市成年後見制度利用促進基本計画

1 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨（目的）

成年後見制度*は、認知症、知的障がいや精神障がい等により判断能力が不十分な方々を、法律的に支援し、保護するため、平成11年の民法の一部改正により、従来の禁治産者制度が見直され、平成12年4月から開始された制度です。

我が国では高齢化が進み、認知症高齢者の増加や知的、精神障がい者等を支える親の高齢化による「親亡き後」が課題となっています。

こうした中で、平成28年5月に「成年後見制度*の利用の促進に関する法律」（以下「法」という。）を施行し、平成29年度から令和3年度まで「成年後見利用促進基本計画」によって、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築や、その中核となる機関（以下「中核機関*」という。）の設置など様々な取り組みが求められました。現在は、令和4年度から令和8年度までの「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（以下「国の基本計画」という。）によって、地域共生社会*の実現に向けた権利擁護の推進や地域連携ネットワークの一層の強化など、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を送り続けられるような体制の整備が求められています。

(2) 計画の位置づけ

法第14条第1項において、市町村は、国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度*の利用の促進に関する施策についての基本的計画を定めるよう努めるものとされており、本計画は関連計画である「松本市地域福祉計画」と一体的に連動して取り組み、「松本市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」「松本市障がい者福祉計画・松本市障がい福祉計画」とその他関連計画との整合、連携を図ります。

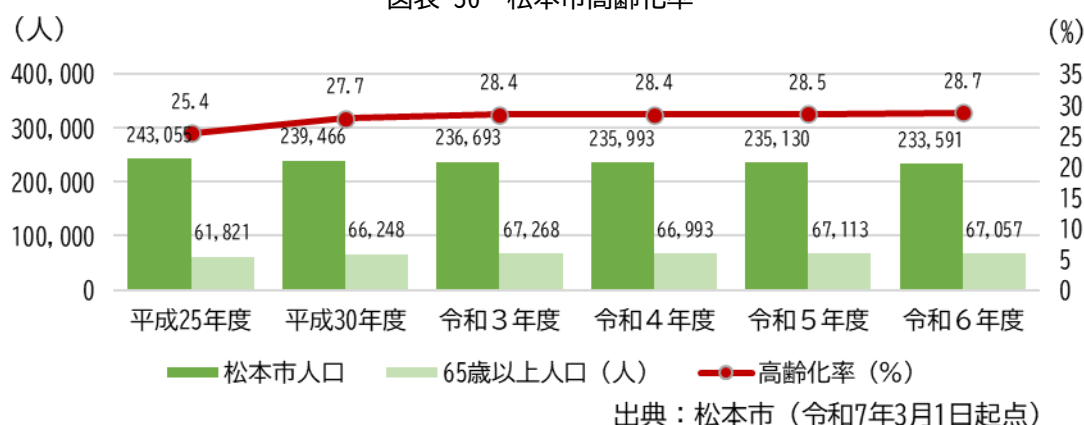
2 成年後見制度*利用に関する現状と課題

(1) 現状

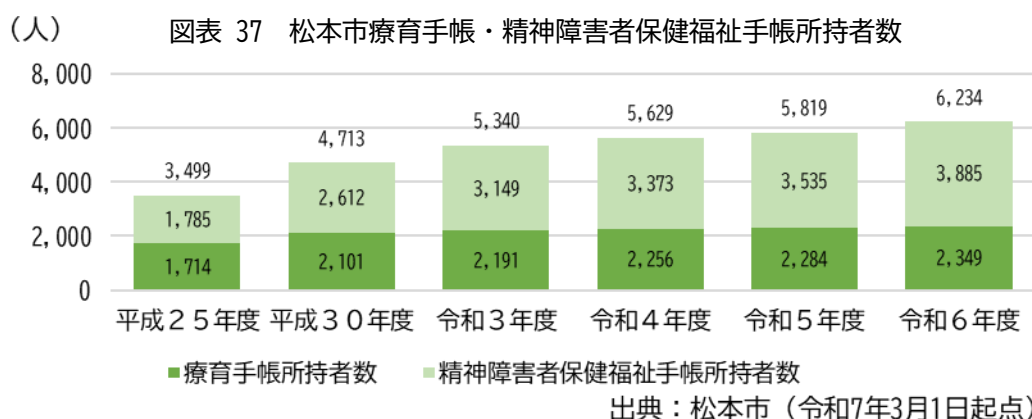
松本市では、平成23年4月から松本市社会福祉協議会が開設した成年後見支援センターかけはし（以下「かけはし」という。）を、近隣2市5村（松本市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村及び筑北村）による補助金によって運営してきましたが、令和3年4月からは市村の責務として委託による設置とし、法人後見*とともに中核機関*業務を2市5村と担い、成年後見制度*の利用促進や啓発活動に取り組んでいます。

しかし、少子化や高齢化、障がい者の増加から、今後は更なる課題への対応が求められています。令和7年（2025年）には団塊の世代が後期高齢者となり、認知症高齢者や高齢者ひとり暮らし世帯等は増加していく見込みです。また、障がいに対する認知度の向上や理解の促進に伴う社会情勢の変化により、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者は今後も増加が見込まれ、高齢者・障がい者ともに成年後見制度*の需要は更に高まることが予想されます。

図表 36 松本市高齢化率



図表 37 松本市療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数



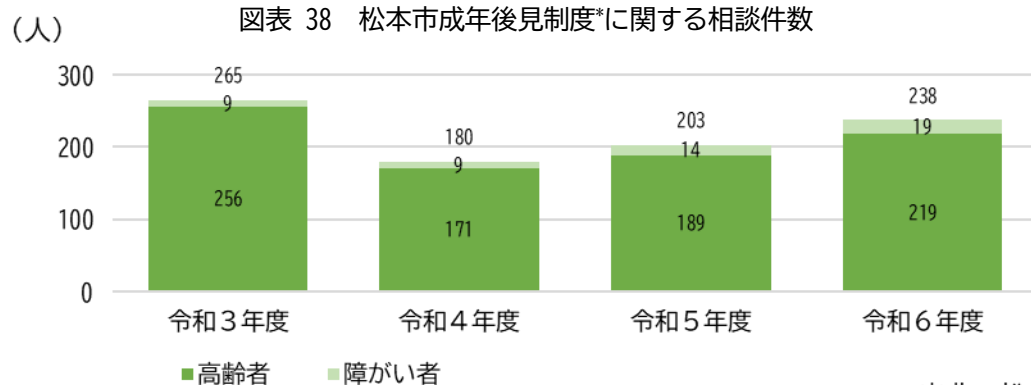
(2) 課題

制度の利用が必要と考えられる方は増加していく見込みですが、近年の成年後見制度*に関する相談件数や本人や親族等がなんらかの事情で申立てを行えない場合の市長申立件数は一定数にとどまっています。

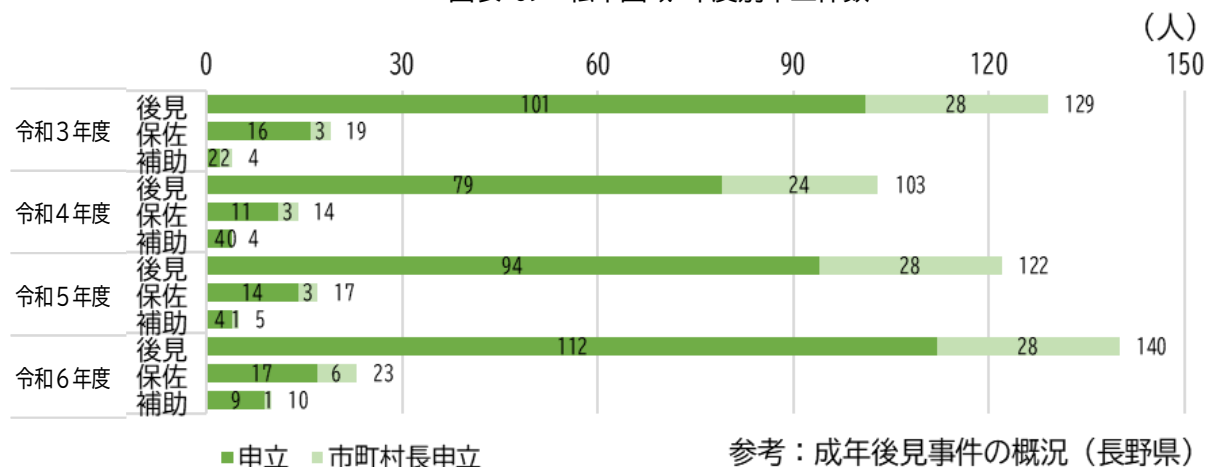
このことから、制度についての周知、啓発や制度利用の必要な方を早期発見する地域のネットワークづくりに対して課題があることが伺えます。

そのため、尊厳のある本人らしい生活の継続と本人を中心とした権利擁護支援を行うことを念頭に、市民や地域の関係者に任意後見制度を含めた成年後見制度*の周知、啓発活動を継続するほか、必要な人が制度につながるよう早期発見、早期相談が行える地域連携のネットワークづくりや関係機関の連携体制の更なる強化が必要と考えられます。

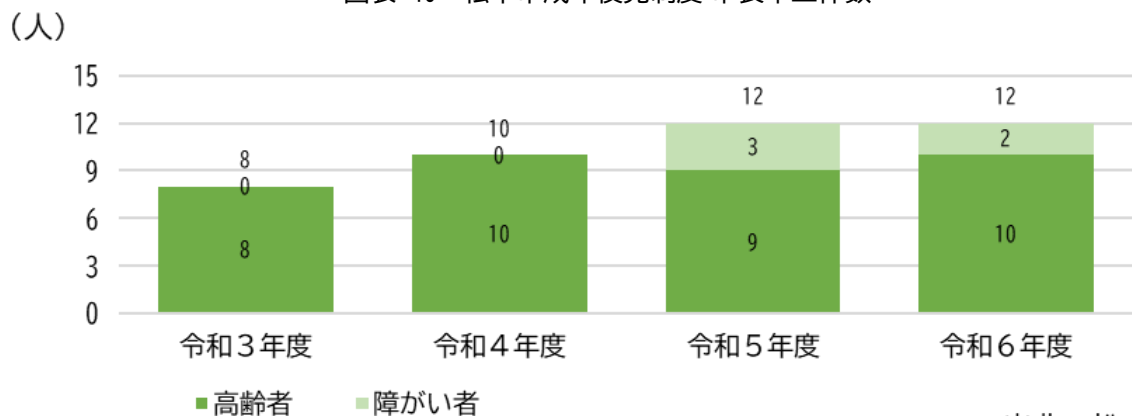
図表 38 松本市成年後見制度*に関する相談件数



図表 39 松本圏域 年度別申立件数



図表 40 松本市成年後見制度*市長申立件数



出典：松本市

3 基本理念

「誰もが自分らしくいきいきと暮らせるまちへ」
～支えあいと権利擁護でシンカ（深化、進化）する地域共生社会*～

松本市では、病気や障がい等の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を送り続けられるよう、市民や行政、専門職団体等の地域でつながる全ての人が支えあい、誰も取り残さない権利擁護支援策の充実によって地域共生社会*の実現を目指します。

4 計画の基本方針（目標）

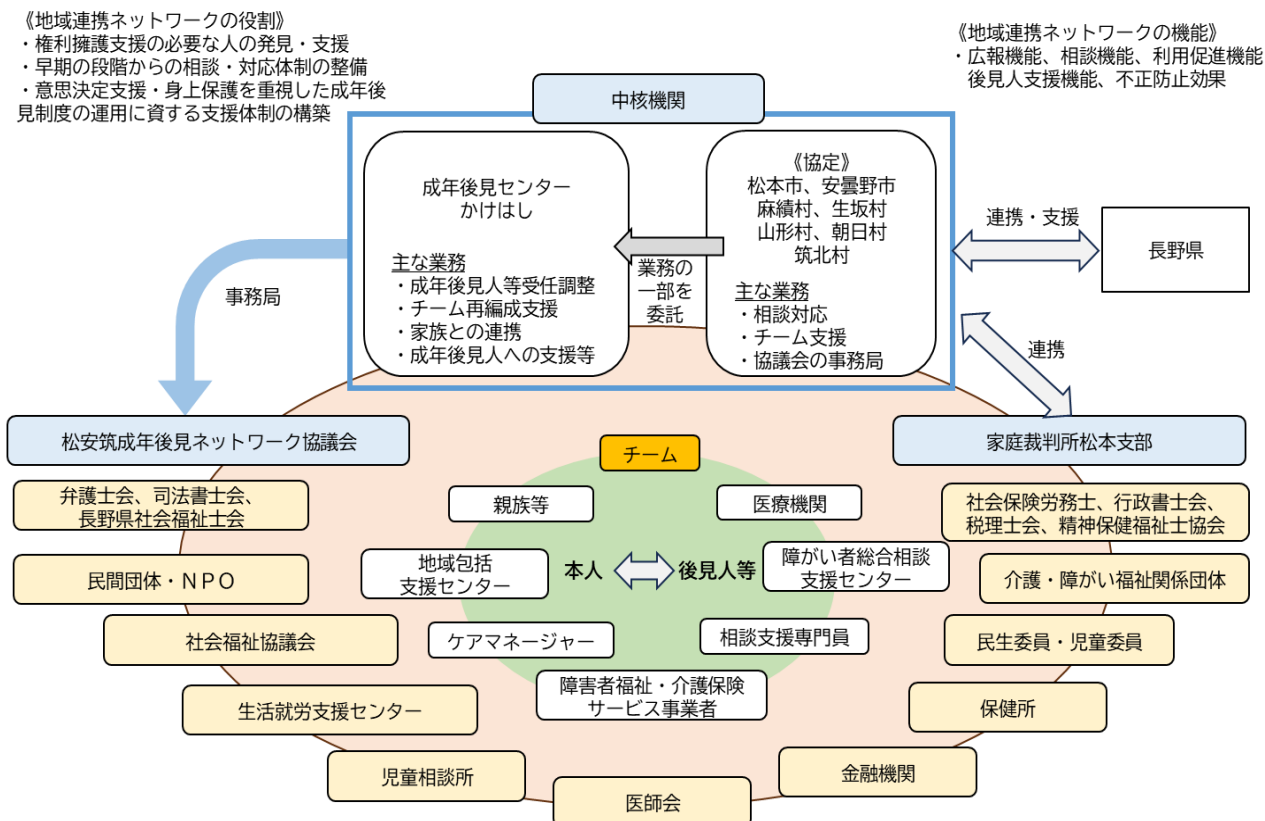
（１）地域共生社会*の実現に向けた権利擁護支援の推進

本人の自己決定を尊重した意思決定支援、身上保護を重視し、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる包括的なチームで相談、支援体制を整備します。

（２）地域連携ネットワークの機能強化

制度の利用が必要な人を早期発見し、適切に制度を利用できるよう地域の各関係機関が連携する多層的な地域連携ネットワークの機能をより強化します。

図表 41 地域連携ネットワークイメージ



(3) 成年後見制度*の利用促進

法定後見制度だけでなく任意後見制度を含めて、市民や福祉関係者にとって成年後見制度*全体がより身近になるよう普及、啓発を推進します。

権利擁護支援や成年後見制度*に関する相談体制を構築し、必要に応じて専門的な助言を行うなど、申立ての支援を行います。また、低所得の高齢者・障がい者に対して、申立費用や報酬助成する成年後見制度利用支援事業を積極的に活用します。

(4) 成年後見制度*の担い手の育成・支援

市民後見人*等を養成し、活躍の機会を支援します。

専門職団体と連携し、後見人の相談、支援体制を整備します。

5 施策の展開

(1) 地域共生社会*の実現に向けた権利擁護支援の推進

- ア 本人の自己決定を尊重した意思決定支援、身上保護を念頭に権利擁護支援が行われるよう、既存の保健・医療・福祉の関係者の他に法律の専門職等の意思決定に寄り添う人も含めたチームによる支援を行います。
- イ 地域包括支援センター*や障がい者総合相談支援センター等の福祉関係者に向けた研修会を通じて、支援者が権利擁護支援に関する本人のニーズに気づき、尊厳のある本人らしい生活を継続するために、成年後見制度*や日常生活自立支援事業*等の必要な支援へとつなげる対応力の向上を図ります。

(2) 地域連携ネットワークの機能強化

2市5村で設置し、医療・福祉・司法等各分野の専門職や民生委員*、金融機関等の地域の関係機関で多層的に構成されている「松安筑成年後見ネットワーク協議会*」を通じて、多様な主体の参画や活躍、連携強化を図り、既存のネットワークの強化の他、課題の共有や共通理解を促進させることでネットワークの更なる機能強化を図ります。

(3) 成年後見制度*の利用促進

- ア 支える側、支えられる側という関係を超えて自分ごととして捉えてもらえるよう、ホームページやパンフレット、出前講座等を通じて市民や地域の関係機関等に任意後見制度を含めて広く周知、啓発をします。
- イ 市民やその関係者が、成年後見制度*について専門職に相談できる成年後見制度*相談会を開催し、不安や疑問を解消することで利用を促進します。
- ウ 市長申立ての必要性について、迅速かつ適切に判断し、成年後見制度*が利用できるように専門職団体や家庭裁判所等の関係機関と連携し支援を行います。
- エ 申立費用や報酬助成する成年後見制度利用支援事業について、市民や専門職に広く周知、啓発を行うことによって、成年後見制度*の利用にかかる経済的な負担軽減を図り、利用が促進されるよう支援します。
- オ 内部検討会議や成年後見制度利用促進専門委員会を通じて、後見人等候補者の検討からマッチングまでの受任候補者の調整を行います。
- カ 弁護士や司法書士、社会福祉士等から構成される成年後見制度利用促進専門委員会を通じて成年後見制度*の利用促進に伴う専門的事項の審議を行います。

(4) 成年後見制度*の担い手の育成・支援

- ア 本人らしい生活を継続し、地域住民が共に支えあう仕組みとして、市民後見人*の育成・活躍の支援を行います。
- イ 法人後見*の担い手の発掘、育成について、かけはしを含め、協議・検討を行います。
- ウ 後見人等からの相談に応じて、弁護士や司法書士等の専門職に相談できる仕組みを構築し、後見人等の活動の支援をします。

再犯防止に関する取り組み (松本市再犯防止推進計画)

第 2 期 松本市再犯防止推進計画

1 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨（目的）

全国の刑法犯の認知件数（警察が把握した犯罪の発生数）は、平成14（2002）年の約285万件をピークに令和3（2021）年まで年々減少していましたが、令和4（2022）年からは増加に転じており、長野県や松本市においても同様の傾向にあります。

また、再犯者率（検挙人員に占める再犯者の比率）も近年は50%に近づいており、市民が安全で安心して暮らせる社会の実現に向けては、「再犯」を防止することが重要な課題となっています。

国では、「誰一人取り残さない」社会の実現を基本方針に掲げ、平成28（2016）年12月、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」（以下「推進法」という。）を施行し、平成29（2017）年12月には再犯防止推進計画を、令和5（2023）年3月には第二次再犯防止推進計画を策定しています。

推進法第8条1項には、都道府県及び市町村に対し、国の再犯防止推進計画を勘案し、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう、努力義務を規定しています。

(2) 計画の位置付け

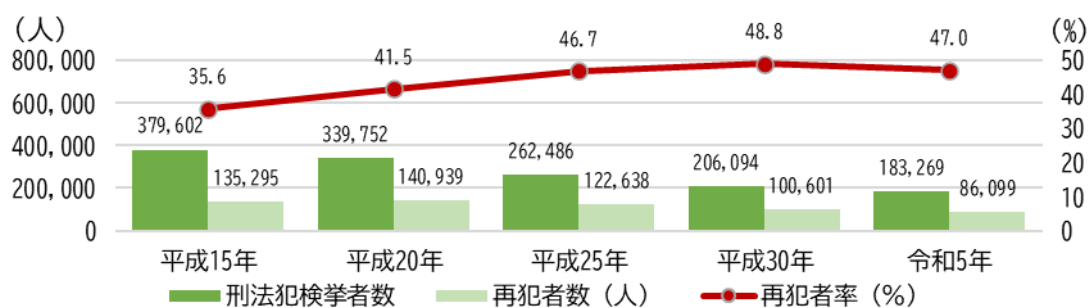
松本市では、「みとめ合い、役割を持ち、支え合って生きる」を基本理念とした第4期松本市地域福祉基本計画に合わせ、令和3（2021）年8月、「松本市地域福祉計画」を策定しました。以後、誰もが安心して暮らすことのできる地域共生社会*の実現に向け、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

再犯防止等の推進は、立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域共生社会*の実現に必要な取り組みであるため、第5期地域福祉計画においても引き続き、第2期松本市再犯防止推進計画を包含することとしたものです。

2 犯罪の情勢等

(1) 全国の情勢等

図表 42 犯罪の情勢等（全国）

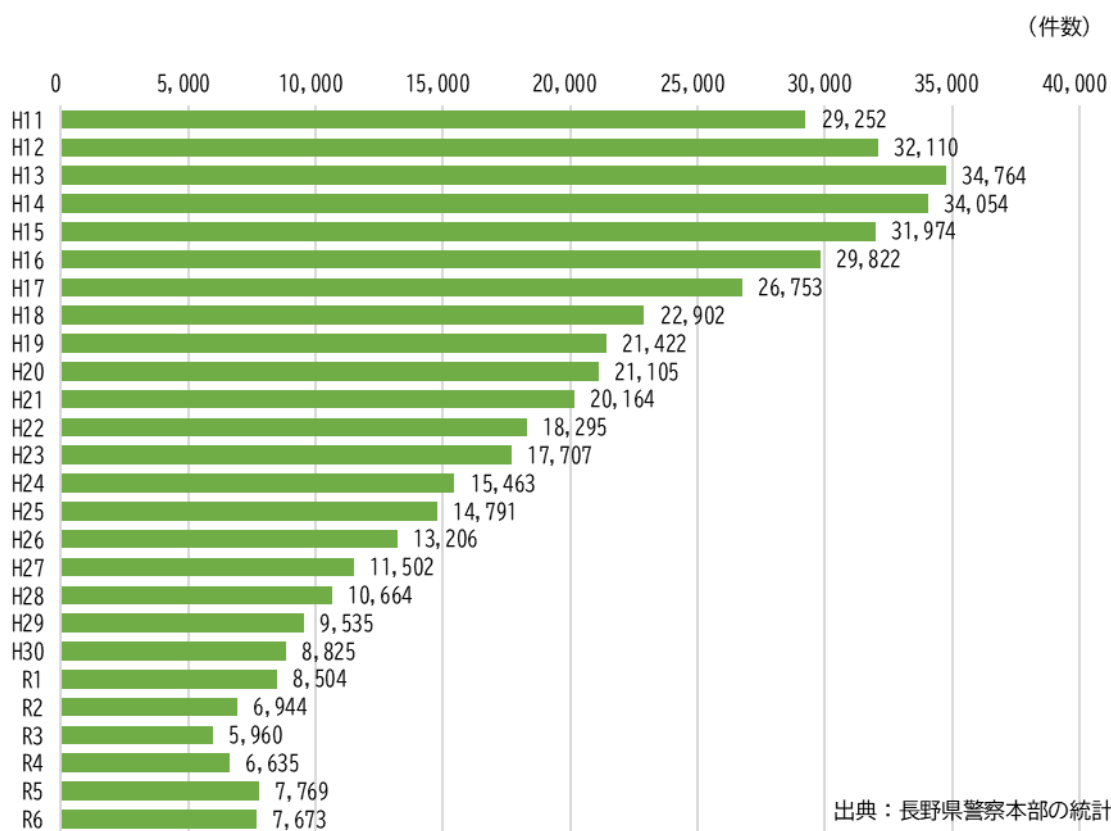


出典：警察庁の統計

- (注) 1 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
 2 「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

(2) 長野県の情勢等

図表 43 長野県における刑法犯認知件数の年別推移（平成11年～令和6年）



出典：長野県警察本部の統計

3 計画の基本方針（目標）

松本市では、「一人ひとりが豊かさと幸せを実感できるまち」を目指す中、「社会を明るくする運動」への参加を始め、関係機関と連携し、再犯防止活動に取り組んできました。

また、市内には、松本少年刑務所のほか、更生保護施設みすず寮が所在しています。

立ち直ろうとする人を含め、誰もが住み慣れた地域で自分らしく、お互いを認め合い、支え合うことができる地域共生社会*を目指し、更なる再犯防止活動を進めるため、関係機関と連携を図りながら、次に掲げる5つの取り組みを重点的に推進します。

- (1) 民間ボランティア団体等との連携
- (2) 公的機関・関係機関等との連携
- (3) 生活環境の調整・相談支援等
- (4) 安全で安心なまちづくりの推進
- (5) 広報・啓発活動の推進

4 施策の推進

（１）民間ボランティア団体等との連携

■現状と課題

松本市における再犯の防止等に関する施策の実施は、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司*をはじめとする、松本地区保護司会、松本保護会、松本地区更生保護女性会*、松本地区ＢＢＳ会、松本地区協力雇用主会（そえ木の会）等の更生保護ボランティア等、多くの民間ボランティアの協力により支えられています。

社会環境の変化を大きな理由として、更生保護活動において重要な役割を担う民間ボランティアの人材確保は依然として難しくなっており、特に保護司*の適任者の安定的な確保が課題となっています。

■施策の方向性

犯罪をした者等が再び罪を犯すことなく地域で安定した生活を送るためには、長野保護観察所や松本少年刑務所といった国の機関や長野県が設置している公的機関に加えて、民間ボランティア団体との連携を更に強化していく必要があります。

更生保護や非行防止の取り組みを支える民間協力者と、地域住民の日常生活の支援に携わる民生委員・児童委員*等の地域関係者や行政機関との連携強化を図るとともに、保護司会と連携し、保護司*の確保・充足率向上に努めます。

■主な取り組み

主な事業	担当課
更生保護5団体（松本地区保護司会、松本保護会、松本地区更生保護女性会*、松本地区BBS会、松本地区協力雇用主会）及び更生保護サポートセンターとの連携	福祉政策課
矯正施設・更生保護施設等（松本少年刑務所、みすず寮）との連携	福祉政策課
保護司*の安定的確保	福祉政策課
更生保護団体等への活動支援・補助金支出	福祉政策課

（２）公的機関・関係機関等との連携

■現状と課題

犯罪をした者等の更生には、刑事司法手続を通じた支援に関わる関係者と、社会生活を送る上で関わる地域福祉関係者が連携し、切れ目のない支援につなげていく必要があります。

国は、第二次再犯防止推進計画策定に当たっての基本的な方向性の中で、国と地方公共団体との役割分担を踏まえた上で、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすることを課題として示し、重点課題の一つとして「地域による包摂の推進」を挙げています。また、令和5（2023）年12月から施行された改正更生保護法により、保護観察所における関係者・関係機関への助言業務が「更生保護に関する地域援助」として法定化されました。

司法と福祉が緊密な連携協力関係を築き、一丸となって取り組みを進めるためには、国・県・市において更生保護を担う機関が相互に連携し、さらに、教育機関、福祉・医療機関等と連携して重層的に取り組む必要があります。

■施策の方向性

「社会を明るくする運動松本市推進委員会」のネットワークを活用し、司法関係者や地域福祉を支える関係者間で情報や課題を共有するとともに、司法と福祉の顔の見える関係を強化し、効果的・効率的に更生支援を推進します。

犯罪をした者等の特性に応じ、矯正施設出所者等の円滑な社会復帰のために、長野県地域生活定着支援センター*、長野県に所在する矯正施設、長野保護観察所等と連携し、矯正施設出所後、速やかに福祉サービス等を受けることができるよう取り組みます。

また、非行少年の自立や立ち直りのために、学校と保護司会、長野保護観察所等の緊密な連携を図ります。

矯正施設が所在する全国自治体と情報共有を進めるとともに、自治体レベルでの取り組みが困難な課題については、連携して国へ働き掛けていきます。

■主な取組み

主な事業	担当課
社会を明るくする運動の推進	福祉政策課
司法機関、教育機関、福祉団体等との連携	福祉政策課
矯正施設所在自治体会議への参加	福祉政策課
旭町中学校桐分校（松本少年刑務所内）行事への参加	教育政策課

（３）生活環境の調整・相談支援等

■現状と課題

刑務所に再入所した者のうち、約7割は再犯時に無職であること、また、仕事に就いていない者の再犯者率は仕事に就いている者の再犯者率と比べ約3倍と高いことが分かっています。矯正施設出所者等が地域社会において安定した生活を送り、再犯を防止するためには、住まいと仕事の確保が大きな課題となっています。

特に、高齢者や障がいがある人等、適切な支援がなければ自立した生活を送ることが困難な人に対しては、円滑な社会復帰や再犯の防止に向け、保健医療や福祉サービスなど、適切な支援につなげていくことが重要です。

■施策の方向性

各種支援の相談窓口について、ホームページや広報誌・パンフレット等を活用し、刑務所等の矯正施設や更生保護機関・団体等への情報提供に取り組みます。

矯正施設を出所する場合、福祉的な支援が必要である者には、保護観察所や矯正施設、地域生活定着支援センター*、その他の福祉関係機関と連携して必要な調整を行い、福祉サービスや住居に係る相談支援が受けられるよう、地域包括支援センター*や障害者相談支援センター、まいさぽ等、関係機関と連携し、必要に応じた支援を行います。

■主な取組み

主な事業	担当課
地域生活定着支援センター*との連携	福祉政策課
協力雇用主会と連携した就労支援	福祉政策課
各種相談窓口の周知・福祉サービス利用支援 （高齢・障がい・生活困窮・保健医療、公営住宅入居、就労支援等）	福祉政策課 障がい福祉課 生活福祉課 高齢福祉課 西部福祉課 市民相談課 住宅課

(4) 安全で安心なまちづくりの推進

■現状と課題

犯罪をした者等が社会に復帰した後に、社会での孤立、地域での生きづらさを感じること、再犯につながる大きな原因の一つです。

住み慣れた地域で支え合い、助け合う社会を実現するためには、行政の取り組みだけでなく、地域住民との協働が不可欠であり、また、地域福祉を推進する人材の育成が必要です。

■施策の方向性

日頃から近所同士の声かけや支え合い、地域での見守り活動などを通して、地域におけるつながりを大切にし、犯罪そのものが起きにくい風土と環境を醸成し、誰もが安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指します。

また、多様な地域ニーズに対応していくため、地域の中で活動する町会、民生委員・児童委員*、ボランティア団体・NPO法人、福祉サービス事業者、社会福祉協議会等の地域福祉の担い手の育成に努めます。

地域共生社会*の実現に向けては、日常の様々な分野において緩やかな「つながり」を築くことで孤独・孤立を予防することを目的に、松本市では令和6年度に「地域つながりづくり関係者連絡会*」を新たに設置しました。この連絡会では、就労支援を含めたつながりづくりや、世代・居住を超えた多様な居場所の整備等の実現に向け、松本少年刑務所や各種福祉団体等にも参加いただく中で、地域でのつながりづくりについて検討を進めていきます。

■主な取り組み

主な事業	担当課
地域での見守り活動、防犯パトロール等の実施	福祉政策課 消防防災課
安全・安心に関するメールの配信	消防防災課
消費生活相談・啓発体制の充実	市民相談課
地域支援者（町会、民生委員・児童委員*、社会福祉協議会等）との連携強化	福祉政策課 地域づくり支援課
地域つながりづくり関係者連絡会*の開催	福祉政策課

(5) 広報・啓発活動の推進

■現状と課題

再犯の防止等に関する施策は、市民にとって必ずしも身近ではないため、市民の関心や理解を得にくい傾向にあります。また、民間協力者による再犯防止等に関する活動についても、市民に十分に認知されていない状況にあることも、施策を進める上で大きな課題となります。

市民一人ひとりが人権尊重の意識を高めるには、学校、地域、家庭、職場等の様々な場を通じて、人権教育・啓発が必要です。

■施策の方向性

社会を明るくする運動強調月間（7月）を中心に啓発活動・情報発信に努めるとともに、市広報誌やホームページなどで、更生保護に関わるボランティア団体の活動状況などを広く周知し、市民の理解促進に努めます。

非行の未然防止や再犯防止には、小中学校からの教育が大事であることから、保護司会と協力した児童・生徒への啓発活動や、青少年の健全育成を図るための家庭や地域の環境づくりを進めます。

また、市民の皆さんが日常生活における人権感覚を持った行動ができるよう、人権啓発を推進します。

■主な取組み

主な事業	担当課
社会を明るくする運動への参加	福祉政策課
学校と連携した作文コンクールへの出品	教育政策課
青少年健全育成事業	生涯学習課
青少年薬物乱用防止事業	こども育成課
人権啓発推進講座等の開催	福祉政策課 生涯学習課 平和人権共生課
松本少年刑務所の矯正展の周知	福祉政策課

第6章 資料編

1 委員名簿

松本市社会福祉審議会名簿

No.	氏 名	推薦団体・役職等	所属専門分科会	備 考
1	青木 知子	松本市私立幼稚園連盟会長	児童福祉専門分科会	
2	浅野 尚志	松本市町会連合会副会長	地域福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	～R7.5.31
3	岩田 宜己子	かとうメンタルクリニックソーシャルワーカー	障害者福祉専門分科会	
4	海野 暁光	私立保育園・認定こども園代表	児童福祉専門分科会	児童福祉専門分科会 副会長
5	小仁熊 恭夫	松本市高齢者クラブ連合会会長	高齢者福祉専門分科会	
6	北沢 和雄	松本地域難病患者家族友の会	障害者福祉専門分科会	
7	草深 邦子	松本市民生委員・児童委員協議会会長	地域福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	地域福祉専門分科会 副会長
8	栗田 幸一	松本市町会連合会副会長	地域福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	R7.6.1～
9	小林 弘明	松本市社会福祉協議会会長	地域福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	委員長
10	澤地 雅弘	長野県弁護士会	高齢者福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	
11	尻無浜 博幸	松本大学総合経営学部 観光ホスピタリティ学科教授	高齢者福祉専門分科会	高齢福祉専門分科会 会長
12	高津 千代子	特定非営利活動法人ワークス コープ松本事業所副所長	児童福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	
13	田中 秀明	松本短期大学幼児保育学科教授	児童福祉専門分科会	
14	中澤 芳江	社会福祉法人アルプス福祉会理事	障害者福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	
15	羽田 原之	松本市医師会老人保健担当理事	高齢者福祉専門分科会	高齢福祉専門分科会 副会長
16	平林 優子	信州大学医学部保健学科教授	児童福祉専門分科会	児童福祉専門分科会 会長
17	廣瀬 豊	松本大学松商短期大学部 経営情報学科准教授	障害者福祉専門分科会	障害者福祉専門分科 会会長
18	丸山 順子	松本短期大学介護福祉学科教授	高齢者福祉専門分科会	副委員長
19	三村 仁志	長野県社会福祉士会 前会長	地域福祉専門分科会	
20	向井 健	松本大学総合経営学部 観光ホスピタリティ学科准教授	地域福祉専門分科会	地域福祉専門分科会 会長
21	山崎 井子	(特非)未来の風 療育センター らいふ	障害者福祉専門分科会	障害者福祉専門分科 会副会長

地域福祉専門分科会名簿

No.	氏 名	役 職 等	備 考
1	浅田 淑子	松本市地区福祉ひろば事業推進会議 寿台地区寿台4丁目町会町会長	
2	浅野 尚志	松本市町会連合会副会長	～R7.5.31
3	伊藤 順一	(福)松本市社会福祉協議会事務局次長 兼地域福祉課長	
4	岩田 清美	公募委員	
5	草深 邦子	松本市民生委員・児童委員協議会会長	副会長
6	栗田 幸一	松本市町会連合会副会長	R7.6.1～
7	小岩井 里美	松本地区保護司会会長	
8	小林 弘明	(福)松本市社会福祉協議会会長	
9	滝澤 洋子	リンパカウンセリング協会	
10	平林 泉	(公社)松本地域シルバー人材センター事務局長	
11	藤森 喜久代	松本市町内公民館館長会顧問	
12	三村 仁志	長野県社会福祉士会事務局長	
13	向井 健	松本大学総合経営学部観光ホスピタリティ学科准教授	会長

児童福祉専門分科会名簿

No.	氏 名	役 職 等	備 考
1	平林 優子	信州大学医学部保健学科教授	会長
2	田中 秀明	松本短期大学幼児保育学科教授	
3	山口 圭子	松本児童相談所 所長	
4	海野 暁光	私立保育園・認定こども園深志 園長	副会長
5	青木 知子	松本市私立幼稚園連盟 会長	
6	梅田 久仁	松本市小学校校長会 菅野小学校 校長	
7	高津 千代子	児童館長代表 ワーカーズコープ松本事業所副所長	
8	矢野 麻美	松本市PTA連合会 会長	
9	柳田 枝里子	松本市保育園保護者会連盟 会長	
10	福地 健司	松本市学童保育連絡協議会 事務局	
11	一ノ瀬 知佐子	松本市民生委員・児童委員協議会 副会長	
12	久保田 由美	公募委員	

高齢者福祉専門分科会名簿

No.	氏 名	役 職 等	備 考
1	小仁熊 恭夫	松本市高齢者クラブ連合会会長	
2	羽田 原之	松本市医師会老人保健担当理事	副会長
3	澤地 雅弘	長野県弁護士会松本在住会代表	
4	尻無浜 博幸	松本大学総合経営学部観光ホスピタリティ学科教授	会長
5	丸山 順子	松本短期大学介護福祉学科教授	
6	西原 秀二	松本市社会福祉協議会在宅福祉課長	
7	清澤 秀彦	全国介護事業者連盟長野県支部幹事	
8	齊藤 京子	長野県介護支援専門員協会協会員	
9	梅本 真澄	松本公共職業安定所（ハローワーク松本）統括職業指導官	
10	中澤 伸一	松本市民生委員・児童委員協議会副会長	
11	水野 尚子	長野県栄養士会監事	
12	小松 竹美	公募委員	

障害者福祉専門分科会名簿

No.	氏 名	役 職 等	備 考
1	廣瀬 豊	松本大学松商短期大学部経営情報学科准教授	会長
2	山崎 井子	特非)未来の風 療育センターらいふ	副会長
3	北沢 和雄	松本地域難病患者家族友の会	
4	岩田 宜己子	かとうメンタルクリニックソーシャルワーカー	
5	中澤 芳江	(福) アルプス福祉会理事	
6	杉山 敦	松本市医師会	
7	中村 一恵	松本市しいのみ会	
8	香西 智子	松本養護学校教諭	
9	前野 弘美	松本視覚障害者福祉協会会長	
10	林 律子	(特非) こすもけあくらぶ	
11	臼井 尚子	(福) 信濃友愛会理事	
12	西村 昭太	公募委員	

2 計画策定の経緯

開催日	内 容
令和7年 4月30日	第1回松本市社会福祉審議会 諮問事項 ・第5期松本市地域福祉計画の策定について
5月22日	第1回地域福祉専門分科会 ・第5期松本市地域福祉計画の策定について ・市民アンケート調査の実施について
6月16日から 7月4日まで	第5期地域福祉計画策定に向けた市民アンケート調査の実施 18歳以上の市民1,500人に郵送、784人から回答（52.3%）
8月27日	第2回地域福祉専門分科会 ・市民アンケート調査の結果について ・第4期松本市地域福祉計画の検証について ・第5期松本市地域福祉計画の骨子案について
9月19日	第3回地域福祉専門分科会 ・第5期松本市地域福祉計画の素案について ・第2期松本市成年後見制度利用促進基本計画（案）について ・第2期松本市再犯防止推進計画（案）について
10月22日	第4回地域福祉専門部会 ・第5期松本市地域福祉計画案について検討 ・地域福祉専門分科会報告について
11月5日	第2回松本市社会福祉審議会 ・第5期松本市地域福祉計画の策定について
11月10日	第5期松本市地域福祉計画策定について市長への答申
12月11日	市議会 厚生委員協議会 ・第5期松本市地域福祉計画の策定について協議
令和7年 12月17日から 令和8年 1月16日まで	第5期松本市地域福祉計画案パブリックコメントの実施
3月6日	市議会 厚生委員協議会 ・第5期松本市地域福祉計画の策定について報告 パブリックコメントの結果等について

3 重層的支援体制整備事業*の実施体制

1 包括的相談支援事業

ケースワーカー及び地区担当保健師の連携強化 (高齢者、障がい者、子ども・子育て、生活保護分野など)			
分 野	事 業	相 談 機 関	担当課
高 齢	総合相談事業（地域包括支援センター*）	地域包括支援センター* 基幹包括支援センター	高齢福祉課 西部福祉課
障がい	障害者相談支援事業	基幹相談支援センター 総合相談支援センター 松本市インクルーシブセンター	障がい福祉課 西部福祉課 こども福祉課 こども発達支援課
子ども・ 子育て	利用者支援事業	子育てコンシェルジュ 保育コンシェルジュ こども家庭センター* 母子保健コーディネーター	こども育成課 保育課 こども福祉課 健康づくり課
生活困窮	生活困窮者自立相談支援事業	まいさぼ松本*	生活福祉課

ア 総合相談事業（地域包括支援センター*）

機関名	担当地区	受託法人	所在地・連絡先
松本市北部 地域包括支援センター	岡田、本郷、 四賀	社会医療法人財団 慈泉会	松本市岡田 39-2
松本市東部 地域包括支援センター	第三、入山 辺、里山辺	社会福祉法人 J A長野会	松本市里山辺 910-1 うつくしの里内
松本市中央 地域包括支援センター	第一、第二、 東部、中央、 白板	社会医療法人財団 慈泉会	松本市本庄 2-10-21 慈泉会第三ビル内
松本市中央北 地域包括支援センター	城北、安原、 城東	社会医療法人 抱生会	松本市元町 3-7-1 ふくふくらいず内
松本市中央南 地域包括支援センター	庄内、中山	社会福祉法人 恵清会	松本市筑摩 2-31-1-1
松本市中央西 地域包括支援センター	田川、鎌田	社会医療法人 中信勤労者医療協会	松本市巾上 9-26
松本市南東部 地域包括支援センター	寿、寿台、 内田、松原	社会福祉法人 恵清会	松本市寿中 2-20-1 真寿園内
松本市南部 地域包括支援センター	松南、芳川	社会福祉法人 松本市社会福祉協議会	松本市双葉 4-16 総合社会福祉センター内
松本市南西部 地域包括支援センター	神林、笹賀、 今井	社会福祉法人 松本市社会福祉協議会	松本市今井 4820-1 やまびこの里内
松本市河西部 地域包括支援センター	島内、島立	社会医療法人 中信勤労者医療協会	松本市島内 4970-1 島内公民館内
松本市河西部西 地域包括支援センター	新村、和田、 梓川	社会福祉法人 松本ハイランド	松本市和田 4693-1
松本市西部 地域包括支援センター	安曇、奈川、 波田	社会福祉法人 松本市社会福祉協議会	松本市波田 6908-1 波田保健福祉センター内

イ 障害者相談支援事業

機関名	受託法人	所在地・連絡先
松本市障がい者 基幹相談支援センター	社会福祉法人アルプス福祉会 特定非営利活動法人ケ・セラ 社会福祉法人信濃友愛会 特定非営利活動法人ハートラインまつもと 特定非営利活動法人未来の風	松本市双葉 4-8 なんぷくプラザ1 階
松本市障がい者 総合相談支援センター	社会福祉法人アルプス福祉会	松本市寿台 9-1-3
	特定非営利活動法人ケ・セラ	松本市出川町 11-6
	社会福祉法人信濃友愛会	松本市南原 2-16-13
	社会福祉法人中信社会福祉協会	松本市梓川梓 2288-3
	特定非営利活動法人ハートラインまつもと	松本市寿北 7-23-1

ウ 利用者支援事業

事業種別	機関名	所在地・連絡先	担当課
基本型	こどもプラザ (筑摩)	松本市筑摩 1-13-22	こども育成課
	小宮 こどもプラザ	松本市島内 155-2	
	南郷 こどもプラザ	松本市横田 3-23-1	
	波田 こどもプラザ	松本市波田 6861	
	芳川 こどもプラザ	松本市村井町南 2-21-45	
	保育課	松本市丸の内 3-7	保育課
こども家庭センター*型	松本市こども家庭 センター*	松本市丸の内 3-7	こども福祉課 健康づくり課

エ 生活困窮者自立相談支援事業

機関名	受託法人	所在地・連絡先
まいさぼ松本*	社会福祉法人 松本市社会福祉協議会	松本市丸の内 3-7

2 地域づくりに向けた支援事業

分 野	実施事業	実施場所	担当課等
高 齢	地域介護予防活動支援事業 生活支援体制整備事業*	35 地区	健康づくり課 福祉政策課
障がい	地域活動支援センター*事業	市内 1 か所	障がい福祉課 こども福祉課
子ども・ 子育て	地域子育て支援拠点事業	市内 5 か所	こども育成課
生活困窮	生活困窮者支援等のための 地域づくり事業	市内 3 か所	生活福祉課
松本市独自	地区福祉ひろば事業*	35 地区	地域づくりセンター

ア 地域介護予防活動支援事業

事業名	実施内容
体力づくりサポーター育成事業	身近な場所で継続した運動支援の人材を育成
人材育成講座	生活支援や通いの場を行う人材を育成
自主運動サークル支援事業	いきいき百歳体操サークルの立ち上げ支援を行う

イ 生活支援体制整備事業*

実施内容	実施主体等
生活支援コーディネーター* (地区生活支援員*)	松本市・松本市社会福祉協議会

ウ 地域活動支援センター*事業

施設名	所在地
燦・メンタルクラブ	松本市城西 1-9-2

エ 地域子育て支援拠点事業

(ア) こどもプラザ

施設名	所在地
こどもプラザ（筑摩）	松本市筑摩 1-13-22
小宮こどもプラザ	松本市島内 155-2
南郷こどもプラザ	松本市横田 3-23-1
波田こどもプラザ	松本市波田 6861
芳川こどもプラザ	松本市村井町南 2-21-45

(イ) つどいの広場

施設名	所在地
あがた児童センター	松本市県 1-3-20
沢村児童センター	松本市沢村 2-6-14-3
南部児童センター	松本市双葉 4-16
菅野児童センター	松本市神林 2663-3
島立児童センター	松本市島立 3298-2
寿児童センター	松本市寿豊丘 1032-3
二子児童センター	松本市笹賀 6071
鎌田児童センター	松本市両島 5-50
山辺児童センター	松本市里山辺 7241-2
岡田児童センター	松本市岡田松岡 513
浅間児童センター	松本市浅間温泉 2-9-2
今井児童センター	松本市今井 1595
中山児童センター	松本市中山 3532-1
高宮児童センター	松本市高宮南 7-40
田川児童センター	松本市渚 1-6-9
新村児童センター	松本市新村 1985-2
梓川児童センター	松本市梓川梓 736-1
四賀支所	松本市会田 1001-1
和田児童センター	松本市和田 2240-28
明善児童センター	松本市寿豊丘 813-7

オ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

地域において課題を抱える者の早期発見・早期対処や、生活困窮者、孤独・孤立に悩む者と地域とのつながりを確保するため、生活困窮者を含むあらゆる世代のための居場所づくりなどを行う団体へ補助を行います。

カ 地区福祉ひろば事業*

地区福祉ひろばは、自治・創造型の地域福祉の拠点として、住民主体により高齢者をはじめとした市民の「通いの場づくり」や「支え合いの関係づくり」などに取り組んでいます。

福祉ひろば名	所在地
第一地区福祉ひろば	松本市中央1丁目18番1号
第二地区福祉ひろば	松本市本庄2丁目3番23号
第三地区福祉ひろば	松本市中央4丁目7番28号
東部地区福祉ひろば	松本市女鳥羽2丁目1番25号
城北地区福祉ひろば	松本市開智2丁目3番39号
中央地区福祉ひろば	松本市大手3丁目8番1号
安原地区福祉ひろば	松本市旭2丁目11番13号
城東地区福祉ひろば	松本市元町2丁目6番5号
白板地区福祉ひろば	松本市城西1丁目4番16号
田川地区福祉ひろば	松本市渚1丁目1番9号
庄内地区福祉ひろば	松本市筑摩1丁目13番22号
鎌田地区福祉ひろば	松本市両島5番50号
松南地区福祉ひろば	松本市双葉4番8号
島内地区福祉ひろば	松本市大字島内4970番地1
中山地区福祉ひろば	松本市大字中山3746番地1
島立地区福祉ひろば	松本市大字島立3427番地1
新村地区福祉ひろば	松本市大字新村2179番地7
和田地区福祉ひろば	松本市大字和田2240番地31
神林地区福祉ひろば	松本市大字神林1557番地の1
笹賀地区福祉ひろば	松本市大字笹賀2929番地
芳川地区福祉ひろば	松本市野溝東2丁目10番1号
芳川地区みなみ福祉ひろば	松本市村井町南2-21-45
寿地区福祉ひろば	松本市大字寿豊丘424番地
寿台地区福祉ひろば	松本市寿台6丁目2番10号
岡田地区福祉ひろば	松本市大字岡田町517番地の1
入山辺地区福祉ひろば	松本市大字入山辺4765番地1
里山辺地区福祉ひろば	松本市大字里山辺2943番地1
今井地区福祉ひろば	松本市大字今井2231番地の4
内田地区福祉ひろば	松本市大字内田2203番地の1
本郷地区福祉ひろば	松本市浅間温泉2丁目9番2号
本郷地区南郷福祉ひろば	松本市横田3丁目23番1号
松原地区福祉ひろば	松本市大字松原39番地1
四賀地区福祉ひろば	松本市会田1001番地1
安曇地区福祉ひろば	松本市安曇88番地1
奈川地区福祉ひろば	松本市奈川3301番地
梓川地区福祉ひろば	松本市梓川梓2288番地3
波田地区福祉ひろば	松本市波田6908番地1

4 用語解説

あ	
I C T	Information & Communications Technology の略で、情報や通信に関する技術の総称。パソコンやスマホなどの情報通信技術。地域福祉ではオンライン相談や見守りに活用される。
アウトリーチ	生活上の課題を抱えていても相談機関等へ出向くことができない個人や世帯に対して、訪問支援、当事者が行きやすい場所での相談、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働き掛ける取り組みのこと。
アセスメント	「人やものごとを客観的に評価・分析すること」を意味する。対象者やその家族との面談や聞き取りなどから、心身の状態や日常生活の状況といった情報を収集し、要望や課題を明確にするために行う評価のこと。
S N S	ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。
か	
強度行動障害者	自分やまわりを傷つける行動や、パニック・大声・物をこわすなどの強い行動がよく出る知的障がいや発達障がいのある人で、日常生活に特別な支援や工夫が必要な人のこと。
健康寿命	病気やけがで寝たきりになったり、だれかの助けがないと生活できなくなったりすることなく、元気に自分のことをできる期間のこと。
更生保護女性会	地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体
子育て応援ボランティア	地域の子育てを、できる人ができる形で手伝う活動のこと。 主な活動としては、子育て家庭が参加しやすい行事・イベントの手伝い（会場内やキッズスペースでの見守り）がある
こども家庭センター	子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有し、サポートプランの作成や勧奨・措置を使いながら子育て家庭をマネジメントする機関
こども食堂	地域の子どもたちやその親、地域の人々が、だれでも気軽に行けて、みんなでごはんを食べられる場所のこと（子どもは無料）。家の人が仕事で忙しいときや、ひとりで食べるのがさびしいときでも、あたたかい食事を食べられて、地域の大人や友だちと話したり遊んだりできる。 食事を通して「地域みんなで子どもを見守る」ことを目的に、孤立を防いだり、地域のつながりを深めたりする役割もはたしている。 子ども食堂は、地域のボランティアやお店、農家、企業などが協力して食材を寄付したり、調理を手伝ったりして運営されている。 地域の人が少しずつ力を出し合って、子どもたちが安心して育つ環境を支えている取り組みでもある。
こどもプラザ	就学前の子どもと保護者などが自由に集い、相談・交流・育児講座・行事等を行う市の子育て支援拠点で、市条例に基づき筑摩・小宮・南郷・

	波田・芳川に設置され、相談や病後児・休日保育（実施館限定）などの機能も備える。
個別支援会議	困りごとを抱える本人について、関係機関が集まり支援内容や役割分担を話し合い、切れ目なく支援できるよう調整する会議
個別避難計画	避難行動要支援者ごとに、避難支援等を実施するための計画
コーディネート	人材や制度などを調整し、目的の達成に向けて全体をまとめること。
合計特殊出生率	15～49歳の女性の年齢別出生率（年齢ごとに1年間に生まれた子どもの割合）を足し合わせて計算したもので、その年に女性が一生の間に産むと想定される子どもの平均数をあらわす指標
さ	
災害ボランティアセンター	地震や大雨などの災害が起きたときに、被災地でボランティアとして活動したい人と、助けが必要な人をつなぐ役割をもつ場所のこと。 たとえば、家の中の泥かきをしてほしい人、壊れた家具を運んでほしい人など、困っている人のニーズを集め、手伝ってくれるボランティアとマッチングする。 活動の受付や説明、道具の貸し出し、安全対策なども行う。 災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会や自治体を中心となって、地域の団体や住民と協力して運営される。 多くの人が安心して参加できる仕組みをつくり、被災地の復旧を早める大切な拠点になっている。
ささえあいマップ	地区、町会、隣組等が作成する災害時に避難行動要支援者が避難所まで安全に避難できるように、避難先、避難経路、避難支援者等を記載した地図
市民後見人	養成研修を受講するなどして成年後見人等として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した人
松安筑成年後見ネットワーク協議会	成年後見制度利用促進基本計画に基づき、2市5村（松本市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村）が関係機関とのネットワークの構築及びその推進を図るため設置した協議会
生涯現役促進地域連携事業	高齢者が元気で働き続けられるように、松本市がハローワークやシルバー人材センターなどと連携して2019～2022年にセミナー等を開催令和4年7月に松本市生涯現役促進協議会は解散している。
初期相談体制	困りごとを抱えた人が最初に相談できる窓口で、話を聞いて課題を整理し、必要な支援機関へつなぐ仕組み
生活支援コーディネーター	地域において高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けてコーディネート機能を果たす人
重層的支援体制整備事業	年齢や分野にかかわらず、生活に困りごとがある人を相談支援・参加支援・地域づくりで切れ目なく支える仕組みを作る国の事業 「重層的（じゅうそうてき）」というのは、ひとつの支援だけではなく、いくつもの支援を重ねて行うという意味 たとえば、経済的に困っている人にはお金の相談だけでなく、仕事さがしや暮らしのサポート等も一緒に行う、というように、いろいろな支援をつなげて、切れ目なく助ける仕組みを作ることを目指している。

生活支援体制整備事業	介護保険制度に基づき、地域の見守り・買い物・外出支援などの“支え合い”を広げるために、第1層・第2層の協議体を設け、生活支援コーディネーター*を配置して、担い手の発掘・育成・マッチングやネットワーク化を進める取組み
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が不十分な方の福祉、介護サービスを利用するための手続や預貯金等の管理を支援するための制度
セルフネグレクト	高齢者などが自分の身の回りの世話や生活管理をしなくなり、ゴミ屋敷や健康悪化など生活に支障が出る状態で、多くは支援や助言を拒むため孤立や命の危険につながりやすい。
セーフティネット	予期せぬ出来事に遭遇した場合や、あらかじめ予想される事柄に備え、被害の回避や被害を最小限に抑えることを目的に用意された制度や仕組み
た	
誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業	年齢や分野を問わず、相談・参加・地域づくりを一体で進めて支援の隙間を埋める取組み（国の重層的支援体制整備事業*に基づき実施）
地域活動支援センター	障害者総合支援法等に基づき、市の基準（条例）に沿って設置される、障がいのある人や家族のための日中活動・相談・社会参加の拠点で、創作・軽作業・居場所づくり等を通じて自立と地域とのつながりを支える。
地域共生社会	地域に住む人たちが、年齢や障がい、国籍、立場などに関係なく、お互いに助け合いながら安心してくらせる社会のこと。 たとえば、高齢の人が子どもを見守ったり、子どもが地域の行事に参加したり、困っている人を地域で支えるなど、「みんなで支え合う暮らし」を目指している。
地域生活定着支援センター	矯正施設（刑務所、少年刑務所等）を退所する高齢者や障がい者に、必要な福祉サービス利用までの支援を行う機関。保護観察所と協働して、福祉サービスの利用を援助すること等により、地域の中で自立した日常生活・社会生活を営むことを目指す。
地域つながりづくり関係者連絡会	地域共生社会の実現に向けて、日常の様々な分野において緩やかな「つながり」を築くことで孤独・孤立を予防し、地域に必要とされる資源について関係機関が連携し、開発に向けて協議を行うために設置された連絡会 孤独・孤立対策地域協議会・第1層生活支援コーディネーター*協議体も兼ねる。
地域つながりづくり庁内支援チーム	地域共生社会の実現に向けて、日常の様々な分野において緩やかな「つながり」を築くことで孤独・孤立を予防し、地域に必要とされる資源について関係機関が連携し、開発に向けて取り組めるよう市役所関係課が参加する会議
地域包括支援センター	市町村が設置（委託を含む）する高齢者の総合的な支援を行う機関であり、介護予防や健康づくりの支援、権利擁護、医療と介護の連携を担う。
地域包括支援センター職員	高齢者の相談に応じ、介護予防や健康づくりの支援、権利擁護、医療と介護の連携をチームで支える専門職（主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師など）

地縁組織	地域ごとに町会（区・常会等）が住民の地縁にもとづいて構成され、広報配布、見守り、防犯灯やごみステーションの管理、道路・公園の清掃、防災訓練、祭りや交流行事など、暮らしを支える活動を担っている。町会への加入は任意だが、地域の安全・安心やつながりづくりの基盤として位置付けられている。
地区生活支援員	地域の見守り役として、ひとり暮らし高齢者や困りごとのある人を定期的に訪問し、生活状況を確認して必要な支援につなぐ人
地区福祉ひろば	地区ごとに住民や社協等が運営する身近な交流・居場所・見守りの拠点で、高齢者等のサロンや相談、見守り・見回り、ボランティア育成など“支え合い”活動を推進する取り組み
中核機関	国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、権利擁護支援を必要とする人が、必要なときに適切な支援につながるように、地域で支える体制を構築する「地域連携ネットワーク」の中心となる機関
町会サロン	町会（区・常会）や民生委員、ボランティアが公民館などで定期開催する、高齢者等の交流・見守りの「通いの場」。お茶会・体操・ミニ講座・健康チェック等を通じて孤立予防や介護予防を図り、必要に応じて地域包括支援センター*や生活支援体制整備事業と連携して支援につなぐ。
つむぎちゃんサポート	市民の助け合いによる有償生活支援事業で、高齢者や障がいのある人などの在宅生活を、協力会員が家事（掃除・洗濯・調理・草取り等）や外出・通院付添・ごみ出しなどで支援するしくみ（介護保険の有無にかかわらず利用可、社協が登録・調整・報酬支払いを担う。）
な	
日常生活自立支援事業	社会福祉協議会において認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が不十分なため、金銭管理などに不安がある方に対し、福祉サービス利用援助・金銭管理・書類預かりなどのサービスを提供する事業
は	
8050 問題	子どものひきこもりが長期化するなどにより、80 歳代の親が 50 歳代の子どもの生活を支えていること。親子が経済的に困窮し、社会的に孤立するなど、社会問題化している。
伴走型支援	困りごとを抱える人に寄り添い、相談をくり返しながら一緒に解決方法を考え、必要な支援につなぎ続ける支援のやり方
ひきこもり	様々な要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には 6 か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念をいう。
避難行動要支援者	高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人をいう。
避難所運営委員会	指定避難所ごとに、地域・施設・市が協力して平時から役割分担や訓練・マニュアル整備を進め、災害時の開設と運営を担う仕組み
ファミリーサポートセンター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業

福祉避難所	地震や大雨などの災害が起きたとき、特別な支援が必要な人が安心して避難できるように用意された避難所 たとえば、高齢の人、障がいのある人、難病のある人、妊婦さんや乳幼児など、一般の指定避難所では過ごしにくい人が利用する。 福祉避難所には、段差の少ない部屋や静かなスペース、体調をみてくれるスタッフ、おむつや医療用品などが用意されることが多い。 地域の福祉施設（特別養護老人ホーム、障がい者施設、デイサービスセンターなど）が自治体と協力して運営する。平常時から、どこを福祉避難所として使うか、どんな人を受け入れるか、どんな準備をしておくかを決めておくことで、災害時にすぐ動けるようにしている。
包括的相談 支援庁内推進 チーム	松本市役所の介護、障がい、子育て、生活困窮分野や相談業務を受ける関係課で構成され、重層的支援体制整備事業*の一環として、複合的課題を抱える人や支援が必要でありながら相談につながらない方への相談支援を庁内連携で進めるために設置されたチーム
包括的相談 支援連絡会	介護、障がい、子育て、生活困窮分野の各相談支援部署及び事業所が、相談の属性にかかわらず包括的に相談を受け止める包括的相談支援事業を推進するために開催する。 孤独・孤立対策地域協議会に位置付けられている。
法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPO 法人等の法人が成年後見等になり、本人の生活の維持や財産管理の支援のための法律行為を代行に行う。
保護司	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。 保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であるが、給与は支給されない。
ま・や・ら・わ	
まいさぼ松本	生活や仕事、家計などに困っている人が相談できる松本市の自立相談支援窓口で、社会福祉協議会が運営し、課題整理から解決まで伴走型で支援している。
民生委員・児童委員	民生委員法、児童福祉法に基づき市町村の単位に設置され、県や市町村と相互に協力し、社会福祉の増進に努めることを任務として、地域の要援護者への相談、援助、情報提供等の奉仕活動を行っている。
メディア・リテラシー	テレビ、新聞、インターネット、SNS などの情報を、正しいかどうか、自分にとって必要かどうかを考えて見きわめ、上手に使いこなす力のこと。
モニタリング	作成した計画が、きちんと機能しているか、計画を運用して検証すること。計画の課題を明らかにして、計画の見直しにつなげる。
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。負担や責任の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。
ライフステージ	人が生まれてから年をとるまでの、生活の段階（ステージ）のこと。 たとえば、子ども時代、学生時代、働き始める時期、子育てをしている時期、高齢になった時期など、人生にはいくつかのステージがある。 ライフステージごとに、必要なサポートや悩みごとはちがう。 たとえば、学生ときは勉強や進路、子育ての時期は保育園や仕事との両立、高齢になると健康や介護のことが大切になる。 町や市の計画では、ライフステージごとに必要なサービスや仕組みを考えて、みんながどの時期でも安心して暮らせるようにすることを目指している。

第5期松本市地域福祉計画

令和8年3月発行

発行 松本市

編集 松本市 健康福祉部 福祉政策課

〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号

電話 0263-34-3227 FAX 0263-34-3204

URL <http://www.city.matsumoto.nagano.jp/>

Mail fukusi-k@city.matsumoto.lg.jp

